

平成26年第1回東大和市議会定例会会議録第6号

平成26年3月4日(火曜日)

出席議員 (22名)

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	和地仁美君	6番	大后治雄君
7番	二宮由子君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
主事	櫻井直子君	主事	吉川和宏君

出席説明員 (28名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	石井卓之君
社会教育部長	小俣学君	秘書広報課長	鈴木尚君
財政課長	川口莊一君	防災安全課長	鈴木俊雄君
保育課長	関田孝志君	子ども生活部副参事	井上誠二君

青少年課長 中村 修 君
都市計画課長 當摩 弘 君
学校教育部 小坂橋 悦子 君
副 参 事
中央公民館長 福島 啓二 君

福祉推進課長 尾又 斉夫 君
建築課長 小泉 光信 君
社会教育課長 村上 敏彰 君
中央図書館長 関田 実千代 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 中間建二君

○議長（尾崎信夫君） 昨日に引き続き、18番、中間建二議員の一般質問を行います。

○18番（中間建二君） おはようございます。

昨日の市長答弁を受けまして、再質問をさせていただきます。

まず1番の3・11以降の災害対策の充実ということでお尋ねをしております。

①につきましては、これまで事業展開を行っていただいた内容等につきまして、昨日、御答弁をいただきまして、限られた予算、また防災担当といたしましても、限られた人員の中で、この間、本市としても優先的にこの災害対策の強化に取り組んできていただいているものと評価をしているところでございます。このアからエまでの4項目につきまして、昨日、御説明いただきましたが、特にこの3・11を風化させない取り組みといたしまして、過去2回、防災講演会を行っていただき、この3月9日には防災フェスタを、防災公園に整備された都立東大和南公園で開催をしていただくということで、この点についても大いに評価をしたいと思っております。これら4つ、アからエの内容については、当然のことながら今後とも継続をし、また繰り返しながら進化をさせていくということには当然なろうかと思いますが、まずこの全体ですね、この3年間の中でこの防災事業を優先的に取り組んできた中で、担当としてはこの間の取り組みをどのように総括をしているのか、総括的なお考えを伺いたいと思っております。

○総務部長（北田和雄君） 東日本大震災以降の防災対策に対する取り組みでございますが、まずは地域防災計画の見直しと、これを抜本的に行い、あとBCPの計画もつくって、教訓をできるだけ反映するように努力をしております。しかし、防災対策というのは一朝一夕にできるものではございません。被害想定の見直しなどにより、避難所生活者が大分ふえて食料の備蓄が足りなくなっているというような状況もございますので、引き続き着実にハード面での防災対策を進めていきたいというふうに思います。

それともう一つは、やはり総合防災訓練、9月に実施してありますが、これは大正12年の関東大震災を教訓として始められたものです。今回、我々は東日本大震災というものを経験しました。やはりこの教訓を長く市民に伝えていく必要があるというふうには思っております。そういうこともあって、防災講演会を初め、ことしから新しく防災フェスタというものも開始しましたんで、これも長く着実に続けることで防災意識を末永く市民の方々に周知していきたいというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） ぜひ、そのような方針のもとで今後とも進めていただきたいと思います。この間、私の2年前の一般質問、ちょうどこの第1回定例会の中で、この3・11を風化させない取り組み、また特にこの東京では首都直下型地震の発生確率が飛躍的に高まっている中で、必ずこの地震は起こるという前提で災害対策を進めていただきたいと思います。このようにお願いをさせていただきました。

そういう中で、市長の予算編成等の方針の中でも、この災害対策については優先施策として上げていただき、

御努力をいただいていたと思っております。市長自身、この間、限られた予算、人員の中での対策だと思えますが、総括的に振り返って、この間の災害対策の充実について、市長御自身はどのような御認識を持っていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 予算的にも充実させていきたいということで対処はしてるわけですが、限られた予算の中でということもございまして、まだまだというところはあるかなというふうには思っております。特に私自身、力を入れているというか、これからというところは、市内、大勢の市民の皆さん、在住しているわけございまして、そういう方々、1人でも多くの方々のつながりというか、日ごろの市内での生活の中で、日常生活の中でそういうふうな意識を持っていただけるようにしていきたいというふうな気持ちは特に強いわけです、いろんな資機材等を含めて体制を整えたとしても、やはりそれを活用したり、実際に発災時に行動に移せるのは、私ども市役所のほうというよりは、お近くの住民の皆さん方だというふうには理解してるわけです。そのために、いろんなところで地域の方々のきずな等を含めて、防災対策ということでやっているわけですが、そういうふうなものをもっともっと広く市内全域の中にやっていただけるような、そういうふうな形の方向に持っていければなというふうに思っております。もっと意識の高いというか、行動を起こしていただけるような地域を少しでもふやしていくという努力は、これからもしていかなければいけないのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○18番（中間建二君） ①のところについては、これまでの取り組みの総括的な内容、また今後の方針等について確認をさせていただくところでとどめておきたいと思っております。

引き続き②の次年度以降に取り組むべき課題についてお尋ねをいたします。

既に決定している方針と内容等について、昨日、確認をさせていただきまして、ハード面、ソフト面、あわせて着実に進めていただいているかと思っております。その中で、この個別の対応、また今後取り組んでいくべき課題として私が認識していることについて再度お尋ねをしたいと思います。

イのスタンドパイプの配備でありますけれども、具体的に今、当市において、例えば私が所属をしております第一光ヶ丘自治会でも、自治会独自の東京都の補助金を活用した予算の中で、自治会としてスタンドパイプを購入をし、また自治会の防災訓練等で活用しているような事例も出てきております。現在、市内でこのスタンドパイプが今、自治会や、また市が持っているものも含めてどういう配備状況になっているのか、またその活用状況も含めて確認をさせていただきたいと思っております。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） スタンドパイプの配布状況と活用でございます。今年度につきまして、東京都の水道局から消火栓を活用しました応急給水、初期消火用キットということで3セットですね、いわゆるスタンドパイプでございますが、3セットを貸与していただいております。今後2年間の間に12セットの貸与をいただくという予定でございます。スタンドパイプにつきましては、備蓄コンテナに配備し、市の総合防災訓練や自治会で行われます防災訓練等で活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

議員さんの御質問の今自治会等で補助金を活用いたしまして、購入いたしましたスタンドパイプ等につきましては、補助金の制度が2種類ございますが、そちらの制度にのっとりて光ヶ丘さんを初め幾つかの自治会さんで購入いただきまして、それを使った訓練を実施していただいているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私も地元の自治会の主催した防災訓練に参加をいたしまして、このスタンドパイプの

活用を体験させていただきまして、一度経験しますと、やはり一般的にこういう機材を扱うのがなれていない方でも、十分に初期消火や応急給水では有効的に活用できるなどということを実感をいたしまして、やはりこのスタンドパイプをできる限り市内の中で配備をし、また活用していただけるための体制づくりをとっていく必要があるということを感じましたところでもあります。

それできのうの御答弁の——今の答弁もありましたが、今後12器ですかね、スタンドパイプを配備されていく中で、基本的には防災倉庫での管理ということでの御答弁がありましたけれども、やはりこれまでの自治会での活用の状況等を見ますと、防災倉庫ですとかえって使いづらいんじゃないかと。いざというときに、その初期消火ですとか応急給水という観点から見れば、倉庫にしまってしまうというのはいかがなものかという思いもあるんですが、例えば自治会独自の活性化の補助金で自治会が持っている例もふえてきてる中で、市内にある33団体まで立ち上がった自主防災組織に持っていて、日常的な活用を図っていくという方向での御検討はなされていないのか、この点についてお尋ねいたします。

○総務部長（北田和雄君） スタンドパイプにつきましては、市のほうでは東京都の水道局から最終的には12セット貸与を受けますので、これについては防災倉庫にとりあえず保管をしまして、災害時とかそういうときに活用をしたいというふうに思います。ただ、通常の訓練などでも積極的に貸し出しをして、活用できればというふうに思っております。各自治会のほうですけども、関係でございますが、スタンドパイプ自身、結構幅のとりものでございますので、保管場所等、確保できる自治会等につきましては、先ほど課長のほうで説明しました東京都の補助金などを活用しながら、整備を進めていければというふうには考えてるところです。

以上です。

○18番（中間建二君） このスタンドパイプは、初期消火に活用するイメージがどうしてもあるんですけども、当然活用できるわけですが、あわせて給水ですね、いざというときに飲料水の確保ができる器材になるわけですので、これはその自治会や自主防災組織では、やはり身近な生活圏の中で給水ができるということについては大きくメリットがありますし、また積極的に活用したいというところは、当然これからもふえてくるかと思しますので、この防災倉庫にしまい込むことよりは、やはり身近なところでの管理、それが例えば自主防災組織で倉庫がないということであれば、まだ市民センター等の公共施設に置かせていただいて、この近隣での初期消火、また応急給水にしっかり活用していくということのほうが望ましいんじゃないかと思うんですが、この点についての御認識、再度伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 防災倉庫自身、基本的には公共施設のところに設置をしております。公共施設にも防災倉庫の鍵もございますので、公共施設そのものに置くのか、その敷地内の倉庫に置くのかということだと思いますので、活用状況を見て、頻繁に活用するようであれば、その防災倉庫が設置されている公共施設の中に置くことも検討はしたいというふうに思います。

以上です。

○18番（中間建二君） いずれにしても、せつかくこの配備がなされていく、東京都のほうから提供していただくものでありますけれども、やはりこれをできる限り一般の市民の方が使いこなせるようにするためには、継続的な、この機械に、このスタンドパイプに触れていく、また実際に消火栓等につないでいく体験をしていかなければいけないかと思しますので、身近な活用ができる体制をぜひとっていただきたいと思います。

続いて、防災ラジオの配備と立川FMとの連携でありますけれども、被災地を訪問いたしまして、さまざま意見交換を行ったときに、やはり災害時に改めてラジオの有効性、有用性が確認できたという声をたくさん伺

います。ここで、この防災ラジオということでお尋ねをしておりますが、単にこのFM、AM等の——ここでは例えば立川FMが受信ができるというだけではなくて、防災行政無線も直接受信ができる、また自動で電源が入る形の中で緊急放送等にも対応ができるような機能を備えた防災ラジオの配備ということを考えますと、東大和市は狭い市域ではありますが、例えばこの後お尋ねいたします災害時要援護者等には、御家庭の中にあつたほうが情報の伝達が速やかにいく例も当然出てくるかと思いますが、このあたりの今、各避難所に備えているだけではなく、もう少しこの防災ラジオそのものを、市民の御家庭に広く普及していくような考えを進めていくべきではないかと思っておりますが、この点についての御認識を伺います。

○総務部長（北田和雄君） 防災ラジオの関係でございますが、災害時につきましては、エフエムラジオ立川と協定を結んでますので、東大和市の情報はそこから取得できるというふうに思っております。それを災害時ということだけじゃなくて、日ごろからやはりエフエムラジオ立川というものの存在が周知されてないと、災害時にすぐそちらを利用するということにはならないと思っておりますので、日ごろの周知が大切だというふうには思っております。そういうこともありますので、総合防災訓練などでエフエムラジオ立川にも参加をしていただいて、周知を図っているところです。

また通常聞いていただくには、やはり市の情報などがそのラジオから流れてるということも大切だというふうに思います。ですから市の情報などもエフエムラジオ立川に積極的に提供し、また放送していただけるように働きかけたいというふうには思います。そういうことをする中で、災害時、いざというときにはこういうラジオで情報を得ることができるということを、やはりいろんな機会を通じて市民の皆様にも周知をしていきたいというふうには考えております。

○18番（中間建二君） 立川FMとの連携、また情報提供も当然やっていただかなければいけないわけですが、今お尋ねしたのは防災ラジオですね、防災ラジオそのものをもう少し行政のほうでも普及促進を考えていくべきではないかということでお尋ねをしております。この防災ラジオそのものの、例えばいろんな自治体で、市独自でこの防災ラジオを購入をし、市民に貸与もしくは購入をしていただいている事例が幾つもありますけれども、このあたりについては御認識ございますでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 災害時の防災ラジオの件でございますが、ちょっと他市の状況については私どもでは調査してございません。当市におきましては、4キロ四方の市ということで、各避難所にそれぞれ備蓄コンテナを整備してございますので、そこで防災ラジオを配備してるという状況でございます。各家庭に配布ということでは、ちょっと今のところ考えてございません。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私が調べたところでは、幾つもあるんですけども、例えば蒲郡市では単体で購入すれば7,000円ぐらいするものを自己負担1,000円で販売をしているとか、それから岐阜市では災害時要援護者の支援者になり得る、例えば自治会長ですとか民生委員、児童委員さんのところのみ無償貸与をしているとか、それから私どもが1月に訪問いたしました宮城県の登米市では、復興支援の交付金を活用して、基本的には全世帯に無償貸与を進めているというようなお話もございました。

もちろん市域が広い狭い、さまざまありますが、やはり防災行政無線が直接緊急時に受信ができて、今のその非常事態の内容が直接確認できるということは、市民にとっても安心にもつながるかと思えますし、特にひとり暮らしの高齢者がふえてきている中で、要援護者対策にもつながっていくものではないかというふうにご覧しておりますが、もちろん一定の予算等もかかりますので、この点については簡単ではございませんが、しか

しこの防災ラジオを各家庭に持っていただく、配備をしていただくということについては、ぜひ検討していただきたいと思いますが、この点について再度伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 防災ラジオの件でございますが、まだ市のほうではそこまで今の時点では想定はしておりません。一つ言えることは、東大和市としては、先ほどお話が出ましたとおり市域が狭いと、情報伝達にそれほど難しい地域も抱えていないという状況がございますけれども、大規模災害時というのは大きな混乱も予想されますので、防災ラジオの有効性が、どういう面で有効性があるのか、その辺を少し研究しながら考えていきたいというふうには思います。

以上です。

○18番（中間建二君） 今市のほうでは、防災行政無線を補完する形で、電話での自動音声応答サービスも導入していただきまして、特にこの無線を聞き逃した、放送を聞き逃した方にとっては、大変に有効な手段だと思っております。また一方で、やはりこの防災行政無線、広く市民の方に情報提供、緊急時に行うということを考えますと、市と、また市民の方にも当然自己負担もお願いをしながら、この防災ラジオの市内への配備ということについても、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

続いて、エの火災予防のための感震ブレーカーの設置促進についてお尋ねをいたしました。これにつきましては、調査研究をということでございましたが、ちょうどこの一般質問を通告した後に、2月27日に一般紙等で報道されておりましたが、国の中央防災会議のほうで首都直下型地震の被害想定を公表した中で、この感震ブレーカーの設置が非常に有益、有効であるということ報告をされたというふうには伺っております。

例えばこの首都直下型地震が発生した場合、最悪の場合、火災の死者が1万6,000人に上ると予想する一方、この感震ブレーカー等の設置によりまして、電気機器からの出火を防げば1万6,000人の犠牲者が9,000人に減少でき、さらに初期消火を徹底すれば800人にまで減らせる。このような指摘もなされた中で、国としてはこの感震ブレーカーの設置を強力に進めていきたいという方針だけが出されながら、なかなか進んでいないということが新聞報道等でなされていたわけでございます。

当然のことながら過去のさまざまな災害の教訓として、いかにこの火災を防いでいくかという視点で考えますと、地震のときにブレーカーを落とせる機能を持つこの感震ブレーカーの設置促進というのは、やはり東大和市におきましても着実に進めていっていただきたいと考えておりますが、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 感震ブレーカーの設置の件でございます。これにつきましては、議員さんおっしゃられましたように、出火防止策として大変メリットがあるというふうなことを聞いてございます。ただし夜間の場合、一斉に電気が停電するようなこととなりますので、避難行動をとる上でデメリットがあるというふうに考えられますので、日中に地震が起きるといことは限りませんので、こちらのほうもよく考えながら、今後、調査研究を進めなければいけないというふうには考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私も議員として一番気をつけているのは、やはり火事を出さない、火災を出さない、当たり前のことですが、誰しもが日ごろから生活の中で気をつけていることだと思います。そういう中で、この感震ブレーカー、いわゆる強制的にブレーカーを落とすことで、災害後に電気が復旧したときの電気ショートから起こる火災を予防する機器ですけども、数万円するものから、今おもり式の揺れによってブレーカーをおもりで強制的に落とす機器ですと約2,000円で販売をされておまして、私も一般質問をやるに当たって、

実物を確認しようと思ひましてインターネットで注文いたしましたところ、今非常に注文が殺到してるようでして、1カ月ぐらい手に入るまでかかるようで、注文はできたんですが、まだ実物を手にすることはできませんでした。

ただ、これ2,000円程度で、この感震ブレーカーの機能が十分果たせるものが、今普及しつつありますので、これらの情報をぜひ市のほうとしてもしっかり把握をしていただきまして、また、もちろんこれは国の中央防災会議が方向性を出していることですので、国のほうでも取り組んでいくことには当然なろうかと思いますが、やはり火災をいかに防いでいくかという観点からしますと、市としても着実に情報収集していただきまして、市民に対して的確な情報提供を図っていただきたいと考えておりますが、この点について再度お尋ねしたいと思ひます。

○総務部長（北田和雄君） 感震ブレーカーについてですけれども、御説明ありましたとおり確かに種類も3種類ほどあり、金額も数千円から10万円もかかるようなものまでであるというふうなことは承知しております。火災の発生に対して非常に有効であるということは言われております。ただ、物によりまして、一斉に家の中の電気が消えてしまいますので、電気を使って医療機器などを活用してる方などは少し注意が必要だというようなこともあるようです。ただ火災に大きな効果があるということでもありますので、そういった課題等もよく把握しながら、こういった対策もあるということは、市民のほうに周知をすることは考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○18番（中間建二君） よろしくお願ひをいたします。

続いて、オの防災協力事業所登録制度についてであります。これについても市としても、今さまざまな団体と協定を結んでいただいている中で、災害時の対応を図っていただいているわけですが、この個別の事業所等との登録、また協力を行っていく、この防災協力事業所登録制度についても、調査研究をしていくということで昨日、御答弁をいただいたところであります。

改めて確認ですけれども、当市が今まで取り組んでいただいております各種団体との災害協定と、今回お尋ねしております防災協力事業所登録制度との違いというものについて、どのように認識をしているのかお尋ねいたします。

○総務部長（北田和雄君） 防災協定につきましては、これは基本的には団体と協定を結んでいるものでございます。なぜかといいますと、災害時にこちらのほうに協力をさせていただきますので、やはり個人ですと、その個人が被災者ということにもなりますので、災害時の協力ということで大きな負担をかけるということも考慮しなきゃいけませんので、団体をベースに一応協定は結んでおります。

あと防犯協力事業所登録制度、これにつきましては、あくまでできる範囲で協力をさせていただけるということですので、協定を結んである程度の協力義務が出るような制度ではないというふうには認識をしておりますので、個人としては非常に制度としては活用しやすい制度ではあるというふうには考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今御答弁いただきましたように、通常の各種団体との災害協定では、おっしゃっていただきましたように、ある程度の協定上の責任といいますか、重みというようなものが当然あるわけですが、この事業所登録制度については、各個別の事業所もしくは個人等が、自主的に災害時に地域貢献ができる内容等について申告をしていただき、それをしっかりと行政としても把握をしていく、こういう制度でござい

ます。

この制度についても、やはり多くの自治体の中で、今までの災害協定から一歩進んだ形の中で取り組みが各自治体でなされておりまして、さまざまその自治体の状況、成果等を伺いますと、まず一つには、当然のことながら個別の事業所、個人の自主的な申告を登録をしていただくことによりまして、地域の防災力そのものを高めていくという大きな効果がある。それから2点目に、それを事前に市が登録制度として受けとめることで、市としての地域の防災資源というものがしっかりと把握ができる。3点目には、コストも余りこれはかからない。当然この事務手続上の負担はありますけれども、また協力をいただいた事業所に、例えば協力事業所としてステッカー等を配布する中で、啓発や意識づけ、意義づけを行うような費用はかかるようではありますが、しかし比較的負担も少なくできると伺っております。

登録していただく事業所そのものにも、社会貢献といえますか、災害時にしっかりと地域の中で協力していきますよということを、事業所、また個人として、社会貢献の一助にも、PRすることができる。こういうさまざまな効果があるというふうには伺っておりますので、やはり東大和市の地域の防災力を高めていく上では、これまでの団体との災害協定から一歩進んだ形で、個別の事業所、また個人にいかに関与時に地域で貢献をしていただくか、働いていただくかという視点を持って、この登録制度もぜひ進めていっていただきたいと思いますが、再度伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 防災協力事業所登録制度でございますけれども、似たようなものとして今進めてるもので防災農地の登録制度がございます。これはJ A東京みどりと提携をしまして、市内の農家さんに参加をしていただいて、災害時に緊急的に避難場所として農地を活用させていただくと。それによって農家の方が、農作物が被害を受けた場合は、市のほうでその分、補償しますという仕組みになっておりますので、一応形は協定という形をとっておりますけれども、登録農家につきまして農協のほうで取りまとめていただくという内容からしますと、仕組みとしては非常に近いものがあるかなというふうには考えております。

そのほかのいろんな分野での同様の形として、この登録制度というものがあるというふうには理解しております。東大和市の市内の事業所で、どれだけ協力していただける事業所があるかどうか、その辺まだ全然把握はしておりませんので、その辺の把握なども含めながら検討を進めていきたいというふうには考えております。以上です。

○18番（中間建二君） 当然のことながら、この協力制度、登録制度は、あくまでも自主的に、みずから置かれた環境の中で、またみずから有する人的資源を活用して、いざというときに地域貢献、しっかりやりますよということを自己申告していただく、またそれをしっかりと市としても把握をしていくという制度ですので、自主的な取り組みの側面が第一であるということを再度申し上げておきたいと思っております。

その上で、例えば先日も2回にわたって当市も大きな大雪に見舞われた中で、これまで経験したことのないような雪かきの苦労を市役所の職員の皆さんもされましたし、我々もそれぞれ地域の中で体験というか、取り組みをしたわけですが、今後もあのような大雪も、当然数年に一度は起こるってということも想定もしていかなければいけないぐらいの今回大きな経験であったと思いますが、こういう中でも、例えば雪かき、大雪っていう一つの災害に対しても、個別の事業所、また個別の個人が地域的にどの程度貢献をしていただけるのかということについても、ある程度、市が把握をできれば、市として重点的に、今回は北側斜面の雪かきをやっていたいただきましたが、また駅周辺についても取り組んでいただきましたけれども、市としても重点的に取り組んでいかなければいけない場所が明確になっていくのではないかなというふうには考えております。幾つか課題はあろ

うかと思えますけれども、この登録制度についても、ぜひ検討を重ねながら着実に進めていっていただきたいと思えます。

続いて、カの災害時要援護者の安全対策ということでお尋ねをいたします。

これまでのモデル事業を行った後の要援護者事業が、当市においてもようやくスタートできたわけですが、現状でこの名簿の登録状況というのは、どのような状況になっているのかお尋ねいたします。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 名簿の登録状況でございます。平成26年2月末時点の要援護者名簿の登録者数としまして、市全体で対象者が約2,900名いらっしゃいます。そのうち登録をしております方は約1,460名で、登録率としましては約51%となっております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） いわゆる要援護者と思われるであろう、この要介護度の高い方、また一定の障害をお持ちの方ということで、対象者2,900名ということで今御説明いただいたかと思えますけれども、この51%の登録状況というものは、あくまでも御本人の申告申し込みによって当然登録をさせていただいているわけですが、市として、いざというときに救援、救助をお願いしたい、また避難のための協力をお願いしたいという方の申し込みとしては、ある程度必要な方には認識をさせていただいた、もしくは周知ができていているというふうに、現状の数で判断をしているのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思えます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 名簿の登録されている方の人数につきましては、先ほど課長のほうから御答弁させていただきましたが、やはり51%の登録率ということでございますので、やはり今後の課題といたしましては、引き続き登録者をどのようにふやしていくかということであろうというふうに考えております。実際には、例えば今年度であれば9月とこの2月に、新たに対象者になられた方と登録の未回答の方への登録勧奨ということで2回行わせていただいておりますし、平成24年度におきましても同様に再勧奨という形で年度内に2回ほどお送りはさせていただいております。そういった形で、私どもといたしましても周知に努めているところでございますが、やはり引き続き市報やホームページで、この登録制度を広く周知して、新たな登録される方の拡大に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、今51%の方が登録をいただいた中で、いわゆる市としては要援護者の把握ができたという、一定数の把握ができてくるということになるわけですが、いわゆる要援護者のリストというか、この名簿をどの程度の範囲の方が情報として共有をし、またいざというときの災害のときの安否確認なり避難の誘導なりということが、どういう体制でとっていくのかということが、当然大きな課題になってくるわけですが、本来的には当然のことながら、個別の支援計画をつくっていくということが計画の中でうたわれてるわけですが、その前段として、まず市が把握をさせていただいてる要援護者の情報というのは、どの程度の関係機関、団体の中で共有をされているのかということをお尋ねしたいと思えます。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 要援護者名簿の提供先についてでございます。要援護者名簿につきましては、災害時に支援活動に使用しますことから、北多摩西部消防署、東大和警察署、それと消防団、社会福祉協議会、東大和市高齢者ほっと支援センター、それと民生委員・児童委員協議会、それとあと協定を結んでございます自治会やマンション管理組合というところに提供させていただきまして、災害、起こりましたら、すぐには行ける状況にはないかもしれませんが、複層的に共有することで、要援護者対策に対応しているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それだけの関係機関の中で、一応の情報共有が図れるところまでできているということでございますと、次の段階として、本来的には個別の要援護者に対して個別の支援計画を作成をし、災害時の対応を明確にしていくということが求められてるわけですが、この個別支援計画が、今具体的に策定ができている数というのはどれぐらいまで進んでいるのか。この点についてお尋ねいたします。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 個別支援計画の作成状況でございますが、こちらにつきましてはモデル地区です、湖畔と南街、栄一丁目、こちらにつきまして行っていただいたところでございます。数としましては、ここの両自治会、要援護者、約60人です、それで支援計画ができてございますのが、その約半分、おおよそ50%というような状況でございますが、近くの人で顔見知りの方が伺うようなことで、できるだけスムーズに支援計画が進むように努力していただいたところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） モデル地区での30人ということですが、本来的な考え方としては、今登録が既になされている1,460人に対しての個別支援計画をどう作成していくかということが、大変大きな課題には当然なってくるわけですが、これをやっていくためには、まさに冒頭、市長に御答弁をいただきましたように、地域のコミュニティーなり市民の皆様のまさにお力をおかりできなければ、この1,460名の方の個別支援計画というところまでは全く当然たどり着くめどがないわけですが、この点について、当然大変難しい課題であります、しかし一方で着実に進めていかなければいけないということを考えますと、どう自治会を初めとした地域コミュニティーの皆様に御協力いただく体制をつくっていくのかということが、次の大きな課題であるかと思いますが、このあたりどうこの難しい課題に取り組んでいこうとされているのか、お尋ねしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） モデル事業につきましても、もともとそのコミュニティーの力が、割としっかりしているというようなところの湖畔と南街の地域というところで行わせていただいて、それを検証させていただきました。その状況であっても、なかなかやはり個別支援計画の作成までには非常に困難なことが多々あり、実際に行っていた皆様からは、さまざまな困難な理由等などの御説明をいただいて、なかなか道のりは険しいなというところでは私どもも考えているところでございます。ただ、今やはり中間議員がおっしゃっているように、引き続きこれにつきましてはきちんと丁寧に取り組んでいかなければいけないというふうにご考えておりますので、やはり私どもといたしましては、平成25年の3月に要援護者の個別支援計画の関係では、モデルのガイドラインというものを策定いたしましたので、これをさらに自治会やマンション管理組合などの方々に知っていただいて、協力を得ながら進めていかなければいけないというふうにご考えております。

また防災安全課のほうで、地域の方々に対して、自治会の方に対して行っている事業の中で、やはりその中で私どものこの要援護者対策というものも一緒に進めさせていただきながら、取り組みをしていきたいというふうにご考えております。やはり地域のコミュニティーをこういう防災という観点から、やはり何とか皆さんの地域で頑張っていただきたいというようなことで、防災意識の向上なども含め、福祉関係の見守りとか、そういった支援というふうなお気持ちも含めた意識の醸成というものが必要であるというふうにご考えておりますことから、庁内の関係機関等を含め取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 大変に難しい課題であるかと思いますが、私が所属しております自治会でも、災害時要

援護者支援のこの制度にのっとった形の中で、要援護者対策、また個別支援計画にまで自治会がしっかりと協力しようということで、一度検討がなされたんですけども、しかしさまざまに検討を重ねる中で、どこまで対応ができるのかという現実的なことを見たときに、なかなか進まなかったということをお話も伺っております。そういった中でも、やはりしかし命を守っていく、特に災害弱者と言われる高齢者や障害者の命をどう守っていくのかということを考えてときに、一歩ずつでもこれは進めていかなければいけない大きな課題であるかと思っておりますが、この点について、この地域コミュニティーをどう活用していくか、また御協力いただけるかということについても含めて、この点について最後、市長に御認識を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 災害弱者と言われる方々、災害の援助、災害時のそういう方々をどう支援していくかというのは、先ほど部長のほうからも話があったように、大変大切な問題だというふうには認識してるわけです。またモデル事業等を含めて、先ほど湖畔あるいは南街、栄ということで実際にやっていただいたわけですけど、そういったところでもそんな話を聞いているというふうな、直接お話を聞いているけど、その支援計画そのものをつくるに当たっては、協力的な方ですと比較的作りやすいというところあるかと思っておりますけども、プライバシーということもありますので、なかなかそこまで、まず突っ込んで入っていけないというのが1つと、それからもう一つは、それらの方を助け出すに当たって、やはり行く人間が1人、2人では難しいと。やはり3人、4人の方が行かないと、1人の方を避難所まで、あるいは一定の指定された場所まで連れていくというのは、非常に実際にやってみると難しいものがあるということで、そういった意味で、先ほど言った地域の中でそういうふうな体制をどれだけつくれるかというのは、非常にこれだという答えは現実には、今時点ではなかなか、その時点で3人、4人の方をあそこの障害の方、あるいはあそこの高齢の方のところということになりますと、地域の中にそれだけの人材がないというのが現実問題で、これが大きな壁になっているかなというふうな思いはございます。

ただ、先ほど言いました地域の中でお一人お一人の方々をどう把握しながら、そして助けて、支援をしていくかということにつきましては、そんな簡単に答えは出ないというふうには思いますが、ただそれらについてはこれからも、地道ということになるかなというふうには思いますが、精いっぱい進めていくという方向でいきたいなというふうには思っております。今後いろいろな方々のお話を聞かさせていただきながら、その対応を検討、模索していければなというふうには思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今回、今後取り組むべき課題ということで幾つかお尋ねをいたしまして、その中でも、やはりこの災害時要援護者対策というのは、一番重たいというか、難しい課題であろうかと思っております。しかし、何となくここも体制をとっていかなければいけないのが、市長、また市の役割でもあろうかと思っております。自治会、また自主防災組織等を含めた中で協力体制を着実にとっていただきながら、この災害時要援護者対策も、困難ではありますが、進めていっていただきたいと考えております。

多くの項目についてお尋ねをいたしましたが、この災害、特にこの3・11を教訓にした災害対策の強化ということで繰り返しお願いをしてきた中で、一定の成果が得られているかと思っております。その点については率直に評価をしながら、また一方で繰り返し繰り返し、特に防災訓練や、この風化させない取り組みとしては、当然継続していかなければならない課題でありますので、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

続いて、2番目の項目に移らせていただきます。

情報公開と説明責任の充実ということで、これまでの取り組み内容等についてお尋ねをいたしまして、御答

弃いただいたところであります。これまで比較的踏み込んでおりませんでしたパブリックコメントについての統一基準をしっかりとつくっていくという方針が示されましたので、この点については評価したいと思います。一方、率直に尾崎市長が市長就任以来の情報公開とか説明責任といったときに、果たしてどこまで充実をしているのか、また市民から見たときにその説明責任って言われるものがどこまで果たされてるのか、充実してるのかということについて、再度、御認識を伺いたいと思うんですけども、この情報公開とか説明責任って言ったときに、やはり受け手はあくまでも市民なわけですから、市民がどういう情報を……

○議長（尾崎信夫君） 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、議長のお許しをいただきまして、席を暫定的に変更させていただいて、質疑を続けさせていただきます。

先ほど途中になりましたが、情報公開と説明責任といったときに、やはり受け手である市民がどういう情報を望んでいるのかということ、やはりそれを認識した上で情報公開施策というのは進めていかなければいけないと考えておりますが、この点について市民はどのような行政情報を望んでいるのかということについて、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○企画財政部長（並木俊則君） 行政の情報、多岐にわたりますが、基本的には時期の問題、大切なタイミングというものがありますし、またどのような確かな情報をお示しをした中で、説明を丁寧に行えるかというところが基本形ということで、各部署もそのような形を持ちながら対応しているというふうには考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当然この時期にかなった情報ということはあるかと思いますが、やはり市が行う施策の形成過程というものがどうなっているのかということ、やはり明らかにしていくことが、私は本来求められている情報公開や説明責任ではないかと考えております。例えばさまざまな政策を策定をしていく、また政策判断をしていく上では、当然社会情勢ですとか国や都の政策にも関係をいたしますし、また市民ニーズというものがどういうものであるのか、また私も議会もさまざまなところで市民ニーズを受けて、議会からの議員としての見識をもって発言、要請をさせていただくこともありますし、最終的には市長自身の政策が、政策判断ということが大きな要因にはなってくるかと思いますが、たださまざまな課題に対して、それを解決していくための政策っていうものが、どういう判断や要因によって変化をし、決定をしていくのかっていう、その過程を明らかにしていくということが一番望まれていることであろうかと思いますが、尾崎市長自身がこの情報公開や説明責任を果たすといったときに、ここの課題をどう解決していくのかという視点が当然最重要かと、私はそう思っているんですけども、その点について御認識を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） おっしゃるとおり、結果としてできたものをお知らせするというふうなことも、当然重要なことというふうには思っておりますけど、今おっしゃられたように、その物事を決めるに当たるその政策過程とか、形成過程とかのを知っていただくというのも、非常に重要なことというふうには思っております。

そういった意味で、今回は自治基本条例、これのあり方について市民懇談会等を含めて、行政側がたたき台

を出すという考え方ではなくて、やっぱり市民の皆さんに御意見を出していただきながら、一つのたたき台的なものをつくり、そしてそれをさらに形あるものにするという意味で、また多くの市民の皆さんから御意見等がいただけるような、そんな形での政策の形成を目指していきたいなということで、今回の自治基本条例についてはそんな形で今進めているところでございますけども、他の事業につきましても、基本的には同じ考え方でこれから進めていこうというふうには思っております。

ただ、まだまだ市民の皆さんの中には、直接行ってお話をさしていただく上で、私自身が感じるのは、まだまだ行政側がたたき台というか、形をある程度示してもらわないとというふうな考え方を持つての方が多数いるのかなというふうな思いはございますけども、ただそうではなくて、皆さん方の御意見も政策を作成するに当たって、前提として意見を聞いてから形あるものにしていきたいんだというふうなことを、いろんなところでお話はさしていただいているわけですけども、それはやはり今後、市民との協働ということも目指していますけども、そういうふうなものにもつながっていくんだろうというふうには私自身思っていますし、これからもそういう考え方で進めていきたいというふうには思っているところです。

以上です。

○18番（中間建二君） 施策の形成段階からの情報公開、説明責任を果たしていくということが、非常に求められているかと思えます。そういう中で、以前にもお尋ねいたしました、この東大和市の新たにスタートいたしました基本計画の中で、成果指標をしっかりと掲げて、その成果指標の達成度をしっかりとチェックをし、進行管理を行っていくということで、この基本計画が取りまとめられておまして、25年度、スタートしているわけでございます。これについては、毎年きちっと調査をかけながら、どこまでこの成果指標が達成できたのかということ把握をしながら、基本計画の進行管理をしていくということで、これまで説明されておりますが、この点についての取り組みは着実に進んでいくということで考えていいのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 第四次基本計画の進捗管理ということで、今のお話ありましたように成果指標を用いるわけなんですけども、その成果指標を用いるに当たりまして市民意識調査を実施しております。現在2月15日に2,000人の方、18歳以上の市民の方で2,000人の方を抽出させていただきまして、その方々に調査票を発送しております。3月15日が回答期限というふうになっておりますので、それを集約させていただいて、おおむね8月ぐらいには報告書をまとめられますので、そのときに市民の意識がどのように移ってるか、あるいは満足度が達成されているかということ把握をしながら、第四次基本計画の施策を進行管理してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 8月に一定の市民意識の調査が集計されるとなると、当然のことながら9月の決算審査も経た上で、次年度の予算編成の中に、その成果指標の達成状況も踏まえつつ、重点的に予算配分をしなければいけないもの、またある程度達成できたということで対応が考えられるもの、そういう判断基準にもなってくるかと思えますし、またその成果指標をしっかりと活用しながら進行管理をしていくことを、またそれをきちっと市民の皆様へ御説明していただくことも、この情報公開と説明責任という意味では、大きな一つのツールになっていくかと考えておりますが、この点についての御認識を伺いたいと思えます。

○企画財政部長（並木俊則君） 中間議員おっしゃるように、今の市民意識調査、ここで3月15日までにとすることで、分析をしますのに数カ月かかりますので、最終的に満足度等の結果が出るのが8月ごろというふう

想定してございますので、その結果を、当然のごとく27年度の予算も含めて、今後の将来の計画に沿った中で
の予算編成のほうにも結びつけたいと思いますし、その調査結果をいろいろな形で分析の上、反映する部分と
いうのはございますので、今後そのようなことに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当然のことながら、いろんなやり方があるかと思いますが、この基本計画の進行管
理をしっかり果たしていくことも、大きなツールになるかと思えます。

続いて、次の予算編成過程の透明化についてお尋ねしたいと思いますけれども、この点について市長は常々、
この予算編成方針の中で透明化を図っていくんだ、過程の透明化を図るんだということを言われておりますが、
私自身は市長自身が編成をいたしました2カ年の予算編成を見ても、なかなか予算編成過程が明らかになって
る、市民にわかりやすくなっている、透明化されているとは、私はなかなか今、受けとめられない状況なんで
すけれども、この点についての市の認識を伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 予算の透明化、予算編成の透明化でございますが、当初予算というふうな形に
なると思われませんが、今までも尾崎市長になってから予算編成方針のホームページへの掲載あるいは予算概要
のですね、こちらにつきましては2月中旬ごろになりますが、市議会議員の皆様にも説明した後、ホームページ
に掲載をしております。それで、また同時期に、2月の下旬になりますが、予算書及びその説明ということで、
ホームページに掲載してるといような形で、ここ2年間、そのような形の結果を出しております。

今、中間議員おっしゃるように、なかなか予算編成の過程というのは、同時進行で示す部分というのが難し
い面もございまして、私どもの課題としては、今後も予算の調整、あるいはその査定の内容の部分の情報提供
をできることが一番いいのではないかというふうな認識は持っていますが、いろいろ研究していく中で、やはり
時期的な問題等もございまして結果がなかなか出せないんですが、これについては課題ということで認識はし
てございますので、何かしらの形で部分的にあらわせるような形をとりたいというふうには常に思っておりま
す。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 今おっしゃられた予算の編成等を含めた透明化ということでございますけれども、予算編
成の――先ほど部長のお話と同じことになりますけれども、示達だとか、あるいは概算要求、そして査定の各
段階という形で、それはきちつきちつと対応しているわけでございますけれども、先ほど中間議員がおっしゃ
った、一般の市民からしてみますと、その過程がなかなか目にできないというか、よく理解できないというか、
そういう点があるのかなというふうに思います。そういった意味で、市民の方からは、どうなってんだろうね
というふうな話があるのかなというふうに私自身は考えているわけですが、そういった意味ではその過程
につきまして、それぞれの過程でどのように現時点で具体的にやっているのか、そういう内容をどう市民の皆
さんにお知らせしていくのか、これは広報あるいはホームページ、いろいろとあると思えますけれども、そうい
う点も含めまして今部長が言いましたように今後しっかりと対応していきたいと、そのように考えているとこ
ろです。

以上です。

○18番（中間建二君） これも当然担当は御存じだと思いますが、先進的にこの予算編成過程の透明化を図る
ということを表明されてる自治体の事例等を見ますと、いわゆる概算要求の段階から、その数字がどういふ
うに変化をしていくのか、またどういふ要因によって増減をし、最終的に市長査定を経て決定していくのかと

いうその過程が、やはり丁寧に説明をされているような取り組みもなされているかと思えます。

尾崎市長が、この予算編成過程の透明化ということをはっきり方針で示されてる以上、やはりそこを市としてもさらに御努力をいただきたいと思えますし、また当市においては数年前から枠配分予算についても取り組みをしていただいておりますので、これについても当然のことながら市長の政策の前段として、各部におきまして今年度どこを重点的にやっていくのか、どの事業をなし遂げなきゃいけないのか、こういう当然部長としての判断もあろうかと思えますので、そのあたりがやはり明らかになっていくことが、予算編成過程の透明化につながっていくと思っておりますので、このあたりについても御努力をお願いしたいと思います。

続いて、市報の各戸配布ということでお願いをさせていただきまして、御答弁では費用等、日数等も含めて御検討いただいているということでしたが、やはり今新聞の購読世帯そのものが非常に減ってきている中で、新聞折り込みでは十分に市報が市民の皆様のお手元に届いてないという、こういう実態はもう明確にあるかと思えます。そういった中で、当然この予算的な面もあろうかと思えますけれども、ちょっと近隣市の状況等も踏まえた中で、東大和市においてもこの市報の新聞折り込みから各戸配布への切りかえは、そろそろやらなければいけない時期に来てるんじゃないかと考えておりますけれども、この点についての御認識を再度伺います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 市報の全戸配布につきましては、26市の状況をまず御紹介申し上げます。26市中、全戸配布をしているのが17市、それから東大和市と同じように新聞折り込み及び希望者への宅配を利用しているのが9市という状況でございます。全戸配布をしている自治体で、主に17市中15市でシルバー人材センターに委託をして配布をしているという状況でございます。

あと全戸配布につきましては、1点、問題点がございまして、今新聞折り込みでは1日と15日号の配布につきましては、当日、全世帯に到着をしているという状況でございます。全戸配布につきましては、最短で2日間かかっていると。多い市では、4日間をかけて配布をしているという状況でございます。また経費が少し膨らむという状況もございまして、私どもで見積もりをとった数字を比較してみますと、2日間で配布することで、今現在の新聞折り込みでの配布と比較して、およそ360万円ぐらいの経費の増が見込まれるというものでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 今2日間での配布ということでございましたけれども、当然新聞折り込みをするためには、当日、1日ではなくて数日前に当然納品もなされているわけでしょうし、一定数ですね、なかなか1日、2日で市内全域に配布を行うということは非常に困難だと思いますので、少し日数の余裕も見ながら行えば、もう少し費用も削減できるんじゃないかと考えております。やはり市報というのは、当然インターネット、これだけ発達している中でも、やはり一番市民に親しまれ、また市政情報を得るためには、一番有益、有効なツールでありますので、当市においても各戸配布に切りかえるべきにきているのではないかと考えておりますが、再度、御認識を伺いたいと思えます。

○企画財政部長（並木俊則君） 研究のほうは大分進んでおりまして、いろいろな比較をしているところでございますので、東大和市の特性等も考慮した中で、なるべく短い日数で公平に配布できるような方法を考えながら、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） よろしくお願いをいたします。

次のソーシャルネットワークの活用ということで、ツイッターの活用状況等について御答弁いただきまして、これも3・11以降、有効なツールであるということをお願いいたしまして、着実に進めていただいているかと思えます。先日の大雪や、また南街で発生した傷害事件等にも、やはり市民の皆様に的確な情報を伝えることができたのではないかなというふうに考えております。

そろそろ近隣市の状況も踏まえたと、フェイスブックについても活用を図っていただけるのではないかと考えておりますけれども、この点についての検討状況を伺いたいと思えます。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） フェイスブックにつきましては、26市の中で現在6市で取り組みをされているという状況でございます。その目的としましてはさまざまございまして、観光情報ですとか防災、気象情報、それから市内のイベントの様子、あとフォトニュースということで使われているようでございます。本来の目的とは違ってくるかもしれないんですが、東大和市も今市内のイベントの様子を、後日、皆さんにお伝えするコーナーというのがございませんで、ぜひそういうコーナーとして使っていけるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） イベント情報等も当然大事ですけども、やはり市長の積極的な情報公開ですとか説明責任といったときに、このフェイスブックを活用した情報提供というのも非常に有益だと思いますので、あわせて御検討をお願いしたいと思います。

3点目の大事な課題がありましたけれども、時間がなくなってまいりましたので、本日この点についての再質問は次回とさせていただきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、3番、尾崎利一議員を指名いたします。

[3 番 尾崎利一君 登壇]

○3番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。一般質問を行います。

1、小中学校の耐震化とクーラー設置について。

①子供が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所でもある学校について、躯体の耐震化が完了したことは喜ばしいことですが、非構造部材の耐震化が伴わなくては本当に安全を確保することはできません。最優先で取り組むべきですが、非構造部材の耐震化の現状と計画について伺います。

②普通教室へのクーラー設置は完了しましたが、特別教室については未設置を残しています。現状と対応について伺います。

③東京都が来年度から5年間、特別教室へのクーラー設置の助成制度を実施します。これを活用して来年度から、まず助成対象教室から設置を進めるべきと考えますが、いかがですか。

2、保育園の待機児解消と保育園、幼稚園、学童保育などの子供施設について。

①保育園の待機児童について。

ア、「保育に欠ける児童」の現状をどのように認識していますか。

イ、「保育料の点でも、人員や設備の点でも、できれば認可保育園に預けて安心して働きたい」という声か

多いと思われます。この点について、市の認識と対応、また課題について伺います。

②保育園、幼稚園、学童保育について、子供の安全を守る上での人員体制や運営、設備などについて伺います。

③学童保育の今後の展開について、市の見解を伺います。

3、介護保険の改悪について。

①昨年12月20日に厚生労働省社会保障審議会介護保険部会が意見書を取りまとめ、これに基づいて2月12日には「医療・介護総合推進法案」が閣議決定されました。介護保険について、その概要と市民への影響について伺います。

以上です。再質問については、自席にて行います。よろしく申し上げます。

[3 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、小中学校の非構造部材の耐震化の現状と計画についてであります。小中学校の校舎、体育館につきましては、平成24年度をもちまして耐震化工事が完了いたしました。今後、計画的に非構造部材の耐震化対策を進めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、クーラーの設置についてであります。小中学校全校の普通教室につきましては設置が完了いたしました。また特別教室のクーラーにつきましては、一部設置したところであります。今後、東京都の補助の動向等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、保育に欠ける児童の現状認識についてであります。認可の保育園に入園する条件として保育に欠ける状況が必要となります。また保育に欠ける理由といたしましては、就労、出産、疾病、求職などでございます。

次に、認可保育園の保育料及び人員、設備状況の市の認識と課題についてであります。認可保育園は保育士の人員や施設の面積、設備など厳しい基準を満たし、安全安心の確保が重要であります。保育料につきましても、所得に応じた負担で利用できる施設となっておりますことから、認可保育園の申し込みが数多くなっていると認識しております。これらのことから、市といたしましても認可保育園の新設や増改築を実施し、待機児童削減に向け取り組んでいるところであります。課題につきましては、需要と供給のバランスと市財政への負担の増大であると考えております。

次に、安全を守る上での人員体制や運営、設備などについてであります。幼稚園、学童保育所においては人員等の加配はございませんが、認可保育園では通常の保育を実施する上で、基準外保育士の配置などを行い、安全確保に努めているところであります。各施設ともに、外部侵入や不審者などに対応するための対応職員配置はございませんが、玄関等の施錠や入室時の人物確認を実施しているほか、有事の際における対応として、東大和警察署の協力により防犯研修会を実施しているところであります。

次に、学童保育の今後の展開についてであります。児童福祉法の改正により、これまで小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童とされていた対象児童が、平成27年4月1日から小学校に就学している児童と変更されることから、今後、基準の制定など国の動向を注視し、当市の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、医療・介護総合推進法案における介護保険についての概要と市民への影響についてであります。介護保険法改正の関係では、1つ目は地域包括ケアシステムの構築として地域支援事業の充実が、2つ目は持続可能な制度の構築として低所得者の保険料軽減の充実、一定以上の所得者の利用料自己負担額の引き上げ等が盛り込まれております。大きな改正となりますことから、さまざまな面で制度の変更がされると認識しております。市といたしましては、国及び東京都の動向を把握しながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校の非構造部材の耐震化の現状と計画についてであります。非構造部材でもあります校舎外壁につきましては、平成25年度に小中学校全校において外壁等の劣化状況調査を実施いたしました。この調査結果をもとに、平成26年度においては、小学校2校、中学校3校の校舎外壁改修工事を実施する計画となっております。またその他の学校につきましても、順次、改修工事の実施に向け計画してまいりたいと考えております。なお、外壁以外の非構造部材である天井材や内装材の調査及び改修につきましても、今後順次計画してまいりたいと考えております。

次に、特別教室へのクーラー設置の現状と対応についてであります。小中学校の特別教室へのクーラー設置は、音楽室、コンピューター教室及び図書室において完了しております。教育委員会といたしましては、良好な教育環境を確保するためには、未設置となっております特別教室についても設置を進めていく必要があると認識をしております。

次に、特別教室へのクーラー設置に対する東京都の助成制度についてであります。東京都では平成26年度から平成30年度までの予定で、小中学校の特別教室へのクーラー設置に対し、冷房化支援事業を実施する計画となっております。この支援対象となる特別教室は、音楽室、コンピューター教室、図書室及び視聴覚室の4教室であります。このうち、当市では未設置となっている特別教室は視聴覚室が対象となっております。クーラー設置は大きな予算を伴うものでありますことから、助成対象となる視聴覚室について計画に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。順次、再質問を行います。

まず非構造部材の耐震化の問題ですけれども、一口に非構造部材というふうに言いますが、非構造部材と言われるものにはどういうものがあるのか伺います。

○建築課長（小泉光信君） 学校施設に対する非構造部材の内容であります。7つほどございます。まず1つ目としましては外装材、これはモルタルやタイルなどの落下や剥離が、そういう被害ですね。それから2つ目が天井材、これは内部なんです。下地やボードの落下や破損。3つ目が内装材としまして、仕上げ材の剥がれや落下。4つ目としましては窓ガラスの関係で、建具の開閉難あるいはガラスの破損が考えられます。5つ目としましては、照明器具の外れや落下の被害。6つ目としまして、設備機器としまして、空調の屋外機、あるいは受水槽、高架水槽の移動や転倒が考えられます。7つ目としまして、家具の転倒及びピアノの移動やテレビの落下等の被害が考えられます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 以前、私が質問した際には、この非構造部材の耐震化については、調査そのものが行わ

れていないという状況だったと思いますが、先ほど外壁について調査を行ったということですが、これら7つの非構造部材について点検、調査が行われているのかどうかについて伺います。

○**建築課長（小泉光信君）** 非構造部材の点検についてであります。学校施設につきましては3年に一度の特殊建築物定期調査を実施しております。これは非構造部材に限らず、建物全体の老朽化、構造、建築設備、避難施設等の不備、欠陥による事故や災害等を未然に防止するために、専門家により調査を行っております。その結果を特定行政庁に報告しております。市の場合には、多摩建築指導事務所のほうに報告しております。また平成25年度におきましては、この特殊建築物調査とあわせて非構造部材でもあります校舎、外壁について、全面打診により小中学校全校において調査を実施しております。

なお、体育館につきましては、耐震補強の診断とあわせて非構造部材についても調査を実施しており、この調査結果をもとに改修工事を実施いたしました。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 最初の壇上でも言いましたけれども、躯体の耐震化が完了されてるとはいえ、照明が落ちてきたり壁が崩れてきたりということになっては、とても安全とはいえないということになるわけで、今回まず外壁の調査を、来年度5校、ほかの学校についても順次進めていくという御答弁でしたが、全体の点検の結果、外壁、今回、取り組むわけですが、ほかの非構造部材についての状況はどうなっているのか、どのように取り組んでいくのか、その点についてお考えをお聞かせください。

○**建築課長（小泉光信君）** 点検結果についてであります。校舎の外壁につきましては、老朽化によるモルタルの浮きやひび割れ、あるいは欠損等が確認されております。また内部につきましても、壁のひび割れや雨漏りの跡が確認されました。非構造部材の今後の耐震化対策につきましては、平成25年度に実施いたしました小中学校の外壁調査結果をもとに、まず初めに校舎の外壁改修工事を平成26年度より順次実施してまいります。あわせて校舎内部の天井材や内装材については、改めて調査を実施してまいりたいと考えております。この内部調査ですが、天井材や内装材を改修する計画であります。教室内の天井の改修に当たっては、今現在、学校については照明器具が下がり下げ方式ということになっておりますので、あわせて今後は直づけタイプの照明器具に改修したいと考えております。

なお、体育館につきましては、コンクリートブロック壁を使用している学校がありましたので、この学校につきましては転倒の危険があるという結果ですので、全て改修しております。また照明器具につきましても、振れどめや落下防止対策も講じております。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 調査に基づいて対策を打ってるもの、それから今後調査しなくちゃいけないものがあるということでしたが、やはり全容がなかなか見えない感じがするんですけども、一応この非構造部材の耐震化の調査については、何かガイドブックがあって、ガイドブックに基づく調査というようなことも多分やられてるんだと思いますが、その結果についてはどうなんでしょうか。一応7つの項目について、ガイドブックに基づいてやったのではないかと思いますけども、どうでしょうか。

○**建築課長（小泉光信君）** この7つの項目についての調査結果ですが、一応東京都へは、この内容について全て報告しております。それ以外にも、部分的には7つ項目以外に、若干ほかの項目もプラスして報告しております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） その結果がどうなのかというのは、ちょっと聞きたいわけです。

いずれにしても、当面外壁は手を打つけれども、その他の非構造部材については、これから詳しい調査もしながら整えていくということ、まあ全体の答弁としてはそういうことだったと思うんですね。

それで、この問題では国や東京都の財政補助がどうなっているのでしょうか。市の一般財源からの支出がどうなるのかということも伺いたいです。私の認識では、国や東京都が、この問題では財政補助を行い、補助以外については全額市債で賄って、返済分は交付税措置されるということになっていると私は認識してゐるんです。そうであれば、急いで一気に進めていくということも可能になってきますし、ペースアップしていく必要があるのではないかとこのように考えるわけですが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 先ほどの東大和におきましては、全校の耐震点検調査を実施しているという御説明をいたしました。この内容としましては、耐震点検、重大な被害を与えるおそれがあると考えられる場所の耐震の点検を実施したかどうかという調査がございまして、それに対しまして当市では、全件点検をしているというふうに東京都にも報告をさしあげているところでございます。

国や東京都の支援の状況を踏まえた市の対応でございますけれども、非構造部材の耐震化にかかわります補助としましては、国からは学校施設環境改善交付金の大規模改修事業等の中で国庫補助の採択がされておりました。また平成24年度からは、新設されました復興特別会計の防災機能強化事業の一つとして、国庫補助の対象となっております。また東京都におきましては、平成25年度から公立学校施設非構造部材耐震化支援事業の補助金が制度化されました。交付の内容としましては、3分の1を国の補助で、2分の1を起債でそれぞれ確保し、残りの6分1を東京都が補助するという制度内容でございます。この東京都の補助につきましては、28年3月末までの対象期間となっております。東大和におきましては、非構造部材の耐震化は最優先の課題だと認識しております。したがって、国や都の補助金を有効に活用を図りながら、計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） やはり学校の躯体の耐震化が完了して、非構造部材最優先だということで、これまでも御答弁いただいています。今伺ってみると、最優先だということ言われながら、まだ残された課題っていいですか、仕事量というのは大きく残されているんだなというのを感じたところです。ぜひ、今の答弁でも起債と国の補助、都の補助で、基本的にこの非構造部材の耐震化については進めていけるという御答弁ですので、これも期限も今のところ28年3月までということになってるという御答弁もありますので、これも大いに活用しながら急いで今後進めていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、特別教室へのクーラー設置の問題ですけれども、これは資料をいただいています。資料要求を行って。それで普通教室へのクーラー設置の問題、これは子供の命にかかわる問題で、こういう問題で多摩格差が残されているというのはおかしいということで議会でも取り上げてきたわけですが、特別教室へのクーラー設置の問題では、多摩地域と23区内での格差のようなことはどうなっているのでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 特別教室へのクーラーの設置に関しましては、ことし1月末に東京都から各市町村へ調査がまいりました。その調査というものは、平成26年度以降の特別教室等の冷房化の調査ということでございます。東大和として回答はしてございますが、23区あるいは多摩地域の他の市の状況、市町村の状況というのは、私どもでは把握はできておらない状況でございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 私の認識は、普通教室もそうでしたけれども、特別教室のクーラー設置でも、やはり多摩格差が厳然として残されていると、教育環境でのこういった面でのおくれがあるというふうに認識をしています。

それで③のところ、私たち共産党都議会でも要求してきたこのクーラー設置の補助が来年度から始まるということで、やはりこういう補助制度を活用していく、創設されるということが、この多摩格差も解消し、事業を進めていく点で大変大きな契機になるというふうに思います。先ほど御答弁の中で、4教室が対象になって視聴覚室が今後のこの助成対象になるということで御答弁いただきましたが、いただいた資料の中では、冷房未設置の特別教室の中に音楽室、図書室、第二音楽室、第二図書室という形で助成対象になるのではないかとと思われる教室もあるんですが、未設置の特別教室のうち、この東京都の制度の助成対象に該当する教室は何教室あるのでしょうか。

○建築課長（小泉光信君） この支援事業によって対象となる特別教室としましては、パソコン教室、それから音楽室、図書室、視聴覚室となっておりますが、当市の小中学校においては、助成対象となっている特別教室でクーラーが設置されていない教室としては、視聴覚室が11教室、そのほか第二音楽室として使用している教室が8教室、第二図書室として使用している教室が2教室、合計で21教室となっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） そうしますと、特別教室で未設置の特別教室が視聴覚室で11教室、これは補助対象になると。その他の教室、60教室のうち10教室は補助対象になるということで、先ほどの御答弁でも、この制度を活用していきたいという御答弁でしたので、まず、もう来年度予算案について出されてるのであれですけども、この制度を活用して、ここから手をつけていただきたいというふうに思いますが、再度、御答弁をお願いします。

○学校教育部長（阿部晴彦君） クーラーの設置には、必要性というのは十分考えております。今後、大きな予算を伴う事業にもなりますので、東京都から示されている財政支援の計画、それを十分にできるだけ活用を図りながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） ぜひ、よろしくお願いします。

次に、保育園の待機児解消と保育園、幼稚園、学童保育などの子供施設について、こちらに移ります。

保育に欠ける児童の問題ですけれども、これは求職中、職を求めているという場合も含まれるわけですけれども、保育園に預けられずに就職を諦めざるを得ないという事例が数多く報道などでもされています。それだけではなくて、仕事をしていただけども、出産が、その後、保育園に子供が入れなくて退職につながってしまうという事例なども紹介されているということです。今、年収200万円以下の労働者が1,000万人を超えるという状況の中で、この問題、大変深刻な問題というふうに考えますけれども、市の認識を伺います。また、市内の現状についても伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 保育園の入園者は、非常に多いというのは認識しているところでございまして、市といたしましてもこの何年か保育園の新設、それから改築等で受け入れ人数の増に取り組んでるところでございます。なかなかお仕事をやめてしまうというような状況というのは、やはりなかなか育児休業がまだ浸透してないというところで、出産を機にやめる方が非常にふえている、減るところかふえてるところは認識しているところでございます。状況について、来月、26年の4月の申し込み状況を見てみますと、おおむ

ねの数字でございますけれども、8割の方が働いている。そのうちの半分が常勤であって、半分が非常勤、残りの2割の方ですね、全体のうち2割の方が、これから就職する。求職中でというような要件で、申し込みをされてるとこのような状況でございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 次に、障害児の保育の受け入れについて現状と、その課題について伺います。

○保育課長（関田孝志君） 障害児につきましては、選考時に当たり点数をプラスして、同じ勤務の世帯に比べ入園はしやすいというような状況はつくってございます。また、2月1日現在の障害児の受け入れ人数は40名ということになってございます。課題といたしましては、障害の程度にもよるんですが、安全安心を第一ということで考えた中では、保育士の増配置による保育士の確保、それと寝たきりなどを想定した場合の必要面積の確保、この辺が必要ではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 今保育士の確保や面積の確保というお話ありましたけれども、現状でここがネックになっているという状況は今現在あるんでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 今現在、民間保育園からお話いただいているのは、保育士の確保が非常に難しいということは聞いてございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 先ほど求職中もしくは出産が退職につながる事例、それから今障害児の保育の受け入れのことも言いましたけれども、障害児を抱える家庭、なかなか困難な家庭が多いわけですが、そのことがそのまま保育に欠けるという要件には該当していないという状況もあるわけで、これは丁寧な対応を求めておきたいと思います。

それから、ひとり親家庭の問題ですが、これは児童虐待についての東京都の調査によると、その要因、虐待家庭の最大の特徴として、ひとり親家庭ということと、それから経済的困難、この2つが二大要因というんですかね、特徴になっているようです。そういう点では、社会から孤立しやすく、経済的にも困難なひとり親家庭に対する受け入れがどうなっているのか、この点についても伺います。

○保育課長（関田孝志君） ひとり親家庭の選考に当たっても、同じような形で加点を実施して、共働きの世帯に比べて入りやすいという状況はつくってございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） このひとり親家庭ということも、やはり保育に欠ける要件というふうには、これそのものではないわけですが、社会的に見ると大変困難な家庭が多いという現状です。今現実の問題として少子化が進み、女性労働の比重も増大していくと。経済状況もあって共働きしないと家計が維持できない、そういう家庭も増大している状況の中で、保育園の役割、一層大きなものとなっているというふうに考えられますが、この点で市の認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 非常に保育園の入園の申請希望ですよね、そちらを見ても、子供、児童の数に比べて年々上がっているところを見ましても、やはり保育園が必要だということは認識してるところでございます。そんな中、平成24年、25年、それからこの26年にかけて、やはり待機児を解消するために保育園の施設整備に努力し、またこれからのしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 今の現状、まあ数だけではなくて、一つ一つのケース、お一人お一人の状況が大変な状況を抱えている中ですので、ぜひ丁寧な対応、それから計画的な認可保育園の建設を中心とした待機児対策をとっていただきたいというふうに思っています。

それで、イのところですけども、認可保育園については30年ぶりですか、4月に開設されるということで大変うれしいわけですけども、ことし4月時点での保育園の待機児数、旧基準でどの程度と見込まれているのか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 玉川上水の新規開設や大和東の建て替えなどによって定員は拡大しています。ですが、申し込み者もこれにつれてふえているという状況です。数字的に比較しますと、前年の4月が133名という人数に対して、おおむね50名減の80名程度という数字で見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） この間の定員拡大や認可保育園の開設などによって、待機児童も大きく減少していることは大変評価をしたいと思えます。とりわけ、まず認可外の保育園に通っているお子さんの保護者においても、8割程度が、できれば認可保育園に行かせたかった、今後、認可保育園に入りたいというふうに考えているというふうに言われていますけれども、その理由、どのように市としては捉えているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 認可保育園が選ばれる理由という中では、やはり応能負担である保育料というところと、保育者全てが有資格ということで、安全安心の面についてが主な理由だと考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 先ほどの答弁でもいただきましたが、保育料の問題、それから有資格者によって保育されると、安全安心の問題、御答弁いただきました。私は、まさにそのとおりですし、ここを緩めてはならないというふうに考えているわけです。

それから保育園の待機児童の解消についても、とにかく待機児童がたくさんいるから押し込んでしまうと、基準を緩めてですね。そういうことによって、子供の安心安全が損なわれるというようなことがあってはならないというふうに考えています。これはことしの1月31日に厚生労働省が発表したものですが、保育施設における事故報告集計というのがあります。

これ昨年1年間の数字ですけども、保育園における死亡報告、19件。そのうちゼロ歳と1歳が8名ずつで大半を占めています。そのうち認可保育園が4件、認可外保育園が15件。認可保育園を利用している児童は221万9,581名、認可外保育園利用児童は18万4,959名ということですから、死亡事故の割合でいくと、認可保育園では10万人当たりで0.18人、認可外保育園では8.11人で、45倍になるということになっています。この死亡事故の約半数はうつ伏せ寝によるものというふうになっています。

それから、その前年の2012年、認可外保育施設の死亡事故、12件あったわけですけども、報道によるとこのうち4件は運営が無資格者だけ、それから12施設全てが有資格者比率8割未満という状況の中で起きています。

この問題では、こういう保育園での事故によって子供の命が奪われるという経験をされた方々が中心になってつくられている赤ちゃんの急死を考える会というのがあるわけですけども、ここによると、やはり人員と保育スキルの不足、この問題が大きいというふうに指摘をされています。安心して預けられる認可保育園の建設によって、子供の命と安全を最優先に待機児童対策を図るべきだというふうに私は考えるわけですが、この点についての見解を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 当市におきましては、認可保育園のほかに認証保育所や認定こども園で保育のほうをお願いしてるところでございますけれども、そちらにおいてでも市では安全安心を第一に保育を行ってらっしゃるところでございます。認可保育園以外の施設に対しまして、有資格者の雇用の促進をお願いしてるところでございます。基準では、保育士の6割以上が有資格でいいというようにされておるんですけども、施設のほうの御協力をいただいております、当市ではそのような施設でも8割以上の方が有資格者で、保育に当たっていただいているというような状況がございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 今認可外保育園についても、通常6割以上の有資格者という基準を、8割以上ということで独自に市が依頼というんですかね、お願いもしてそういう体制をつくってるといふ御答弁いただきました。いずれにしても、この場でも何度も確認してはるわけですけども、やはり子供の命と安全を最優先に待機児童の解消を図るといふ立場、市もこの間、何度も表明していますが、もう一度その市の立場について確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 保育園の施設整備というの、尾崎議員も御承知のとおり、来年の4月から玉川上水保育園での新設、それから大和東保育園の移設等で、待機児童解消に向けて受け入れ定員の拡大を行うところがございます。さらに26年度中には、テマリ保育園のまた移設によりまして定員増を図るところでございます。ただ、なかなか新しい保育園をつくっていくということは、現状では計画ではないというところがございます。ただ26年度から、保育園におきます、認可保育園における一時預かり、一時保育とも呼んでおりますけれども、そちらを3つの保育園で開始いたしますので、その場合には、もちろん短期の就労でも預けることができますし、保護者のリフレッシュでも預けることができるというところがございます。そちらのほうの開始が26年度、4月はちょっと難しいかと思っておりますけれども、年度始まりましたら早々に開始をするというところで、今調整を行ってるところでございますが、そちらのほうの状況等も見たいということと、そちらのほうの活用というものも周知していきたいというところがございますので、26年度は施設整備における定員増のほかにも、受け入れ先がふえるというところを見て、今後につきましてそれらを工夫していくのか、さらに活用を広げていくのかということも、検討していけばよろしいのかなというふうに思っております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 今いろいろ先ほどから御答弁いただいておりますけれども、この認可保育園の建設等を中心とした待機児童解消の問題で、東大和市は頑張っているというふうに思います。やはりこれをさらに進めていく、後退させずに進めていくということを考えると、やはり国や東京都の役割、もっともっと求めていくべきだというふうに私は考えているんです。

その点で、認可保育園の建設については、建設もちろんお金かかるんですけども、通常の運営補助のほうが市にとって財政負担大変なんだという話も、この間、伺っています。ちょうど玉川上水保育園も開設されますので、ここら辺、建設の際の市の負担、運営にかかわる市の負担、ここら辺について御説明いただきたいと思っております。

○保育課長（関田孝志君） 玉川上水保育園の建設の関係でございますが、総工費は3億1,900万円程度と、このうち市の負担が1,900万円、率にして8.6%というんですかね。これに比べ運営費の負担でございますが、玉川上水保育園、1年間運営するのにおおむね1億5,600万円ほどかかると。これに対して市の負担が7,900万円、

大体率にして50.6%ということで、運営費のほうの負担が市にとっては大きいというような状況がわかるかと思えます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） この市の負担7,900万円ということですが、この7,900万円の中に国や東京都からのお金が含まれているのか、それともこの外に国や東京都の負担があるという理解でいいのか、ちょっと教えてください。

○保育課長（関田孝志君） この7,900万円については、まるっきり一財、一般財源ということでございます。以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 東京都の場合は、東大和市の場合って言ったらいいんですかね、多くの都内の保育園、認可保育園、そうだと思いますが、保育料が大体国基準の半分程度ということもあって、この一般財源からの支出も大きいというふうに思いますけれども、この点でいくと、その国や東京都からの財政負担というものをもっともっと求めていくべきではないかというふう考えるわけですが、この点についての見解、それから対応について伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 国、東京都とともに、保育園の待機児解消ということで、そちらのほうには非常に力を入れて、量的な拡大をというところで、非常に補助率も上げてきたり、何しろ施設をふやすというところには非常に、以前に比べて厚い補助が出るようになりましたけれども、運営費に関しましては以前と変わらないというところがございますので、運営費に対します補助があれば、軽減できればもっと運営も楽にできるのかというところは認識してるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） その点については、市として国や東京都に要求してきたのか、要求していくのか、その点はどうなのでしょう。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 平成27年度から、新たな子ども・子育ての支援制度が開始されますけれども、最近の報道等を見ますと、そちらの新制度移行に向けて量的拡大、言ってるのは待機児童の解消ですよ。2017年度まで40万人の受け入れ先をふやすというところが掲げられてるところでございます。さらには質的な拡大というところで、処遇改善によって保育士の雇用をふやすとか、そのようところが言われてるところでございますけれども、やはり量的な拡大を先にやるというところで、そちらのほうで非常にお金がかかる。そうすると、質的な充実のほうにお金が回らないんじゃないかということがよく言われてますけれども、そうしますとやはりよくあるのが、その分を地方に求められてきても、非常に困難なのかなと思ってるところがございますので、やはり27年度からの新たな支援制度に向けて、やはり国が挙げたことについて、やはり国は責任を持って財源を充てていただけないと、地方のほうもそれに合わせた計画がなかなかつくれないのかなというところを危惧してるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 今、子ども・子育て新システムのお話ありましたけれども、私はこれ、私が今まで質問してきた子供の命と安全を最優先に、規制を緩めるべきではないというふうに言ってきたわけですが、この新システムにおいては、やはり規制が緩和をされて、安上がりに子育てを進めよう、子供の命と安全が犠牲にされる可能性があるというふうに考えています。東大和市としても、子ども・子育て会議なども設置をして、どう進めていくのかということになるわけですが、この点では先ほど来、明らかにされている子供の命と安全、

最優先にするという観点から、今後この問題に取り組んでいただくよう再度求めておきます。

次に、2番目の②のところに移ります。②のところでは、今回は不審者など外部の脅威から子供を守る対策について伺います。

保育園、幼稚園、学童保育というふうに挙げましたけれども、これらの施設において、この点での研修や訓練、市などからの指導の状況について伺います。

○**保育課長（関田孝志君）** 保育園については、不審者に対応したマニュアルを作成してございます。これで年に1回程度は訓練を実施しているということで、この辺の安全のほうは確保されてるのかなど。また研修会につきましては、平成25年の11月14日に東大和警察の協力を得まして実施したところであります。参加者については、保育園、幼稚園、また学童保育所の職員を初め118名の参加で実施してきたところでございます。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 認可保育園についてですけれども、オートロックの設置、それからその運用はどうなってるのか伺います。

○**保育課長（関田孝志君）** 認可保育園の園舎の形態や送迎時の出入り口、この状況によって各園、異なるところでございますが、オートロックの設置につきましては、保育園15園中13園で設置しておるところでございます。運用につきましては、送迎時の混雑時を除き、基本的施錠というような状況でございます。また未設置園につきましては、出入り口の施錠を行うとともに、ドア越しやインターホンなどによる人物確認などを行っております。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 1月に狭山保育園に伺ったときには、保育士が若干少なくなる時間帯、5時以降でしたかね——に施錠してオートロックというふうにするというふうには、その時点では伺いました。現状は、先ほどのお話ですと、混雑時を除いて施錠しているということのようですが、これは対応がもし変わっているのであれば、どういう理由でいつごろから変わったのか伺います。

○**子ども生活部副参事（井上誠二君）** 狭山保育園の現状でございますが、議員のおっしゃるとおり、これまで早番、遅番の時間帯及び土曜日の職員の少ない時間帯に施錠を行っておりましたが、先月の20日の南街での傷害事件以来、登降園の繁忙時を除き、常時オートロックを実施しているところでございます。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** これは当面の措置なんですか。恒久的にそういうふうにしていこうということなんですか。

○**子ども生活部副参事（井上誠二君）** 今後におきましても、子供たちの安全第一を確保に、オートロックによる施錠を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 今認可保育園について伺いましたが、幼稚園についてはどうでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 幼稚園につきましては、3園中1園がオートロックを設置しているという状況でございます。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 狭山保育園は、市の市立の保育園ですけれども、ほかは民間の園、それから幼稚園もそういうことになるわけで、設置基準を満たしていればいいということにもなるわけですが、やはり子供

の安全を図るという観点から必要な要請、指導を行っていくべきだと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 幼稚園につきましては、防犯カメラの設置、出入り口等が事務所から見渡せる、常時監視できるなど、園に合った形の対応を実施しているところでございます。園舎の形態もさまざまであるということで一概には言えませんが、不審者や要件のない方の園内への立ち入りができないというような方策を徹底していただきたいというお願いは、引き続きしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○**議長（尾崎信夫君）** ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 開議

○**議長（尾崎信夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**3番（尾崎利一君）** それでは、引き続き質問を行います。午前中に引き続き、午後もぜひいい答弁をしていただくようお願いして、午後の質問を行います。

学童クラブについて伺います。

いただいた資料で、昼寝及び午後5時以降は施錠というふうになっていますが、これはどういう理由でこうなっているのか。施錠しているのは門の鍵なのか、建物の鍵なのか、そしてこの措置はいつからとられているのか伺います。

○**青少年課長（中村 修君）** 学童クラブの昼寝及び5時以降の施錠につきましては、子供の安全を守るために建物の鍵をかけるように指導しております。また措置につきましては、平成13年の6月にありました大阪の池田小学校事件の以降と認識しております。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 今答弁で指導しているということでしたが、私が保護者の方から伺っている実態とは食い違っているという認識を、私は持っています。私が今回、学童保育所のことだけ資料を要求したのには理由があります。第1に、学童クラブは市の施設であり、市に直接の責任と権限があることです。市長の判断で決められるという問題だということです。そして第2には、学童クラブ、特に単独館は学校や保育園と比べても人員体制が手薄で、危機管理という点では大きな弱点を持っているというふうに見えるからです。私は、市もその認識があるんだと思います。資料要求して出てきた資料も、開館時間を4つの時間帯に分けておきながら、一括で原則複数対応、こういうふうにかざるを得ないというのは、そういうことだというふうには私は理解しているわけですが、この点、現状認識を伺います。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 建物、扉の施錠につきましては指導しているということでございますので、それについては徹底していきたいというふうに考えております。

資料で提出いたしました状況でございますけれども、やはりどの時間帯に、どこの学童が、学童クラブにおいては何人体制というところは、やはり防犯上の関係もございまして、ああいうふうにかざるを得なかったというところでは御理解をお願いしたいと思っております。

ただ、尾崎利一議員がおっしゃったように、やはり子供の人数が少ないところには職員配置が少ないというところは、現状では認識しているところでございます。27年度に向かって、新たな基準では常に複数体制という

ことが、どうやら原則づけられそうでございますので、その場合には基準以上の配置はしなければならないというふうには認識してるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 私が伺ってるのは、学校や保育園等と比べても人員体制が手薄で、危機管理という点で大きな弱点を持つてんじゃないかという点についての認識なんです。その認識がどうなのか。そして、私はこの資料で、今答弁もありましたけれども、原則複数対応となっておりますが、常時複数対応にこれは直ちにしていこうということを進める必要があると思っておりますが、この2点について見解を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 学童保育につきまして、国のほうも今までは、今もガイドラインというようなものしかない。ガイドラインですから、下、筋道ですよ、それしかないというところで、やはり認可保育園なんかには比べれば、基準等もやはり甘いものというのは認識してるところでございます。その中におきまして、当市でも人数体制は、45人までは2人体制をつくるよというところは、基準をつくってるところでございますので、その辺につきましては、その中で果たしていいのかというところは、27年度からの今後変わるであろう基準を見ても、やはり保育所並みに必ず複数体制でなければならないというところが制度化されていくんではないかなと思っております。それから指導員の資格につきましても、ここでやっと基準ができるよというところで、2分の1以上は資格を持った者でなければならないというところ、非常に後手だっているところは認識してるところでございます。

それから複数対応につきましては、来年度からですね、4月からですが、土曜日の午前中も通常の夏休み期間と同じように、8時半開所を8時にするというところで予算もとったところでございますから、計上を予定してるところでございますので、その予算の範囲内で、フリーの指導員もおりますので、やはりフリーの指導員もなるべくそこに充てるような形で、複数体制とれるような職員体制を組みたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 次に、今人員の問題を言いました。それから、次にオートロックですけれども、狭山保育園のオートロックは平成21年に設置されたら、費用は48万円だったということで、他の議員への答弁もありました。狭山保育園でオートロックを設置した理由をお聞かせください。

○子ども生活部副参事（井上誠二君） オートロックの設置の理由でございますが、狭山保育園につきましては就学前の施設でございます。有事の際の避難など、園児みずからの行動ができない状況でございます。また保育士も、常時出入り口の監視ができない状況でございますので、私立保育園で実施しておりました不審者の侵入を防止するためのオートロックの設置に至ったわけでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 市立の狭山保育園はオートロックを設置して、学童保育のほう、私はせめて単独館というふうにするわけですが、ここには設置しなかった、その理由は何でしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、狭山保育園のほうで設置したような理由をお答えいたしましたけれども、やはり保育園と比較して優先度が低いというふうには考えたと思います。やはり保育園につきましては、先ほども園長のほうでお答えしましたが、乳幼児がいる、職員が現場から離れられない、それから入り口までは非常に遠いところもある。例えば狭山保育園ですと、2階もありますし、玄関まではなかなか遠いというところもあるというところでございます。今学童保育所のほうは、やはり単独館、5クラブございますけれ

ども、いずれも玄関、入り口ですね、建物の入り口からは本当、中も見えるというようなところでございますので、職員も現場に常に、常に子供に目を見張るのは、見張らなければならないんですけど、同じ建物の中で、ほとんどのクラブで見渡せるようなところに職員がいることはできるかと思っておりますので、オートロックがなくても、やはり開錠の合図があれば、そこに飛んでいけるというふうには考えているところでございます。そんなところもございまして、学童保育所のほうにはつげなかったというんではなかろうかと思っております。

以上です。

○3番(尾崎利一君) 学童保育のほうが優先度が低かったということで、今る御説明いただきましたが、市民の納得が得られる理由だったというふうには私は思えませんし、現在に立ってどう判断するのかということ伺いたいと思うんですが、私は単独館について、少なくとも建物本体のオートロックをする必要があるのではないかと。同じ建物の内部で配線をするということになれば、狭山保育園で門扉、オートロックをやっていますけれども、これよりも安くできるのではないかとというふうに考えます。桜が丘学童クラブの利用者の方々からも要望が出されているようですけれども、特にあそこはマンションと、それから総合福祉センターが建設されれば、そのはざままで周囲から見えにくくなるということで、大変危険を感じているというふうに伺っています。少なくとも現状に立って、つまりどういう現状かといえば、原則複数対応から常時複数対応に直ちにするという答弁もできないという現状の上で、少なくとも単独館についてはオートロックを設置するよう求めますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) オートロックより、やはりチャイムがあればいいのかなというふうに思っております。やはり玄関で、玄関の向こう側とこちら側で、チャイムで呼んでいただければそこでお話もできますので、桜が丘クラブにもインターホン、設置したところでございますけれども、インターホンがあればいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○3番(尾崎利一君) 私、桜が丘学童クラブ、見てきましたけど、あれはインターホンじゃなくてチャイムじゃないかと思うんですね。ただ押して音が出るというだけの設備だと思います。

最近、桜が丘クラブのあたりに不審者らしき人ですかね、不審者というのはみんならしき人ですけれども——がいて、外遊びしていた子供を中に入れたことがあるというふうに聞いてますけれども、市のほうではこれは聞いてますでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 失礼しました。ただいま私のほうで、桜が丘クラブのほうはインターホンではなくてチャイムでございます。訂正させていただきます。

以上です。

○青少年課長(中村 修君) 先日、やはりそういうことがありましたことは知っております。桜が丘クラブから連絡をいただきまして、すぐに青少年課の職員、まあ私なんですけれども、私が現場に行きまして、近隣をパトロールいたしました。また防災安全課に情報の提供を行いまして、青パトにも桜が丘地区の巡回を行っていただいたところでございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 市長に伺います。私はこの項で、一貫して子供の命と安全を最優先に取り組みを進めるということで、認可保育所の建設の問題や学童保育の常時複数対応、そして単独館へのオートロックの設置等について質問してきたわけですが、狭山保育園でオートロックを実施したという経過から考えても、この学童

保育の単独館で常時複数対応やオートロック設置をそのまませずに置いておくということは、私はあり得ないのではないかと。直ちに検討して実施すべきではないかというふうに考えるわけですが、市長の見解を伺います。

○副市長（小島昇公君） 先ほど来、部長のほうからも答弁をさせていただいております。保育園と学童との通ってられるお子さんの年齢の違いとか、条件の違いが若干ございます。そういった中で、何が一番適切なのかというのを引き続き検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 私は、この学童保育については、冒頭言いましたけれども、やはり学校や保育園と比べても人員体制が手薄だということがあって、やはり体制や設備的にもきちっと強化をする必要があるというふうに考えていますので、今検討するということですので、ぜひ早期に検討し、実施をするよう求めます。

③のほうに移ります。

学童保育、これは児童福祉法で位置づけられたのも非常に遅くて、今回は人員とオートロックのことで伺いましたが、保育園に比べても行政の対応がおくれている分野だと思います。どのような点を今後強化すべきと考えるのか、市の認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現状では、先ほどもお答えいたしましたけれども、国のガイドラインというものを一つの目安として運営しておりますけれども、平成27年度からは、やはり従わなければならない基準というものも示されてくると思います。それに沿った設備並びに人員体制、それから開所時間等も、そちらに合わしていかなければならないのかなというところでございます。27年度、もうすぐですので、来年度、再来年度になりますか――に向けまして、本市、予算上だけではなくて、人員も確保しなければいけないものにつきまして、早急に手当をしなければならぬと思っております。

もう一点は、待機児童対策というのもあわせて行わなければならないということは認識しておりますので、これにつきましても引き続きランドセル来館の活用、それから充実等ということも、今後は強化をしていかなければならないかなというふうに認識しております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 今回、土曜日の開始時間を繰り上げましたが、夜7時までにしてほしいという保護者の方々の大きな願いもあります。この点ではいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） この4月、来年度から土曜日も常に開所時間30分繰り上げるということは、この間、御承認いただいたところでございます。予算上のこともございまして、来年度、閉所も同時に延長するという事はなかなか難しいのかなというところでございます。課題でございますけれども、延長保育って言われているものだと思いますけれども、それを行うにも、やはり人員の確保、ローテーションだけではきつとできないと思いますので、それから保育料につきましても、通常、他市でやっている場合にも負担増をいただいているようですので、その部分につきましても考えなければならぬのかなというふうに思っておりますので、そちらを実施する場合には、課題を検討して解決しなければ実施できないのかなというふうに思っております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 今の答弁で、こういう課題があるから実施できないということなのか、こういう課題を何とかクリアしながら実施していきたいという方向での検討なのか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほどもお答えしましたけども、27年度から新たな制度が始まりますので、非常にやらなければならないことがいっぱい出てきそうなふうには認識しております。その中で、できる限りのことはやっていかなければならないのかなというところは認識してるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 学童クラブについては、働く方々も、身分の保証という問題も私はあると思ってるんですけども、そういうことも含めてさまざまな課題があるというふうに考えてます。対象が今後6年生まで拡大されるということも答弁にありましたけれども、子供の最善の利益を図るという視点から事業の前進を図っていただくように要望します。

3番の介護保険の問題に移ります。

この医療・介護総合推進法案ですけれども、要支援の方々の訪問介護、そして通所介護が介護予防給付から外され、自治体の総合事業に回されるという問題ですけれども、東大和市内で要支援1及び2の認定を受けている方はそれぞれ何人いるのか。また介護予防訪問介護と同通所介護の給付を受けている人数、給付額を教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 市のほうで把握しております直近の実績ということで、昨年12月、サービス利用分ということでお答えさせていただきます。

認定の関係でございますが、要支援1の認定を受けてる方は470人、要支援2の認定を受けている方は462人、合計で932人でございます。

また介護予防訪問介護と同通所介護を利用されている方、こちらは合計で444人でございます。給付額のほうでございますが、介護予防訪問介護のほうが445万7,609円、それから介護予防通所介護のほうが915万8,796円、合計いたしまして1,361万6,405円となっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 要支援1の方、それから要支援2の方の給付限度額はそれぞれ幾らでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 介護保険の給付限度額、こちらについては厚生労働省令で1カ月当たり、要支援1の場合は4,970単位、それから2の場合は1万400単位と定められてございます。金額に換算しますと、サービスの種類ですとか地域によって異なりますけれども、地域区分等は勘案せずに、基本となります1単位10円で積算いたしますと、単位数がそのままきまして、要支援1が4,970円、それから要支援2が1万400円となります。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 厚生労働省は、この訪問介護と通所介護を市町村の総合事業に移した場合、給付限度額を要支援1以下に切り下げるといふふうにしています。この方々の給付は、切り下げられるということになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 大変申しわけないんですが、総合事業へ移行した場合の支給限度額の関係でございますが、現時点で私どものほうでは、そのような情報といたしますか、話、それを把握、確認はできていない状況でございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） この総合支援法に向けて、社会保障審議会の介護保険部会でずっと会合が持たれてきてるわけですが、この第52回の部会、昨年11月14日に行われてますけれども、この資料で、「総合事業へのサー

ビス移行の推進等による費用の効率化（イメージ）」という資料があります。これでいくと、この要支援1、要支援2の介護予防の事業が、年間の自然増がこのままいけば年間5%から6%程度まで伸びると予測されると。この伸び率を後期高齢者の伸び率である3、4%程度に抑えることを目安とするというふうに言ってるんです。ですから当然このイメージで考えれば、5、6%から3、4%に切り下げられるということになりますし、この同じ資料で総合事業の事業費の上限について、見直しの考え方という中では、こう書いてあるんですね。具体的には当該市町村の予防給付から移行する訪問介護・通所介護と予防事業（総合事業）の合計額を基本にしつつ、当該市町村の後期高齢者の伸び等を勘案して設定した額とする方向で検討と。非常にわかりにくいんですけども、単に合計していくと年間5、6%伸びていく。当該市町村の後期高齢者の伸び等を勘案ということは、これは三、四%ということですから、ここを勘案して、ここへ押さえ込むように限度額を決めていくということになるわけです。そうなれば、やはりここは切り捨てになっていくというふうと考えられるわけですが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今御質問者のほうからもお話しありましたとおり、国のほうの社会保障審議会介護保険部会でも多くの議論がされてきているということでございますけども、その中で今おっしゃるとおり、イメージ図でございますが、私も拝見しました。予防給付費の伸びが、確かに後期高齢者の伸びの1、2ということで明記されてございます。ただ、こちらにつきましては、サービス提供を減らすということではなくて、住民主体の地域づくりの推進ですとか、さまざまな創意工夫によりまして、より効率的にサービスを行うことによって、総費用額の伸びを低減するというところで、達成すべき目標として提示されているものであるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） どうやってその三、四%に抑えるかということですよ。それについてもいろいろ書かれてまして、この訪問介護や通所介護を総合事業に統合した場合に、既存の介護事業所のほかにNPOや民間事業者、ボランティアの活用が言われています。既存の介護事業者による専門的なサービスも受けられるかのように言ってますけども、この資料の中では、効率的な事業の実施についてというところで、既存の介護事業者を活用する場合でも柔軟な人員配置により効率的な単価で事業を実施、こう書いてあるんです。どういうことかといえば、既存の介護事業者でも総合事業に携わるのは資格を持った専門職でなくてもいいんだということを言ってるわけです。介護予防事業というのは、要介護者になる人を減らしていこう、要支援のうちに専門的ケアを施して、要介護に移行する人を減らすという名目で進めてきた介護事業だと思います。この事業、資格のない、いわば素人に明け渡していくということになれば、この目的そのものが達せられなくなるということになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 同じく社会保障審議会の介護保険部会の資料、これ介護保険制度の見直しに関する意見というものでございますが、それによりまして市町村が事業者へ委託する方法に加えまして、あらかじめ事業者を認定等により特定し、当該市町村の一定のルールのもと、事業者が事業を実施した場合、事後的に費用の支払いを行う枠組みを検討するというふうになされているところでございます。また同じ意見書の中で、市町村の円滑な事業運営が進むように、国と都道府県は市町村を支援すべく、ガイドラインにサービスの質を一定程度担保できるような内容を盛り込むべきであると明記されてございます。ということで、全てが無資格でよいということではなくて、サービス内容によりましては、必要な資格が異なってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) サービスを維持しようとするれば、負担がふえるということにならざるを得ないというふうに私は考えています。全体として、給付に対する公的負担を減らそうということです。5、6%から3、4%にするわけですから。当然総合事業において必要なサービスを受けようとするれば、これまで以上に負担が重くなるということになる。これはやはり資料の中で、このことが示されています。全体として給付が削減される。足りないサービスをどう賄うのか、こう書いてあるわけです。付加的なサービスやインフォーマルなサービスを組み合わせた多様なサービス内容の事業を実施、そして費用については、多様なサービス内容に応じた利用者負担を設定、さらに利用料の下限については1割を下回らないようにするということから、必要なサービスを受けるために2割、3割もしくは実額という負担も、これはあり得るんだということが書いてある。ですから、この総合事業に移行すれば、サービス給付の切り下げか負担増か、もしくはその両方が利用者を襲うということになる。そういうことではありませんか。

○福祉部参事(広沢光政君) 今回の制度改正のところの今の部分についてなんです、国のほうでは従来、介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった等の理由で、また介護予防の提供者のほうも、活動や参加に焦点を当ててこなかったのではないかなという問題点を挙げておりまして、今回の改正におきましては、地域資源を活用して従来の介護予防事業では行わなかった地域に合ったサービス提供により、今言ったような問題点の解決を図ることを可能とするものであって、サービス給付の切り下げを目的とするものではないというふうに説明をしております。

また利用者の負担費用についてでございますが、柔軟な人員配置等により、効率的な単価で事業実施とされているところございまして、効率化により費用を抑えて、サービス提供が可能になるのではないかなというふうに認識してございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 今御説明ありましたけれども、まあ国がこう説明してるよということでの御説明だと思います。参事も説明しながら、きっとこれは絵に描いた餅にならないのかなって、こう重い不安を持ちながら答弁されているのではないかなというふうに思いますけれども、要するに自然増、5、6%のものを3、4%に引き下げる、公費負担をですね。そうすると、利用者が払うのか、それとも事業所が泣くのか、サービス業が引き下がるのか、この3つの選択肢以外、ちょっと私の頭では考えられないという大枠があるわけです。今柔軟な体制をとることによって、安価に必要なサービスを受けられるということですが、これ事業者にとってみるとどうなるのかということもあるわけです。この総合事業を担うのは、東大和市ではなくて既存の介護事業所を含めた民間事業者であり、NPOであり、ボランティアということになります。そのような事業者がいなければ、この法案は絵に描いた餅、要支援認定された方々に対するまともなサービスが提供されないということだってあり得ると。この点、この担い手ですね、この点について市の見解、見通しなどありましたら伺います。

○福祉部長(吉沢寿子君) 今回示されております介護保険法の改正の案の中では、ただいま福祉部参事のほうから御説明させていただきましたとおり、要支援の方のサービスが地域支援事業のほうに移行する。総合事業というような形になりまして、今議員がおっしゃられたように、さらに介護事業所以外のNPOやボランティアなども活用するというようにされております。当市におきましては、既に地域の人、地域の高齢者の方々が参画していただいて、頑張ってもらっているよい事例といたしましては、介護予防リーダーによる体

操グループが非常に市内に多くできてきたことや、社会福祉協議会の見守り、声かけから派生したボランティアの皆様によるサロン活動もふえてきている。また、ボランティアの方々によるミニデイサービスなども市内のほうにある。こういった地域の住民の方々をさらに発掘して、つなげて大きな力にどのようにしていくかということが、やはりこれから求められているのかなというふうには思っております。また既存の要支援ではない、やや虚弱な高齢者の方を受け入れている生きがいデイサービスなどの再構築といったものも、やはり考えていかなきゃいけないかなというふうには思っております。また、地域で定年退職後を迎えた男性の高齢者の方が、より地域でふえていくわけでございますので、そういった方たちが孤立することなく、地域で居場所がつかれるような形で、そういった意欲のある高齢者の方を支援として育成をしていくような方策も、今後、私ども市には求められているのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 別の議員が、この介護事業者の地域区分でしたっけ——の問題も取り上げましたけれども、介護保険が始まって長い年月がたつわけですが、多くの事業者の方々が、年を経れば経るほど、かけた階段を行政によって外されていくという思いをしていると私は思うんですね。私も一時、福祉用具のことで取り扱ってやってる期間がありましたけれども、福祉用具事業者なども介護保険の改正に伴って大きな打撃を受けた事業者もたくさんありました。今度の給付を、やはり減らしていくという方向ですから、これ事業者の方々が、本当にさらに柔軟で弾力的な対応を求められてやっていけるのかという問題も指摘せざるを得ないというふうに考えています。

今回、主に要支援の方々に対する介護予防事業の切り捨てを取り上げましたが、ほかにも特別養護老人ホームの新規入所者について、要介護3以上にするという改悪もあります。要介護度別に、現在の入所者の内訳を教えてください。また待機者について、要介護度別に内訳がわかれば教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 東大和市の被保険者で、市内4施設、市外2施設の特別養護老人ホームに入所されている方の内訳ということで、昨年10月の実績でお答えさせていただきます。要介護1の方が8人、要介護2の方が29人、要介護3の方が59人、要介護4の方が89人、それから要介護5の方が67人、合計で252名というふうになってございます。

それから待機者の状況でございますが、同じく25年の10月の状況でございますが、236名の方が待機者となっております。こちらのうち要介護1、2に該当する方、70名という数字になってございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） この点でも大変大きな影響があるというふうに考えますし、特別養護老人ホームの立場で考えると、介護度が重い方を受け入れたほうが、施設は収入としては入るわけですけども、人員が回らないという実態もあるというふうに聞いています。全部重度の方だけを入所させるとですね。ですから、今度の改悪がそういう実態との関係でもどうなのかという問題もあるというふうに思います。

それから、次に、これは利用料を2倍にするという問題です。単身の場合は、年金収入280万円以上、夫婦の場合で359万円以上などの場合は、利用料を現在の2倍の2割に引き上げるという改悪もあります。65歳以上の5人に1人が、これに該当するというふうに言われていますが、これに該当する人がどれぐらいいて、影響額がどれぐらいになるのか、わかれば教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） その前に、大変恐縮なんですけど、先ほどの介護保険の給付限度額のところで、単位数と金額、お答えいたしましたけど、ちょっとこちらの10円を掛けているにもかかわらず、私のほうで

「4,970円」と「1万400円」とお答えしてしまいました。正しくは「4万9,700円」と「10万4,000円」の間違いでございます。

その上で、ただいまの御質問でございますが、市のほうで把握しております直近の実績、昨年、12月利用分となりますけれども、こちらの利用者が、2,385人の方がサービスを利用しております。このうち333人の方が該当すると推計しております。また影響額についてでございますが、増加するこれらの方々の自己負担割合、1割分を計算いたしますと421万8,262円と推計しております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 貯金が1,000万円以上あると補足給付、施設入所者への食費、居住費の補助がなくなるという改悪もあります。これについて市民に対する影響がわかれば教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） こちらにつきましては、預金残高等の調査ができないということで、正確な数字、把握はできませんが、現在の対象者の状況といたしましては、補足給付の認定を受けている方が697名ございます。うち対象となるサービス、補足給付をされている方、受けている方は、昨年12月の実績で461人となっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） るる、これまで質問させていただきましたが、この推進法案、大変重大な改悪です。全国市長会や東京都市長会なども国や東京都に対して要望しているようですが、東大和市としても市民や市内事業者の利益を守る立場から、人間の尊厳を守る立場から必要な発言、行動をしていくよう要求しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

1点目は、スクールソーシャルワーカーについてです。

これまで本市では、小中学生の学力向上のための取り組みをさまざま行ってきました。また1月28日に中央公民館で行われた小中一貫教育推進3委員会発表会においても、先生方の創意工夫がなされていて、御努力がうかがわれます。その発表会の中で、学力向上のためとして家庭教育の充実をテーマにされていました。また、それに先立ち、昨年秋には教育委員会作成の「家庭学習の手引き」も小中学生全世帯の御家庭に配られました。しかし、御家庭によってはさまざまな事情を抱えている場合があります。大変な事情を抱えていても、お子さんのためにはしっかり時間をつくれる方もいらっしゃいます。逆にお子さんをひどくけなしたり、極端に放任だったり、接し方がわからなかったり、残念ながら虐待に至る御家庭もあります。こういった御家庭には家庭の教育力を求めることは難しく、ますます差がついてしまいます。そういったお子さんには、誰かが目をかけて見守る必要があります。

私は、学力向上のためには学習に取り組める落ちついた環境や集中できる力がまず大切だと考えます。学校でも落ちつきがなく、授業の進行を妨げてしまったり、あるいはいじめや不登校など、児童・生徒の抱える問題はさまざまですが、それは子供自身の問題だけではなく、子供が置かれている環境にも大きな影響を受けて

います。そういった児童・生徒への対応は、学校だけで対応するのではなく、関係機関と連携を持って進めてこられたと思いますが、先生方の負担も大きいと考えます。そこで、全国的にも導入が進められている専門職であるスクールソーシャルワーカーを活用し、これらの問題に対応していくべきと考えます。私は、今の東大和市の教育には最も必要な役職だと考えます。ぜひ、当市でもスクールソーシャルワーカーの導入を進めていただきたいところであり、そのために3点伺います。

①スクールカウンセラーの実績とスクールソーシャルワーカーの役割について。

②スクールソーシャルワーカー活用事業について。

③スクールソーシャルワーカーの導入について、当市の状況をお伺いします。

2点目に、介護保険制度に向けてです。

介護保険制度は、2000年に導入されてから3年ごとに見直しを行いながら進められ、現在、第5期の2年目となっています。残り約1年で第6期が始まります。この第6期に向けての見直しは、大きな改定になるということで、介護保険に携わる事業者の方々の関心も非常に高くなっています。そこで、これまでの取り組みと今後の改定に向けてお尋ねしていきたいと思えます。

①第5期介護保険事業計画の取り組み状況について伺います。

ア、5つの重点施策について。

イ、日常生活圏域ニーズ調査について。このニーズ調査については、見直しに向けての市民アンケートをとられたと思いますが、その結果について伺います。

次に、第6期に向けての計画をお伺いします。特に計画の基本となる地域包括ケアシステムについて、当市の実情に合わせてどのようにしていくのか伺います。

具体的には、②地域包括ケアシステムの構築に向けて。

ア、地域支援事業（生活支援・介護予防）について。

イ、介護サービスについて。

ウ、医療との連携。

エ、高齢者ほっと支援センターの役割。

③として、第6期介護保険事業計画策定に向けてのタイムスケジュールを伺います。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願ひいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、スクールカウンセラーの実績とスクールソーシャルワーカーの役割についてありますが、当市におきましては児童・生徒の心の問題に対応するために、東京都及び市のスクールカウンセラーを配置し、不登校を初めとする児童・生徒の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応等に成果を上げております。こうした生活指導上の課題を解決する方策の一つが、スクールソーシャルワーカーの活用でございます。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、スクールソーシャルワーカー活用事業についてであります。国におきましては平成20年度調査研究事業としてスクールソーシャルワーカー活用事業が展開され、平成21年度からは補助事業として実施されております。東京都におきましては、国の補助事業を受け、東京都スクールソーシャルワーカー活用事業を実施し

ております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、スクールソーシャルワーカーの導入についてであります。児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な方法を用いることができるスクールソーシャルワーカーの導入については、今後の検討課題であると考えております。詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、第5期介護保険事業計画における5つの重点施策についてであります。5つの重点施策のうち、1つ目の地域包括ケア実現に向けた介護保険サービスの充実につきましては、都用地活用により地域密着型介護老人福祉施設の公募を行いました。整備には至りませんでした。また夜間対応型訪問介護につきましては、現在、立川市の事業者を指定し、市民の利用に供しております。2つ目の高齢者の住まい施策の推進につきましては、サービスつき高齢者住宅向け住宅の建設の相談がありましたが、実際の設置には至りませんでした。3つ目の認知症支援策の構築につきましては、北多摩西部保健医療圏を担当する認知症疾患医療センターとの連携を図るとともに、講演会などの場でセンターの相談機能を紹介するなど普及啓発に努めております。4つ目の東大和市高齢者ほっと支援センターの周知と機能強化につきましては、市内2カ所の高齢者ほっと支援センターを3カ所に増設し、相談機能の充実を図っております。5つ目の地域のネットワークづくりの促進につきましては、「高齢者見守りネットワーク～大きな和～」の拡大を図り、現在57の事業所に御協力をいただいているところであります。

次に、日常生活圏域ニーズ調査についてであります。平成25年12月に第6期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査を実施したところであります。総数で5,128名の方に調査票を送付し、回収率は全体で65.3%となっております。

次に、地域包括ケアシステムにおける地域支援事業についてであります。介護保険法の改正法案では、現在実施している介護予防事業や地域包括支援センターの運営などに加えて、新たに要支援認定を受けている方に対する訪問看護及び通所看護サービスが、地域支援事業へと移行するとされております。

次に、地域包括ケアシステムにおける介護サービスについてであります。介護保険法の改正法案では、施設サービスにつきましては、原則、特別養護老人ホームの入所対象者が要介護3以上とされております。また通所サービスにつきましては、要支援者のサービスが地域支援事業に移行し、介護事業所によるサービスに加え、民間企業、住民ボランティア、協同組合等により多様なサービスが提供されることとされております。

次に、地域包括ケアシステムにおける医療との連携についてであります。介護の必要な高齢者が地域で安心して暮らせる体制を整備するためには、医療と介護の連携が重要となります。また認知症の支援におきましても、医療との連携は欠かせないものと考えております。今後これらの連携に向けて、さまざまな課題に対し検討を進めるとともに、東大和市医師会、東大和市歯科医師会等と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域包括ケアシステムにおける高齢者ほっと支援センターの役割についてであります。高齢者ほっと支援センターにつきましては、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を果たす機関として期待されていることから、現状の課題や今後求められるニーズを勘案しながら、さらに機能強化を図っていくことが必要であると考えております。

次に、第6期介護保険事業計画策定に向けてのタイムスケジュールについてであります。平成27年度から29年度の3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画策定に向けて、介護保険の被保険者を対象として日常生活圏域ニーズ調査を実施し、現在集計中であります。今後はこの調査結果を踏まえ、制度改正の内容及び

国や東京都の動向に十分留意し、平成26年度中に第6期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、スクールカウンセラーの実績とスクールソーシャルワーカーの役割についてですが、平成24年度、スクールカウンセラーの相談件数の合計は9,907件でございました。内訳は、児童・生徒の相談が5,080件、保護者の相談が816件、教職員の相談が3,831件、関係機関が180件となっております。また平成25年度は、12月で1万1,324件であり、スクールカウンセラーの役割の重要性が高まってきております。スクールカウンセラーが臨床心理士と心の専門家であるのに対しまして、スクールソーシャルワーカーは児童・生徒が置かれているさまざまな環境に着目して働きかけることができる存在であります。また、学校内あるいは学校の枠を超えて、広く関係機関等との連携を密にする中で、課題の解決を図るコーディネーター的な役割を持っております。

次に、スクールソーシャルワーカーの活用事業についてですが、事業の目的は小中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識、技術を持つ人材を活用し、教育相談体制の充実、整備を図ることです。スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーに指導助言するスーパーバイザーの配置に関する経費の2分の1を、東京都が補助金として交付する事業であります。平成25年度からは、国のいじめ対策等総合推進事業にも位置づけられております。

次に、スクールソーシャルワーカーの導入についてですが、教育委員会といたしましては、平成26年度から取り組みを進める東大和市学校教育振興基本計画において、スクールソーシャルワーカーの配置の検討を目標として位置づけております。今後、先進的な取り組みを行っている近隣市の状況を検証しつつ、東京都のスクールソーシャルワーカーの活用事業についても研究してまいります。また実施計画に位置づけるなど、配置に向けての検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） それでは、順次再質問させていただきます。

まずスクールソーシャルワーカーについてですけれども、配置に向けて検討をしていただけたというような御答弁をいただきまして、ありがとうございます。私は、当市の小中学校に通う児童・生徒にとっては本当に必要な方だと考えます。

ところで、先行してスクールソーシャルワーカーを導入している事例などを伺いますと、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割について重なる領域もありますので、連携がうまくいかず十分力を発揮できないような自治体もあると聞いています。

そこで、まずスクールカウンセラーの役割、それからスクールソーシャルワーカーの役割を少し考えていきたいと思っております。まず現在、東大和市ではスクールカウンセラーの配置がありまして、先ほど御答弁の中でも

1年間で、24年度は9,907件、今年度はそれを上回り、もう既に1万件を超える相談件数があったということで、非常に大きな役割を担っていただけてると思います。ちなみに、今当市で配置されているスクールカウンセラーの数を教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 複数校を担当している者もおりますので、数ではちょっと難しいんですが、逆に今、配置ができていない学校が3校ほどございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 複数校担当してる方もいらっしゃるということなんですが、では学校に週に何回ぐらい来ていただいているかということをお伺いします。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 原則としまして、東京都配置のスクールカウンセラーが週2回、市配置のスクールカウンセラーが週1回でございます。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** では、そのカウンセラーが配置されて、今まで配置されてなかったときと配置されて、成果と申しますか、児童・生徒、それから先生方や保護者の方も相談をされてるということですので、それぞれについてかわった、よかった点などを教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** まず児童・生徒は、やはり学校の教員というのは、ある意味、利害関係がやはりどうしても起きてしまうところもございますので、ある意味、心の専門家として寄り添って話を聞いてもらえる。そういう立場にあるために、子供たちが本音でいろんなことを語れるということが非常に大きく、そこからそれをもとに管理職や担任にまた情報が入りまして、子供たちをケアできるという状態ができております。

それから先生方なんです、先生方自身の実は心のケアもしていただいているところもございます。また子供たちが、教員が気がつかないところでいろんな活動をしていたりとか、やっぱり心の変化があったりするところを細かく見て、またこれについても先生に教えてもらえると、先生がいろんな多核の情報をいただけるということもあります。

それから保護者に関しましては、やはり子供たちの悩みの相談、特に育ちの相談ということをすることによって、保護者もやはり安心をして子供たちに向かえるということがあると考えています。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 子供たちを取り巻くそれぞれの方の悩みを、ゆっくり相談に乗っていただける、向かい合って寄り添っていけるというところが、一番、カウンセラーの方の役割だと思います。従来でしたら、先生方に時間的なゆとりがあれば、昔でしたら先生がゆっくり子供たちと向き合うような時間もあったかと思いますが、今の先生方のお忙しい状況を見ますと、やはりそういったところをフォローして補って、専門的な観点から相談に乗っていただけているのだなというのがわかりました。

それで、スクールカウンセラーは、児童・生徒の心の問題を取り上げていただけてるということですが、一方で、私が今、テーマにしていますスクールソーシャルワーカーの役割というのは、先ほど御答弁にもありましたけれども、児童・生徒が置かれているさまざまな環境に働きかけるということで、また別の観点から、福祉的な立場から関係機関との連携を進めたり、児童を取り巻く、その環境に働きかけていくことができるかと思います。現在は、そういったスクールソーシャルワーカーという役職の方はいらっしゃらないんですけれども、そういったケースについては現在どのように対応しているのかお伺いします。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 現状としましては、基本的には学校の教員が対応しているところでございます。複雑な家庭環境にも、例えば担任が自分の専科の時間等を使ったりとか、中学校であれば自分の授業がない時間を使って家庭訪問をしたり、また勤務外での時間も使ってコミュニケーションをとったりするということが主にありますのと、あと関係機関とのネットワーク会議がございますので、そのネットワーク会議の中で役割分担を決めて働きかけているというところでございます。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 私も平成23年の第3回の定例会のときに、一般質問で要保護対策についてお伺いしたところですけれども、ソーシャルワーカーのような方がいらっしゃれば、そういったこともきめ細かい対応や、御答弁の中では早期発見、早期対応という言葉がありましたけれども、私はこういった問題は簡単に解決ができないという点で、継続的な支援というのが、一番担っていただきたいなというふうに思っているのですけれども、そういったことが担ってもらえれば、先生方の負担も減っていくのではないかなというふうに思うわけです。

またソーシャルワーカーを導入している市の事例などを見ますと、保護者の方に啓発のお便りを発行したりですとか、先生方へ研修を担っているソーシャルワーカーの方もいらっしゃるようですので、そういった周りの大人がどうやったら子供たちにうまく対応できるかというようなことも、教えていっていただけるといふふうに思います。

それで、もう少し事例を挙げて考えてみたいと思うんですけれども、現在、当市の小中学校では不登校対策というのに力を入れていますけれども、例えば長期間休んでいる生徒にはどのように対応しているのか教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 長い間、不登校でいるお子様に対しましては、まず定期的に学校の担任が電話をしております。ただ電話に出ない御家庭もありますので、その場合には御自宅まで伺って、今どういう状況であるのかを確認する、そのようなことをしているのが現状でございます。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 学校に、クラスには行けないけれども、サポートルームですとか、そういったところにお誘いするようなこともあるかと思っておりますけれども、しかしそういったところにも通えない、自宅にずっとひきこもりといいますか、自宅で過ごしているというような生徒がいた場合には、今電話をかけたとか、御自宅に行ったりということなんですけれども、そういったところを私は、誰かがやっぱり見ていく必要があるというふうに考えます。

それから、不登校の子供たちの事例なんですけれども、私が聞いた事例の中で少しお話ししますと、これは市内であった事例なんですけれども、例えば女の子の中学生が家出をして男の人と暮らしていて、母親に言っても、母親も無干渉なケースがあったりとか、あとは男子の中学生で夜間の外出を繰り返して、注意すると家族に暴力を振るってしまう。また両親が病気がちで、子供に目が行き届いてない。あるいは両親が兄弟の差別をしまして、お兄さんはかわいがられるけれども、弟には暴言を吐いているなどなど、どれも中学では不登校の子供たちなんですけれども、たまに気が向けば登校したりとかということで、まあそういうことはあるんですけれども、支援という意味ではどこにもつながってないケースがほとんどでした。

こういったように、親子の関係が悪くて、先生方もお仕事もあるので、時々電話をかけたというのはやっ

べないような児童・生徒にとって、自分自身で道を切り開けるようになるまで見守ってくれる、いわば一緒に見守って走ってくれるというか、伴走者のようなスクールソーシャルワーカーというのは、必要な支援者になると私は考えます。そういった子供たちの実態について、実情というか、どのように把握しているのか、何かありましたらお聞かせください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 基本的に実態の把握は学校が中心になりますのと、あと民生・児童委員さん、それからいろんなそのお子さんにかかわっている関係機関の方からの情報ということで、学校は把握しているところでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 学校側だけじゃなくて、いろんな方からの多角的に子供を把握していくというのが、私は大事だと思いますので、民生・児童委員さんのことですか、あとは保護者のその子供のお友達の親とかね、いろんな情報があると思いますので、そういった実態を把握していただいて、そういったことを今度は福祉的な視点から支援につなげていくという、そのスクールソーシャルワーカーの存在を、ぜひ当市でも取り入れていただきたいと思います。

それで、次の活用事業についてなんですけれども、当市ではまだ導入に至ってないのですけれども、先ほど御答弁にありました厚生労働省では補助事業というのが21年度から、それから東京都でもそれを活用して、スクールソーシャルワーカー活用事業を行っています。具体的に活用事業というのはどのようなものか、詳しくというか、教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** この事業は、各教育委員会が、実際にどのように使うかを決定して組み立てる形になります。例えば学校に配置する単独型、それから教育委員会に配置して要請のある学校に派遣する派遣型、また教育委員会に配置した上で学校を定期的に巡回する巡回型、それぞれ各地区の実態に合わせて活用していくものでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 予算的にも2分の1、都が補助をするということだったと思いますけれども、この都の活用事業を利用している近隣市の導入の実績などを教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 市部に関しましては、導入している市が20市、未導入が6市という現状でございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 多くの市で、このソーシャルワーカーを導入しているということがわかりました。この都の活用事業ではなくて、市独自で東大和市も、スクールカウンセラーは都の方と市の方がいらっしゃいますけれども、市独自で導入しているようなところが、もしわかりましたら教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 詳しい調査、そこまでないんですが、私の聞いている範囲では、市独自で実施をしているところはあるんですが、ただ1つ、やはり予算の問題でなかなか正規の方が張れないということが課題だと聞いております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** わかりました。他市の状況も導入の方向に向かっているということで、やはり我が市でもぜひ早急に導入していただきたいと考えます。

それで、次のスクールソーシャルワーカーの導入についてなんですけど、以前、私が厚生文教委員会だったと

きに、その中でお尋ねしたことがあります。そのスクールソーシャルワーカーを、東大和市でぜひ導入してください、欲しいということをお尋ねしたところ、答弁としまして、スクールソーシャルワーカーの導入の必要性は認識しているが、なり手の問題、人材確保が難しいというような御答弁をいただきました。人材確保が難しいという中には、ある一定の報酬で能力を持った方を探すのは難しいというような意味合いも含まれたかと思えますけれども、今後導入をもししていくようなことを考えていただいているようなことであれば、どのような人材を想定して人材確保が難しいとか、人材を確保するならこういう人がいいとか、例えば資格などについて何かありましたら教えてください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** スクールソーシャルワーカーの必要性というものは、教育委員会でも認識しております。その上で、昨年策定いたしました東大和市の学校教育の振興計画におきましても、目標として配置ということ掲げております。一方で、東京都に対しましては、市の教育長会議におきまして意見交換の中でも要望さしあげてはありますが、東京都が主体となってスクールカウンセラーと同じように、東京都でスクールソーシャルワーカーを各地に配置をするというような、そういう事業をぜひお願いしたいという要望も出ております。といいますのも、やはり人材確保については、各市といった場合に、なかなか教育、福祉等、いろいろな専門性を兼ね備えた方が思いどおりに見つからないという現状も先行市ではあるようでございます。そういうことから、一方では東京都のほうに、都が主体となってぜひ実行してほしいという要望もしております。それをずっと待ってるわけにはいきません。そういうことで、先ほど市長、教育長の答弁にありましたように、引き続きそういう要望はしつつ、東大和市としても配置に向けては検討してまいりたいと思います。

あと具体的にどんな方を想定かということですが、やはり経験が豊かで専門性もあり、知識や技能を有している方ということになるかと思えます。具体的な資格要件などについては、室長のほうから説明をいたします。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 他市、いろいろな実は資格の方を雇ってございまして、できれば社会福祉士とか精神保健福祉士の方がいればいいと思えますが、ただ実態によりましては、その他福祉に関する資格を持っている方とか、教員免許、それから心理に関する資格の方も採用しているところでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 導入に向けては、要望なども都のほうに出していただいているということで、御意見いただいているのかなというふうに感じました。資格者も、他市でも導入していくと、だんだんそういった方をほかに確保していくのが、また難しくなるかと思えますけれども、私が一番取り入れていただきたいと思っていることは、当然なことだとは思いますが、学校とは切り離して第三者的な立場をとれる方、やはり学校の成績を評価したりとかということとはまた全く別な、その子自身を見ていく、学校とはまた全く別の人間関係が結べるような、そういった外部性を持った方をぜひお願いしたいと思えます。

それで、実施計画に位置づけるなど検討していただけるというようなお話もありましたけれども、この都の活用事業を進めるということで、前倒しでというか、早急に導入していただくことは本当にできないのでしょうかということをお伺いしたいんですけれども、子供というのは日々成長していきますので、子供にとっての1年間というのはとても大きなものなんです、早く導入をしていただけないでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 先進的な取り組みをし、また近隣市でも活用事例がございますので、そのような活用が、目的としているところが効果が十分に発揮されているのか、あるいはどういうところに課題があるのかなどを検証しつつ、今後、計画的に配置ができるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) もう来月は新学期なので、来年度というのはすぐには難しいと思いますけれども、ぜひ御検討をよろしく願いいたします。ただ、スクールソーシャルワーカーを配置すれば、問題がすぐに解決するということでもありませんので、スクールソーシャルワーカーは子供を取り巻く関係機関との連携をとる役割ということで、その関係機関のフォロー体制というか、そういったことも充実させていくということが市の役割だと私は考えます。ぜひ導入の折には、その連携の全体像というか、その子供に対してどういった支援が市では可能なかというような市としての体制の中で、ソーシャルワーカーはどのようなふうに関わってほしいのかということ、全体像を描きながら示していただきたいと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 今現在でも市内の関係機関の方たちとは、密接な関係を持ちながら子供の指導に当たっております。今後もスクールソーシャルワーカーを導入後は、そういった関係、さらにまた広い、より広いスクールソーシャルワーカーが持っているネットワークも使いながら、とにかく子供たちのために頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

このスクールソーシャルワーカーについて、最後に教育長の今のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長(真如昌美君) 先ほどから話がたびたび出てきておりますけれども、非常に世の中が急速に変わっていき中で、子供たちを取り巻く環境も非常に大変になってきております。その中で、子育てに対する悩み、あるいは学校で教育する上での悩み、たくさんありますので、今はもうとにかく総力を挙げて子供たちの教育を担っていくというのが、今の時代の取り組み方でありますので、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーを含めて、できるだけ子供たちの健やかな成長に関与できる人を多くしていきたいというふうに思っておりますけれども、何せ話を聞いてみると、人材が非常に少ないんですね。いろんな事業が展開されてますので、その中でそれぞれ引っ張りだこの状況でありますので、人材確保からまだもって非常に難しいところでもあります。その辺のところも考えながら、できるだけよい環境をつくってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひ、子供にとって最善の利益が保障されるように、そして周りの大人がそれぞれ役割を担えるような環境を築けるように、このスクールソーシャルワーカーの活用を期待しまして、この質問は終わりにいたします。

それでは、次に2番目の介護保険制度改定についてに移ります。

第5期介護保険事業計画の取り組み状況について、5つの重点施策について御答弁いただきました。私のほうからは、この第5期東大和市介護保険事業計画に基づいて再質問をさせていただきます。

5つの重点施策として、先ほども御答弁ありましたように、5つの重点施策というのは、1つ目が介護保険サービスの充実、2つ目が高齢者の住まい、3つ目が認知症支援策、4点目が高齢者ほっと支援センターの周知と機能強化、5つ目が地域ネットワークづくりの促進ということで挙げられてました。介護保険制度は、非常に多くのことを抱えてまして、多岐にわたりますので、ここでは私のほうからは何点か気になる点を絞ってお伺いしたいと思います。

まず、ちょっと順番も、この1から5の順番ではないのですが、第5期の計画では、高齢者ほっと支援センターが3カ所になって始まりまして、元気ゆうゆう体操ですとかサロン活動なども非常に広がりを見せているところがよかったなというふうに私も思ってます。介護予防や相談支援なども充実してきてると思います。また地域のネットワークづくりとして、高齢者見守りネットワークの大きな和ですか、これも協力団体が57事業所にふえたということで、本当に充実してきてるなというふうに感じます。また見守りのかなめになる見守りぼっくすも、今年度、そして来年度開設ということで、見守り体制も徐々に充実してきたのではないかなというふうに感じてます。

この高齢者ほっと支援センターや見守りぼっくす、大きな和、こういった活動をさらに市民の方々に周知していただく必要があるというふうに感じています。事業計画の中にも、情報提供機能をより一層強化しますとありますが、情報を伝えるためにどのような方法をとってきたのかということをお聞きしたいと思います。また市民の認知度といいますか、どの程度、市民の方がこのほっと支援センターですとか見守りぼっくすとか、大きな和について認知してるというふうに把握しているかお伺いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 申しわけございません。先ほど市長答弁をさせていただきました中で、一部、補足説明をさせていただきますので、まずそれにつきまして私のほうから御答弁させていただければと思います。

先ほど市長答弁の中で、5つの重点施策のうち、2つ目の高齢者の住まい施策の推進につきまして、サービスつき高齢者向け住宅の建設についてということで、実際の設置には至っていないということで御答弁をさせていただいておりますけれども、この第5期介護保険事業計画中の期間、平成24年度から来年度の平成26年度中、まだちょっとそこは未定、未来なのでまだわかりませんが、この平成24年度、25年度中にはサービスつき高齢者住宅の建設相談はあったものの、建設には至らなかったということで市長から御答弁をさせていただいたものでございます。なお、この前の期の第4期の介護保険事業計画中の間に、2件、建設相談があったものにつきましては、2件、サービスつき高齢者住宅が建設をされまして、それにつきましては清水の6丁目と桜が丘4丁目のほうに1棟ずつ、計2棟という形であるということで、補足的に御答弁させていただければというふうに思います。

それから、御質問のことにつきましては、参事のほうから御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○福祉部参事（広沢光政君） それでは、御質問につきまして御回答させていただきます。

ほっと支援センター、大きな和、それから見守りぼっくす、こういったもののPRといいますか広報、それから周知度の関係で御質問いただきました。もちろん市報ですとかホームページ、こういったものはもちろんそのまま、従来どおり活用させていただいてます。あと居宅介護支援事業所等で、サービスを提供する際に、ケアマネさんのほうから御紹介をいただいたりとか、あと相互になりますけど、ほっと支援センター、見守りぼっくす、そういったところの御利用に際してもPRはさせていただいているところでございます。

それから、その周知度という面につきましてですが、ちょうど今ここで第6期に向けたアンケート調査が終了しておりますけれども、今集計中ということで、今回このアンケートの中でも、こういった施策についての周知度に関する質問項目を入れさせていただいております。ちょっとその辺は、まだ検討結果、出ておりませんので、そういったものを見ながら周知度については改めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） アンケート結果が楽しみだと思います。なかなか当事者になって、それが必要にならな

いと関心が少ないのかなというふうにも思いますけれども、いざ困ったときにどうすればいいか、また調べたときに一目でわかるようなものがあれば、案内するほうもやりやすくなるのかなというふうにも思います。またケアマネさんですとか民生・児童委員さんですとか、そういった人から人に伝えていくのが、一番実感を持って伝えることができるのかなというふうにも思いますので、また今後いろいろな方法で周知のほうをさせていただきたいと思います。

それから見守りぼっくすなんですけれども、名前からなかなか市民の方に、何をするとところなのか、まだなじみがないというところもありますけれども、一体何をするとところなんだろうというふうな質問を、私よく受けるんですけれども、高齢者の方だけではなくて、若い人にも知ってもらう必要があるのではないかなというふうに感じます。見守りぼっくすの方も、その御本人よりもお子さんからとか、それからお孫さんから相談をされるケースもあるというふうに聞いてます。そういった当事者というか、高齢者の方だけじゃなくて、若い方にも知ってもらうようなことを考えていただけませんか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今御質問者からお話ありましたとおり、お孫さんやお子さんからの相談ということが、きっかけになってるってことも実際あるというふうには聞いております。見守りぼっくすという言葉自体も、私どもとしてはかなり斬新な命名、ネーミングじゃないかなというふうにして、そういった中にも、できるだけ広い世代の方々という気持ちは込められているところでございますが、今御質問者からありましたとおり、特に若い世代の方々、御自分に関係がない部分というのは、なかなか触手が動かないといえますか、そういうところございますので、まあインターネット世代ということもございますが、そういったものも含めて、今後ちょっと活用については、PR方法については研究してまいりたいというふうに思います。以上です。

○4番（実川圭子君） ぜひ、よろしくお願いします。

それから、次に認知症の支援策というところなんですけれども、認知症の支援策として、認知症疾患医療センターとの連携というのが、仕組みを検討していくというふうに挙げられていたんですけれども、具体的には何か取り組みなどをしてきたことがありましたら教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 認知症疾患医療センター、本市の場合は立川の共済立川病院が該当いたしますけれども、昨年11月でしたか、イベント、認知症サポーターが2,000人を超えたということで、その際にちょっとハミングホールのほうでイベントをさせていただきましたが、そのときに講師としておいでいただいたのが、こちらの認知症疾患医療センターの方でございました。そういったときに、講演ですとか、それからその後も、それをきっかけといたしまして相談業務とか、いろいろと相談に乗っていただいているというもがございます。そういうことで、まず1つはイベントとして、昨年そういうものを実施させていただいているというもがございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういったイベントで知った方もいらっしゃると思います。

それから、そこにこう、実際に受診というか、行かれる方というのは、どういう理由でそこを利用するか、直接そこにいきなり行くということではないと思いますけど、どういうきっかけで利用されていくのか教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 実際のケースといたしまして、私どものほうの高齢介護課のほうに御相談が家族の方からあったりとかいうケースがございまして、その場合、私どものほうで窓口となって、立川病院のほう

と連絡とりまして受診していただく、もしくは相談に乗っていただくというようなことが実例としてはございます。あと直接家族の方というか、本人がというのは、ちょっとうちのほうでは把握はしておりません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 相談に行けば、そちらを紹介していただけるということで、引き続き連携を図っていただきたいと思いますと考えます。

それから、5つの施策のうちの介護保険サービスの充実ということで、御答弁にもありましたけれども、地域密着型の施設として小規模多機能型介護施設の新設を計画をしていたところ、手を挙げた事業者が辞退しているというような状況だというふうに聞いてます。この5期の計画の中でも、特別養護老人ホームの待機者が200名を超える状況に対応するために、これを小規模でやっていくんだというような計画だったと思いますけれども、その計画の経緯、辞退をしてしまったというようなところも含めて、経緯と今後どうしていくのか、教えていただきたいと思います。

○福祉部参事(広沢光政君) こちらの小規模特養の関係でございますが、今御質問者のほうからお話がありましたとおり、残念なことでしたが、応募はありましたが、最終的に辞退ということで実施になりませんでした。それは経営的に厳しいというような状況であったというふうに伺っております。こちらの該当になってますのは、都有地の活用ということで行っておりました事業でございますので、こちらの都有地については引き続き高齢者施策に寄与できるようなものということで、考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この小規模多機能型施設というのは、どこの場所でやっても、採算性ということで非常に難しいということを聞いてます。まあ聞いているのですが、今御答弁の中で、引き続きということだったのですが、それはこの小規模多機能を募集するという意味ではなくて、何かほかの事業をするというような意味なのでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 今、実川議員のほうからもお話いただいたように、国も積極的に小規模多機能型居宅介護の事業を、地域密着型のサービスとして展開したいということで、第5期の計画の中でもそのようにうたわれておりましたが、結果的に他の市においてもなかなか経営が難しいということで広がらず、本市においてもそういった形で、新しい事業者が市のほうで事業を展開するといったことには至りませんでした。

今回、小規模の特別養護老人ホームですね、定員29人以下の小規模特養という形で公募をしたところ、今参事のほうから御説明させていただきましたけれども、実際には辞退となったということでございました。やはり小規模の特養でも経営が厳しいということでございますので、小規模多機能型居宅介護となると、なおさら経営が厳しいということになりますので、それを引き続き、それだけを募集するというのは、多分事業者は見つからないであろうというふうに考えております。そこで、それを行っていただきながら、もう一つはきちんと経営的なエンジンとなる別の事業を行っていただけるような形で、事業者を公募できないものかということで今考えておまして、都有地でございますので、引き続き東京都の担当のほうといろいろと調整をさせていただきながら、現在公募に向けて検討しているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今の計画は、まだあと1年ありますので、引き続き少し工夫を加えながら募集していくというようなお話だったと思います。

では、次のところに入ります。

第5期の取り組みの状況については、ここまでにして、次のニーズ調査のところをちょっとお伺いしたいと思います。

昨年の暮れに、日常生活圏域ニーズ調査を実施して、ただいま集計中というようなことだったと思います。アンケートの内容については、今現時点でわかるようなことは、先ほどの件数のほかには何かあるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） アンケート調査につきましては、昨年の12月6日に発送させていただきまして、同じく12月24日に締め切りという形で、現在、単純集計ということで、そのまとめをしている段階でございます。今回、特色といいますか、一つは、今議員のほうからもお話が出ておりますけど、日常生活圏域ニーズ調査、これは国が作成した全国で統一した質問内容でなされる調査でございますが、これを今回初めて当市では実施したと。これは第5期の介護保険事業計画の実施時期から導入されたものでございます。前回は国のほうがこれを示すのが非常に時期がおくれたということで、当市は市独自の調査を実施しております。今回、今言ったとおり圏域ニーズ調査を実施するとともに、前回は独自調査と比較検討ができるようにということで、言ってみれば2種類の調査のほうを実施しているというのが、当市の今回のアンケート調査の特色ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 全国の中で当市がどんな状況なのかというのもわかるし、今までのとの比較ということで、市の独自の調査もあわせて行っているということがわかりました。

今回のアンケートの調査対象者というか、どういう方にアンケートをとられたのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） まず日常生活圏域ニーズ調査、先ほど申し上げたものでございますが、この調査のうち、要支援、要介護認定を受けられた方を対象といたしまして1,005件、それから同じくニーズ調査の中で65歳以上の一般高齢者の方で、介護認定を受けられていない方も対象に1,248件の調査を行っております。それとまた別に、市独自調査を実施しておるわけでございますが、独自調査のうち、要支援、要介護認定を受けられた方を対象に、居宅サービスの利用、未利用者が1,434件、それから施設居住系サービスの事業者が193件、要支援、要介護認定を受けられていない65歳以上の一般高齢者の方、1,248件、合計いたしますと総数で5,128件ということで、調査票のほうは送付させていただいております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 結果については、今後、教えていただけるのかなというふうに思いますけれども、このアンケートについて、例えば事業所のほうですね、介護をやっている、介護保険の事業所に対してはアンケートはとらないのでしょうか。事業所の実態というのをどのように捉えていくのかお聞きします。

○福祉部参事（広沢光政君） 前回調査のときには、御質問者、今ありましたとおりサービス提供事業者と介護支援専門員、この方々を対象に調査を行ってるところでございます。今回につきましては、事業者さんにつきましては、事業者連絡会等を通じて、また介護支援専門員につきましては、ケアマネさんの連絡会などを通じて意見を吸い上げ、計画に反映させることが可能だというふうに捉えて、今回は調査の項目から割愛させていただいたということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 連絡会などもあるということで、そういったところで御意見いただくのかなというふうにも思ってますけれども、日々、施設を運営したりとか事業をやっている方々は、たくさん御意見を持ってると

思いますので、そういった当事者の意見というのは、私はとても重要なのではないかなというふうに考えてます。

それからデイサービスなどでも、小規模のデイサービスなどが非常に数もふえてきたのかなという感じもしますけれども、実際に市の職員の方が、そういった事業所に様子を見に行き、現状を把握されるようなことはしているのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 当然のことですが、私どものほうでは、言葉はあれですが、指導とかいう形で、必要に応じて事業所さんのほうを訪問してということは実施しているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 実際に見に行っていたらということ、そういったところでの実際の様子ですとか、そういったことも今後に向けて反映していただきたいなというふうに思います。

それでは、続けて次の第6期事業計画に向けて、その中で示されている地域包括ケアシステムの構築についてに移りたいと思います。

こちらのほうは、御答弁にもありましたけれども、またこの国の方針というのが、これから詳細が出てくるということで、まだ明確ではないということから御答弁も難しいかと思えますけれども、そうはいえ、およそ1年で改定になりますので、この地域の実情に合わせた市区町村の裁量の範囲がふえることにもなりますので、当市でのお考えをお尋ねしていきたいと思えます。

まず、アの地域支援事業についてなんです、こちらのほうは先ほどの尾崎議員の一般質問でも取り上げていらっしゃいましたけれども、介護予防や生活支援、訪問介護とか通所介護が、地域支援事業というふうに移って行って、その担い手として地域のボランティアですとかNPO、自治会、老人クラブなどが行っていくというふうに、厚労省のほうは計画で示しています。今まで介護保険の中で給付をしていったというその要支援の方に対する給付が、予防給付ということで地域支援事業に高じてしまうということなんですけれども、このことについてどのような影響が考えられると市では把握していますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 基本的に、国のほうも申し上げるとおり、今回の予防給付のうち、通所介護と訪問介護、こちらを地域支援事業に移す大きな目的というのが、地域の実情に合ったバリエーションに富んだサービスの提供ができるよというふうなことでございます。そういった意味からしますと、1つには事業者さん、受け皿としての事業者さん、NPOさんだとか、そういったいろんな団体が今回はサービスを提供できるようになるという受け皿となってくるということでございますが、当然既存の事業者さんなんかにも、そういった受け皿になっていただかなきゃいけないというふうに思っております。

あとその予算的なものですか、そういったものも出てくるところでございますが、これは先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、まだ政省令等の基準が示されておりませんので、こちらのほうについてはちょっとどうなるか、私どものほうでも今後、情報の収集に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今まで要支援ということで認定をされて、訪問介護や通所介護のサービスを受けていた方というのが、先ほどの議員の質問の中でもいらっしゃるということなんです、そういった方については、サービスを受けられなくなるのか、それとも続けていけるのかというところが、利用する人にとっては一番重要な問題なんですけれども、そこのところはどのようにお考えなんでしょうか。サービスを継続できるようにしていくというふうな市のお考えなんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 現在、要支援1の認定を受けてる人でございますけども、一応、法の今案によりますと、附則の中でうたわれていることは、いわゆる地域支援事業の中の総合事業が開始された日以降、その以降、認定有効期間が終了するまでの間は、現行のサービスを受けてることが可能であるというふうなことになっております。

その後でありますけれども、総合事業の中で通所系、訪問系の現在のサービスに同等のサービスを、これは各保険者である市町村のほうで事業として設けていくということを、現在の法案の中ではうたっているというふうなことでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今のお話ですと、今現在その要支援1とか2とか受けてる方は、その間は、認定を受けていて、訪問介護や通所介護などのサービスを受けている方は、その認定が変わるまでは、そのサービスを受けられるという認識でよろしいのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 認定の更新とかではなく、今お話ししました市町村が総合事業を開始されるまでっていいですか、それまで。ですから開始された以降に更新等があっても、もう要するに保険給付としてのサービスは受けられなくなるということでございます。その方々に関しては新しい、それ以降については新しい総合支援事業の事業のほうでという形になってまいります。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） では、総合事業を市のほうが行うまでに、まだ猶予があるということでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 現在の法案を見る限り、一応経過措置的に29年の4月までに保険者のほうは移行しなきゃいけないという形になってございまして、それまでの間は猶予といたしますか、移行することを義務づけてるわけではございません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） では、東大和市としては、その最長29年の4月までの間には、この総合事業をどのようにしていくのか、先ほど同等の事業というようなお言葉もあったんですけども、今までと同じようなサービスを、要支援1、2の方も受けられるような総合事業を考えていくというようなお考えなのでしょうか。東大和市としてです。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今参事のほうから御答弁させていただきましたけれども、新しい介護予防、それから日常生活支援の総合事業につきましては、まだ国のほうでも、ようやく法案が、これから衆議院のほうで今月末ごろから審議されるというような状況でございますので、大枠しか私どもも把握はしておりません。その中では、やはり今までの給付の仕組みから、給付の仕組みによく似ているけれども、市が指定をして、単価は市が独自に設定をして、委託なり補助金なり、それぞれ実施できるというような形で示されておりますけれども、細かい部分につきましては法案が審議された後に、夏ぐらいにガイドラインが示されるということでございますので、そういった状況を見て、それを含めて市内のサービスの受け入れのどれぐらいのキャパシティがあるかということも含めまして、平成30年度、29年度等、どのようにしていくかということ、段階的にどのように取り組むかも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） なかなかここは難しいところだと思いますけれども、今後、国の方針が示された中で、やはりその中でも、今回は地域の実情に合わせて市町村が計画をつくっていくという方向に移っていくわけで

すから、そのところはやはり東大和市としてどうしたらいいのかというのを、本当に早急に検討していく必要があるのではないかなというふうに私は思います。

そして、利用者もそうなんですけれども、それを担っていた、今まで担っていた事業者の方も、非常にこの点は危惧をしています。必要があって、こういったサービス、要支援の方に対してのサービスも、必要があつてつくられてきたところを、また担ってきた方も専門家として責任を持って担っていたところを、ボランティアですとかNPOさんとか、そういった方に委ねていくというのは、本当に人材確保という面でも可能なのかどうかというところが非常に気になるというか、問題視しているところです。今後の国の方針で明らかになってくるとは思いますけれども、介護給付のほうでも人材不足が予測されてる中で、この地域支援事業の担い手をもどのように育てていくのかというのを、現時点で難しいかもしれないですけれども、担い手についてどのようなお考えがあるかお聞かせください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど別の議員の御質問のほうにも御答弁させていただきましたけれども、やはり担い手をどのように育てていくかということかというふうに考えております。やはり先ほども御答弁させていただきましたが、既に今市内には介護予防リーダーさん初め、見守り・声かけのボランティアさんなど、非常に力のある方々、その方々も実は65歳以上の方々ですけれども、お元気に地域に貢献してくださるといふ強い意欲を持って活動して下さっておりますので、そういった市民の方々の力も発掘して、さらにそういったところを支えていただけるような、力にできるような形で、私どもも考えていかなければいけないというふうに考えておりますし、なおかつまたシルバー人材センターとか、そういったところの活用なども検討していかなければいけないかなというふうに考えておりますので、国のほうのガイドラインがある程度示されました段階で、今後は地域の小さなデイサービスをやっている事業者さん等を含めて、さまざまところからも、新しい事業について私どもも御説明をさせていただきながら、一緒に話し合っ、今後どうしていくかということを考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時33分 休憩

午後 3時43分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、次に移りたいと思います。

この介護サービスについてというところなんですけど、先ほどは地域支援事業ということで、要支援の方のところを取り上げましたけれども、次に介護給付の対象となる事業で、通所、入所など、それぞれサービスがありますけれども、その中で現在ある小規模な事業所が、この改定によって大きなところへ集約していく、まとめていくような方針だというふうに聞いていますけれども、そのあたりのことでわかってることがあったら教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、国のほうで示されております案でございますけれども、いわゆる現行の小規模型の通所介護、デイサービスの事業所につきましては、平均利用の延べ人員が一月当たり延べ300人以内というところが小規模のデイサービスというふうに言われております。それにつきまして見直し案の中では、経営の安定性の確保等のために、大規模型、通常規模型というような大きいところのほうへ集約をされて、そ

らのほうで運営になるという案が一つ示されております。それについては、大きいデイサービスは都道府県がそのままサービスの事業所として指定をするというような案になっております。また見直し案の中では、地域密着型の通所介護というようなことで、指定をするのは市町村が地域密着型のサービスとして指定をして、その中でサービスを展開するというような形が示されているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そうしますと、小規模の事業所で平均利用が延べ300人以下のような事業所は、地域密着型というような型に市町村が指定していくということだと理解しましたけれども、この大規模とか通常の規模とか、地域密着型というように分けることで、違いといいますか、報酬の違いなども出てくるのかと思いませんけれども、どういった違いが出てくるのか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現時点のところでは、その報酬の単価等が全く示されておられませんので、どのように金額が設定されるかというのは、これからですね、法案が通った後に、夏とか秋とか、いつも毎年改定するときには、大体年が明けてからそういったものが明らかになるのが、この介護保険制度でございますので、割とそういう意味ではぎりぎりにならないと出てこないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 国のほうの方針がそういうことだということは、前回の5期のときにも、前の段階でも様子がわかるのですが、やはりこういったことは実際に事業をしている方にとっては非常に大きな問題でして、本当に死活問題というか、経営上の大きな問題でもあるかと思えます。

私は、大規模な事業者はもちろん必要だと思うんですけども、やはり地域の中で身近なところで受け入れをしていただいている家庭的なサービスができるデイサービスというのは、非常に大きな役割を持っているかというふうに思っています。この東大和市の中でも、そういったきめ細かな対応ができる小さな事業所、デイサービスを行っているところがたくさんあります。現在でもNPOの運営協議会などでいろんな話なども、市と一緒に話し合いがなされて市の介護保険事業の重要な役割を担っていると思えます。ぜひ今後、この地域包括ケアシステムを構築する際には、国の方針はもちろんそうなんですけれども、市町村の実情に合った計画が立てられるということですので、こういったところも考慮して、東大和市に合った地域包括ケアシステムをつくっていただきたいと思います。

それから、次のウの医療との連携についてですが、第5期のところでも認知症疾患医療センターとの連携のお話もありましたけれども、この医療と介護の連携というのは、ずっとテーマになっているところでして、生活をする者としては、本当にそこが連携がうまくとれてたら非常に安心感を持って過ごせるということだと思います。この医療に関しては、私としては本来、まちの中に、どんなところにかかりつけの先生がいて、そういうところに行って、次に精密検査や手術や入院などが必要がある場合には、大きな病院を紹介してもらったり、あるいは夜間や救急のときにはこちらに行く、通院できない場合には往診をするというような、組織的なバランスのとれた病院の配置といいますか、そういったことがあると本当に市としては安心して暮らせるなというようなことを感じてるんですけども、こういった病院のそういった位置づけといいますか、まあ中核になるような病院ですとか、あとは往診ができる病院とか、そういった全体的な医療の病院の配置ですとか、そういったことをこの地域包括ケアシステムにはどこまで盛り込めるのかということをお伺いしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回の法案の改正の法案につきましては、医療と介護の改正、一括の改正ということで、現在、衆議院に、これから審議されるということでございます。医療につきましては、医療法に基づき

まして、東京都のほうの保健医療計画で病院の病床数などは定められておりますので、この東大和市が属するのは北多摩西部の保健医療圏域でございますので、その中で病床数等は、今後、東京都のほうで定めるということになっております。

また、東京都のほうは、その医療計画を定めるに当たりましては、東京都内の各区市町村の介護保険事業計画をもとに、東京都が介護保険事業支援計画というものをつくることになっておりまして、それと医療計画を今回からはきちんと両方の状況をきちんと加味した上での計画を東京都が立てるということになっておりますので、そういったところで私どものほうも、介護保険事業計画を立てるに当たりましては、在宅医療と介護が連携して推進できるような形にするための方策というものを、この第6期の計画の中には入れていかなければいけないというふうなことでは認識しております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今の御答弁ですと、市区町村の計画をもとに都の医療計画も考えていくというようなお話だったと思いますけれども、それですと東大和市としては、このことについてどういった計画にしていこうかということを示していくのではないかなというふうに捉えたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 病院の病床数につきましては、市が何か計画を立ててということではできませんので、それは東京都のほうで医療法に基づきまして、東京都の医療計画ということで、この各医療圏域の中の病床数を定めていくということになります。東京都が、介護保険事業支援計画というものをつくるに当たっては、各区市町村の介護保険事業計画を参考にしながら計画を立てるというふうになっておりますので、その中で東京都のほうで、私どもが作成、策定している計画と一緒に、同時並行になりますけれども、そういったところを加味しながら東京都計画を立てていくものであろうということで、これまでもそのような形で介護のほうは進んできているということでございます。

先ほど申しあげました在宅医療と介護の連携につきましては、具体的には在宅医療と介護を連携するというような形で地域支援事業の中に位置づけられて、地域の医師会などと連携しつつ取り組むようにするというようなことで、国からは示されたところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 最初の市長の答弁でも、医師会との連携を図りながらということでしたと思いますので、ぜひこのところは市民の方の本当に安心のためにも、充実をさせていっていただきたいと思います。

では、次の高齢者ほっと支援センターの役割についてです。

この地域包括ケアシステムの構築ということでお伺いしているのですが、その全体を取りまとめて連携のかなめというような役割になっていくかと思っておりますけれども、現在でも予防についてですとか、成年後見人の問題ですとかも含めて、さまざまな事業をやっているかと思っておりますけれども、地域全体の取りまとめとして、今後どのような役割というか、位置づけになっていくというふうにお考えでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 今御質問者のほうからもございましたとおり、ほっと支援センターにつきましては、基本的には高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活が継続できるようにということで、公的サービスのみならず、その他のフォーマル、インフォーマルな多様な社会資源を本人、高齢者の方が活用できるように支援する。生活を包括的、継続的に支えていくための拠点となる施設ということで設置させていただいてるところでございます。こちら先ほど御質問者のお話がありまして、実際に相談業務ですとか権利擁護の関係、さまざまな活動を今一生懸命やっておりますところでございます。今後、地域包括ケアシステムの構築に向け

でも、なお一層、中核的な拠点と位置づけられてくるのではないかと。ある意味、いろんな社会資源とのコーディネーター役なんかも、こちらのほうで果たしていくような、そういったものが、役割が求められるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった意味も含めてほっと支援センターの機能の強化というところには、今後取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 先ほどの地域支援事業ではないですけれども、さまざまな方が、またかかわっていくようになるということで、やはりその拠点となるコーディネーター的な役割も担っていくということで、ますます強化していただきたいというふうに思います。

こちらのほうはそこまでにしまして、3番目のこれまでいろいろ質問させていただきましたけれども、この第6期の介護保険事業計画、来年度中、あと1年で策定をしていくということだと思いますけれども、現在のところはニーズ調査を行って集計中というところまではわかったのですけれども、今後のスケジュールで何かわかってることがあったら教えてください。

○福祉部参事(広沢光政君) 先ほど御説明申し上げましたとおり、現在は策定に向けたアンケート調査の集計作業を継続中ということで、ただこちらにつきましても3月末までには分析等を行った上で、報告書が作成されるという運びになってございます。年を明けますと、今度は実際に事業計画の策定にかかわる委託を、契約を締結いたしまして、その後、アンケート調査等の結果を利用しながら、介護サービスの事業量等の積み上げなど、また今回大きな改正等がございますので、そういった改正等に対応する施策の決定等も、介護保険運営協議会におきまして御審議いただきながら、決定していくというようなことで、事務のほうは進んでいくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 国の方針も、今後ぎりぎりになって出てくるんじゃないかというようなお話もありましたので、まだ先が見えないところもあるかと思っておりますけれども、策定の終わりというか、お尻は決まっていますので、1年後にはこの東大和の実情に合った計画ができることを期待します。

今回の第6期の介護保険の事業計画の策定に当たっては、国から大きく地域の実情に合った、地域の自主性や主体性に基づいて計画がつけられるよというような改定になっていくかと思っておりますけれども、逆を返しますと、市でどんなサービスが提供できるのかというのが、市独自でも裁量で決められるということで、逆に自治体間の差が出てくることにもなりかねないと思っております。この介護保険事業の計画については、地域包括ケアシステムというのは、市全体の介護や医療をどうしていこうかというような計画になって、市全体のまちづくりの問題だと私は思います。国からの指針が出てくるのを待って計画をつくるのではなくて、この東大和市としてどういうまちを目指していくのかということを示す必要があると思っております。福祉の行き渡ったまちづくりを目指す市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○市長(尾崎保夫君) 先ほど言ったように、福祉の行き渡ったまちということで、東大和、目指していきたいというふうに思っております。今回の改正の関係等につきましては、先ほど来、細かいところから、現時点でわかっていることをいろいろとお話をさしていただいたという形になるかなと思っておりますけど、それらの内容につきまして、大きく私ども市に直接関係あるものと、あるいは市民のあり方、あるいは個人、利用者の方に影響があるものということを見ますと、医療関係はちょっと私どものほうでは、直接的にちょっと把握するのは難しいというふうには考えているわけですが、一番大きな問題としては、要支援の1、2の関係が、私

ども通所、訪問介護ということになりますけれども、それが市町村事業という形で、そのサービスの種類や、あるいは価格について、私どものほうである程度裁量で決めていけるというのが、私どもにとっては大きな影響のあるものだというふうには考えているわけですが、これにつきましても先ほど議員のおっしゃったように、他市とかいろんなところの関係も出てくると思いますし、また私どもの市内にある事業者の方々にも、大きな影響が出てくる可能性はあると思いますので、その辺も含めてしっかりと対応を考えていきたいというふうに思っています。

また、それ以外として、一般の市民の方に対しては、一定所得のある利用者の負担割合が1割から2割になっていくということでもございまして、これは年収、年金収入で250万円というふうな話も出ていますが、その辺のところは、どういう影響が出てくるのか。あとは、これは所得の低い方に対しての保険料の軽減策の拡充ということなどが、特に影響のあるものかなというふうには捉えているわけですが、私、東大和市としては、改正の動向等、先ほど来、御答弁させていただいてますが、まだよくわからないところもあります。そして、特に一番大切な価格というか、そういうふうな面につきましては、介護保険、先ほど御質問者もおっしゃっていたように、なかなか数字的なものが出てこないというのもありまして、私どもにとっても気にかかるところではございますけれども、的確にそれらについて把握をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

また、先ほど来の東大和市に具体的にどれだけの影響が出てくるかということですね。それらの把握もしつかりと情報収集しながらしてかなければいけないというふうには思っていますけれども、いろんな問題があるというふうには考えているわけですが、基本はやはり先ほど言った福祉のまちづくりということで、利用者も含めた市民本位というのを基本に置いて対応していくということが、重要なのではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○4番(実川圭子君) 福祉の行き渡ったまちづくりということで、東大和市としてどういうまちを目指すのか示していただきたいと思えます。

現在、東大和市の中でも、高齢化率が非常に高くなっている清原2丁目ですか、高齢化率50%を超えるというふうに聞いてますけれども、こういった地域を東大和全体というか、その地域をモデル地域のような形で、東大和市の将来、どんなようなまちにしていくか、モデル地域として何か理想の形というか、そういうことを示していくというようなことはできないでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 今議員のほうから御紹介ありましたけれども、今東大和市の高齢化率は24%に、もう約24%ということで、間もなく25%を迎えるということでもございます。清原2丁目につきましては、既に高齢化率、65歳以上の方が51%を占めるというような状況で、その地域の中では、やはり元気な高齢者の方に支援の必要な高齢者の方を見守っていただいたり、支えていただかないと、その地域が回らないというような状況が、もう今、現状既でございます。例えば東京街道団地の自治会でも、自治会の役員の方々が高齢者の方々にいらっしゃいますので、その方たちが支援の必要な方々を見守ってくださっているというのが現状でございます。そういう状況でございますので、今後、私どもといたしましても、自治会の方々、役員の方々と少しずつ地域の実情を踏まえて、地域で抱えている課題なども話し合っていきたいと思いますということで、そういったお話をさせていただいて、自治会の方からもお話ししていただけるというようなことで話がまとまりましたので、少しずつではございますが、ざっくばらんにそういったところで役員の方々と私ども担当のほうで、まずはそ

の地域で抱えてる問題、それから一緒にどのようにしていこうかというようなことを、モデル的に清原の地域で、東京街道団地の自治会の方々と少し進めていこうかなというふうに考えております。

また、私どもは元気ゆうゆう体操などを作成したときに、介護予防リーダーの養成も含めて、東京都の健康長寿医療センターの方々とおつき合いというのも引き続きさせていただいております、その方々の研究のフィールドとして、東大和のほうと一緒に共同研究という形で、今回いろいろと取り組みをさせていただいているところでございます。来年度以降も、ぜひそういった形で研究のフィールドとして使わせてほしいというようなお話もいただいておりますので、そういったところの研究者の方々とも一緒になって、この東大和をどうしていくかということを考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 市だけがやるのではなく、いろんな方と一緒に、これから考えていくというようなことで、いろんな機関と、都とも連携をとりながらやっていくということで、非常にいい取り組みだなというふうに感じました。

その東京街道団地の件なんですけれども、あのあたりは建て替えをして、あいている土地が以前から目についているわけなんですけれども、以前も議会の中でも御質問が出ていたように思いますけれども、ああいった土地を利用して高齢者のための施設ですとか、そういったことを、必要なものを都のほうに要請するような、何か動きがあったら教えてください。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 東京街道団地のあいてる土地ということでございますけれども、現在、東京街道団地につきましては、建て替え事業中ということになっております。東京都都市整備局のほうでは、そこに今後どのような形で住宅建設を続けていくのか、また建て替えが終わった後、創出される用地についてどのような土地利用を図っていくかといったようなことの検討を現在しているところというふうに聞いておまして、まだその方針等、固まってないというところでございます。ただ、現在の都市計画の一団地の住宅施設の中では、住宅しか建設できない都市計画になっておりますので、今後、市として必要な、そういう高齢化に対応した施設等が可能になるようなものができるようにということでは、要望していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 新都知事も福祉に力を入れるというようなお話もあったと思いますので、積極的に進めるチャンスだとも思います。ぜひそういった要望も積極的に行っていただきたいと思います。高齢者の方の支援を考えるということは、高齢者の方だけではなくて、若い人にとっても将来、安心して老後を迎えられるというようなことにもなります。決して高齢者だけの問題ではありません。ぜひ、まちづくりの視点から、国の指針を待つだけではなく、現在の資源も生かしつつ、東大和市としての地域包括ケアシステムの構築を進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(尾崎信夫君) 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○議長(尾崎信夫君) 次に、20番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[20番 佐竹康彦君 登壇]

○20番（佐竹康彦君） 議席番号20番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成26年第1回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、公民館でのゼロ歳児保育についてです。

社会教育機関としての公民館の重要性は、その講座やサークル活動に参加したことのある市民であれば等しく感じているところです。学習内容はもとより、こうした活動を通じて地域の人的交流が図られることも、地域コミュニティの醸成という点からすれば大きな意味を持っています。その中で、市内在住の若い母親が公民館事業に参加することで得られる教育的効果並びに人的交流の拡大は、社会教育法第20条にある公民館の目的にもかなった事業効果であると考えます。しかし、現在、東大和市の公民館においては、活動に伴う保育室利用が運営要綱において満1歳からとされており、ゼロ歳児を持つ母親が公民館での講座やサークル活動に参加する際に困難を伴う事態があります。このことについては利用者側からも以前より指摘がなされており、教育委員会としてもその要望は御存じであると思えます。

先般、私は1月30日に中央公民館において、第30回公民館のつどいの保育分科会、プレ企画として開催された座談会、「公民館保育室の0歳児保育って必要？」に参加をしました。この座談会では、ゼロ歳児を持つ方を含めた若い母親たちから、公民館活動をする上でのゼロ歳児保育の必要性について種々意見や感想が出されました。おおむね公民館でのゼロ歳児保育の必要性を認識し、その実現を求めておられると感じました。私自身も、利用者のお声にじかに接し、改めて公民館保育室においてゼロ歳児保育は実施されるべきと考えます。こうした立場から、次の質問を行います。

①公民館事業におけるゼロ歳児保育の現状と課題について伺う。

②他市の状況について伺う。

③当市における公民館でのゼロ歳児保育の実施を望むがどうか。

2点目は、（仮称）東大和郷土美術園と郷土博物館の今後の展望についてです。

東大和市の今後の文化行政の中で、（仮称）東大和郷土美術園の開設は、目玉事業の一つとして多くの市民の関心と注目を集めています。東大和市の魅力を内外に発信する事業であり、着実に準備を進めていくことが望まれます。教育委員会においては、平成23年度、24年度において用地買収を行い、整備事業を進めてきたところです。これからは敷地や建物の整備とともに、その運営に関しても方針や具体的な事業内容についても、これまでの実績を踏まえて、さらに議論を深め、開設へ向けて万全の体制を整えていただきたいと考えます。

そこで、以下について質問します。

①（仮称）東大和郷土美術園の整備について。

ア、現在の整備状況はどうなっているか。

イ、今後の整備計画の工程と予算措置について伺う。

②（仮称）東大和郷土美術園の運営について。

ア、美術園運営のための組織体制と人員の確保について伺う。

イ、作品や関連資料等の収集方針について伺う。

ウ、収蔵品の保管業務について伺う。

また、郷土博物館においては、その特徴であるプラネタリウムが、今月、リニューアルオープンをすることになっています。私どもの会派から、同僚の議員が平成22年第4回定例会において質問をし、プラネタリウム

の今後の活用等についてリニューアルの必要性についても求めてまいりました。今市長が進める観光施策においては、郷土博物館もまた市内外から多くの方に訪れていただくための重要な拠点の一つであろうと考えます。

そこで、今後の郷土博物館の運営に関して、以下について質問します。

③郷土博物館の業務について。

ア、リニューアルオープンするプラネタリウムについて、新投影機「メガスターⅡB」の性能とこれまでの投影機との違い、リニューアルによる効果はどの程度期待されるものか。

イ、郷土博物館の常設展示の内容の更新について伺う。

ウ、（仮称）東大和郷土美術館との連携について。

ア、美術館が収蔵する作品を常設展示してはどうか。

イ、両施設の利用者がともに増加するような連携事業としてどのようなものが考えられるか。

3点目は、子ども読書活動推進計画についてです。

公明党は、従来より青少年期における読書の重要性に鑑み、子ども読書活動推進計画の策定を要望してきました。東大和市においては、それまでの読書活動における多くの成果を踏まえ、昨年度末にこの計画を策定し、今年度より計画に基づく形で取り組みを開始されました。1年が経過をし、その成果と次年度以降の展望を確認するため、次の質問を行います。

①今年度における取り組みの成果について伺う。

ア、「家庭・地域」における成果。

イ、「学校」における成果。

ウ、「市立図書館」における成果。

エ、「子どもの読書活動を支える人たち」における成果。

②平成26年度以降の展望を伺う。

ア、「家庭・地域」における展望。

イ、「学校」における展望。

ウ、「市立図書館」における展望。

エ、「子どもの読書活動を支える人たち」における展望。

4番目は、市内都有地の活用についてです。

先般、行われました東京都知事選挙において当選を果たしました舛添要一都知事が、都有地の利活用を推進していく旨の発言をしたということが、各メディアにおける報道において散見をされました。都有地の有効活用は、住民や当該自治体にとって多くの利益を享受することのできる事業です。東大和市にも、いまだ未活用のままの都有地は幾つかありますが、その中で向原地区と中央地区にある都有地に関して以下の質問をします。

①向原地区にある都有地について。

ア、都営アパート高層化後の空き地の開発について。

イ、戸建て住宅建設の進捗状況はどのようになっているか。

ウ、市としてどのような働きかけが行われているのか。

②中央1丁目にある都有地について。

ア、小規模特養ホームの計画頓挫後、どのような計画があるか。

イ、市としてどのような考えを持ち、都と交渉しているのか。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。
よろしく願いいたします。

[20番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公民館でのゼロ歳児保育の現状と課題、他市の現況、当市におけるゼロ歳児保育実施の考えについてであります。公民館保育室は幼児の保護者に対して、公民館主催事業及び公民館施設を利用した学習、文化活動に参加しやすい環境を整え、当該保護者の社会教育活動の振興を図ることを目的に設置しております。保育つき講座や幼児の保護者などのグループ活動等において、御利用をいただいているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、（仮称）東大和郷土美術園の整備についてであります。平成23年度及び平成24年度で美術園用地の取得を終え、現在は吉岡画伯の作品等の目録の作成を行っているところであります。美術園の整備に関しましては、平成6年度に有識者による検討委員会から、（仮称）東大和郷土美術園の設立についての提言が提出されております。提言から20年が経過をし、市を取り巻く状況も大きく変化しておりますので、美術園の整備に当たっては提言の趣旨を生かしながらも、整備内容の見直しが必要であると認識しております。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、（仮称）東大和郷土美術園の運営についてであります。現在、春と秋の年2回、吉岡堅二画伯の作品展示を兼ねた特別公開を実施しております。また特別公開に合わせ、郷土博物館職員により、お庭ガイドやお家ガイドを実施し、作品だけでなく庭園や建物の魅力もお伝えしているところであります。美術園の本格整備にはまだ時間がかかることから、当面は公開日数をふやすことで施設の運営を図ってまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、郷土博物館の業務についてであります。「狭山丘陵とくらし」をテーマに、平成6年度にオープンした郷土博物館は20周年を迎えます。建物は常設展示室、企画展示室、プラネタリウム等で構成されております。平成24年度は4万7,000人の方々にご来館いただき、そのうち1万5,000人の方々にプラネタリウムをごらんいただきました。平成26年3月15日には、プラネタリウム投影機をリニューアルすることで、市内だけでなく市外からも多くの方々に来館いただけるよう、郷土博物館事業の充実に努めてまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、子ども読書活動推進計画についてであります。この計画は子供の読書活動を支援する取り組みを体系化し、家庭、地域、学校、図書館等が相互に連携して、社会全体で子供の読書環境の整備を図っていくため、平成25年3月に策定したものであります。今年度における取り組みの成果につきましては、5年間の計画の初年度に当たることから、まず各方面への計画の内容を周知したところであります。平成26年度以降の展望につきましては、子供にかかわるさまざまな機関が連携し、子供が読書に親しむ環境をより充実させることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、東京都が向原地区で計画している都有地の活用についてであります。東大和市向原地区プロジェクトにつきましては、東京都が平成23年12月に事業予定者及び次点を決定し、協定締結に向けた手続を進めておりました。しかし、事業予定者の構成員を含む複数の企業の施行した建築物において、建築基準法違反の事例

が判明したことから、東京都は平成24年11月に事業者決定手続を取りやめ、一連の問題の整理が終わった時点で再度本プロジェクトを進めるとの表明を行いました。東京都都市整備局によりますと、現時点でその状況に変わりはないとのことであります。

次に、東大和市向原地区プロジェクトに対する市の働きかけについてであります。市といたしましては情報提供を求めるとともに、状況を注視しているところでありますが、このプロジェクトが定期借地権制度を活用し、価格を抑えた高品質な住宅の供給や住宅のCO₂排出量の削減を図り、地球温暖化対策に取り組むといった特色ある事業であることから、市民の関心も高いものと考えております。

次に、中央1丁目の都有地活用についての今後の計画であります。特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図ることを目的として、小規模特別養護老人ホームの整備事業者の公募を実施いたしましたが、施設経営が困難との理由により、応募辞退という結果となりました。今後の計画につきましては、別の地域密着型サービス施設の整備を検討しているところであります。

次に、市の考えと東京都との交渉についてであります。当該都有地を活用して当市の高齢者福祉施策の推進に資する地域密着型サービス施設を整備する必要があると考えております。なお、施設の整備につきましては、東京都から施設の種別に制約が設けられております。それらを考慮する中で、今後の東大和市における要介護高齢者の状況等を勘案し、整備の必要性を見込みながら東京都と調整しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、公民館事業におけるゼロ歳児保育の現状と課題について御説明を申し上げます。

公民館の保育室は、東大和市立公民館保育室運営要綱の規定に基づき運営しているところであります。この要綱、第2条におきまして、保育室で保育する幼児は満1歳から小学校就学前までと規定しており、ゼロ歳児の利用はできないのが現状であります。また、ゼロ歳児保育を実施する場合におきましては、ゼロ歳児保育にかかわる保育室の環境整備、保育士の配置基準の見直し等が課題になると認識しております。

次に、他市の現況についてであります。東京都公民館連絡協議会に加盟する12市の公民館保育室の利用における年齢条件は、首が据わってからが2市、満4月以上が1市、満6月以上が3市、満8月以上が1市、満1歳以上が当市を含めて3市、満1歳3カ月以上が1市、特に定めのない市が1市という状況になっております。

次に、当市における公民館でのゼロ歳児保育実施の考え方についてであります。公民館講座等への参加機会の提供、また子育て支援の観点からも公民館におけるゼロ歳児保育の必要性は認識しているところでございます。一方、先ほど答弁いたしましたように、ゼロ歳児保育の実施に当たりましては、解決すべき課題もありますことから、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）東大和郷土美術館の現在の整備状況であります。美術館の整備に向けましては、施設面の改修も視野に入れる必要がございます。現在は吉岡堅二画伯のお父様の華堂画伯の作品を含めた電子データによる目録の作成に努めているところであります。本年2月現在、日本画、素描、スケッチブックなど、堅二画伯の作品956点、華堂画伯の作品630点をデータ化しましたが、スケッチブックの内容の確認作業などが残されており、作品総数の把握までは至っていない状況であります。

次に、今後の整備計画の工程と予算措置についてであります。ただいま答弁しましたとおり、現在スケッ

チブックの内容も含め、全作品のデータ化に重点を置いて作業を進めておりますが、同時に吉岡堅二画伯が海外等で収集されたお皿や陶器などのコレクションも多数ございますので、こちらのデータ化も進めております。そのため、当面はこうした基礎的なデータ整理を中心に進めてまいりたいと考えております。また予算措置につきましては、平成25年度より計画的に毎年3点ほどの日本画の額装の予算を計上し、堅二画伯の作品の収集に努めているところであります。

次に、美術園運営のための組織体制と人員の確保についてであります。郷土博物館では昨年8月に日本画を専攻する学芸員資格を有する嘱託員を採用し、吉岡堅二画伯の作品の収集及び展示等に関する体制を充実いたしました。その結果、昨年10月の郷土博物館での新しい収蔵品を中心とした企画展示や、うま年のことしにちなんだ馬の素描展など、通常の年2回の美術園の特別公開に加え、新たな事業を実施することができました。今後も引き続き事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、作品や関連資料の収集方針についてであります。これまで御説明してきましたとおり、現在は吉岡堅二宅にある作品等を全てデータ化すること及び日本画の額装による計画的な作品収集に力を注いでいるところであり、吉岡画伯が所属しておりました創画会などの関連資料等の収集につきましては、その後の課題であると認識しているところでございます。

次に、収蔵品の保管業務についてであります。現在、吉岡堅二画伯の御子息が所有する全ての作品は、温度、湿度を管理できる郷土博物館の特別収蔵庫に保管されております。今後は御家族の御意向を踏まえながら、作品の寄贈、寄託に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、郷土博物館の業務につきまして、新投影機メガスターⅡBの性能とこれまでの投影機の違いではありますが、これまでの投影機が6,500個の投映星数に対しまして、新しい光学式の投影機メガスターⅡBは最大1,000万個の星を映し出し、天の川まで星で表現することができます。また、同時に導入する全天周デジタルプラネタリアムのステラドーム・プロでは、紀元前10万年前から、この先、西暦10万年までの間の天文現象をシミュレーションすることが可能となり、学習投映などで大きな力を発揮することが期待されております。

次に、リニューアルによる効果はどの程度期待できるかについてであります。リニューアルによるオープニングイベントにつきましては、3月15日から3月30日までの間、デモ投映を含む番組投映のほか、講演会や演劇、企画展示など、さまざまな事業を予定しております。イベント中の来館者は約3,000人を見込んでおりますが、イベント終了後も最新鋭のプラネタリアム投影機を積極的にPRし、市の内外から多くの方々に来館していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、郷土博物館の常設展示の内容の変更についてであります。郷土博物館の常設展示室につきましては、平成6年度の開館以来、基本的には大幅な変更はしておりません。開館して20周年を迎えますことから、今年度、常設展示室入り口にある市全域の航空写真及び常設展示室内の映像スクリーンをリニューアルいたしました。今後は現在展示中の「はこぶ民具」部分のリニューアルを初め、適宜内容の変更をしてまいりたいと考えております。

次に、(仮称)郷土美術園との連携についてであります。1点目の美術園が収蔵する作品の常設展示につきましては、先ほど申し上げましたとおり、うま年のことし、郷土博物館のロビーで馬の素描展を行いました。盗難等の心配から作品そのものは展示することができないため、今回はカラーコピーという形で展示を行いました。来館された方々からは大変好評をいただきました。そこで、郷土博物館2階の常設展示室内にある畳部分のスペースを吉岡堅二コーナーとして、プラネタリアムのリニューアルオープンに合わせ整備する準備を

進めております。

次に、2点目の両施設の利用者がともに増加するような連携事業についてであります。郷土博物館2階の常設展示室内に吉岡堅二コーナーを常設することで、例えば（仮称）東大和郷土美術園の特別公開の紹介や関連の企画展示を行うことも考えられますので、相乗的なPR効果が得られるよう努めてまいります。

次に、子ども読書活動推進計画の今年度の取り組みの成果及び平成26年度以降の展望についてであります。東大和市子ども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律を根拠とし、第四次基本計画や第二次東大和市生涯学習推進計画との整合性を図りながら、東大和市全体で子供の読書活動を支援し、推進するための計画として策定いたしました。

1点目の今年度における取り組みの各分野での成果についてであります。この計画は平成25年度から平成29年度の5年間の計画で、今年度から取り組みを開始いたしました。詳細な成果につきましては、庁内に東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議を設置し、来年度以降、計画の推進状況調査を実施するなどして進行管理を行いたいと考えております。現時点で捉えている成果につきましては、いずれの分野についても計画の存在を周知し、意識啓発に努めたところであり、個々の分野について申し上げますと、まず家庭、地域の分野においては、計画の策定についてPRを行うとともに、公共施設に計画書を配布し、子ども読書活動の推進の重要性について意識啓発を図りました。学校の分野におきましては、学校図書館と市立図書館が連携して子ども読書活動を推進するため、合同の研修会や交流会を実施いたしました。また市立図書館から各学級や学校図書館への団体貸し出しや、出前おはなし会などを実施いたしました。市立図書館の分野においては、対象別のお勧め本リストの作成、配布やおはなし会を実施いたしました。また「子どもの本の持つ力」と題した講演会を開催いたしました。子供の読書活動を支える人たちの分野においては、文庫や読み聞かせなどを行っている方たちの活動の継続、充実のために、市立図書館を中心に活動の支援を行いました。

2点目の平成26年度以降の展望についてであります。各分野の具体的な取り組み項目に着手し、関係機関との連携を一層深め、子供の読書活動を推進してまいります。特に市立図書館においては、職員の資質向上やボランティアの育成を図り、学習参考書や問題集等の対象外資料の収集や子供向けホームページの開設、小学生向け絵本リストの作成などを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時35分 休憩

午後 4時45分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○20番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1点目の公民館でのゼロ歳児保育について伺います。

先ほど壇上でも述べましたけれども、1月30日に開かれましたゼロ歳児保育の座談会には、国分寺市の並木公民館の館長が来られておられまして、公民館の保育室におけるゼロ歳児保育の実際について、大変示唆的なお話をしてくださいました。その場では、中央公民館の館長も参加をされておられまして、また途中からは

尾崎市長も来ていただいて、その場についてさまざまな御意見を直接伺っていただいたところでございまして、内容については既に御存じかというふうに思います。国分寺市のやり方云々はまた別といたしましても、その中で特に公民館におけるゼロ歳児保育について、次の点を強調されておられたのが印象的でございました。

それは、公民館として全ての市民に対して、いつでも学べるという学習権を保障しなければならないということとございまして。これがまずもって、このゼロ歳児保育をしていく大きな意義ではないかということで、私は感じたところでございます。それとともに、また保育室の3つの指針といたしまして、1つ、親も子供も地域での仲間をつくる。2つ目、子供の育つ力を支えていく。子供が自立していく力をつける。3点目として、これからの自分の生き方を考えるということとございまして、非常に今後の当市の保育室の運営についても、重要な指摘であろうというふうに私は思った次第でございまして。

女性にとりまして、子供を産み育てるということは、人生の大きな転換点と申しますか、ターニングポイントとも言えるものでありますし、特に働く女性にとりましては、産休、育休のときに、ふだん過ごす時間の少ない居住している地域でさまざまな経験のできる貴重な機会になっております。こうした時期に公民館の講座やサークルで、それまで触れることのなかった新しいことを学ぶということは、これまでにない視点を獲得して、その後の生活や仕事に臨むことができるということと、大変重要なことであろうというふうに思います。

また、若い多くのお母さんたちは、東大和市で生まれ育ったというよりも、他の地域から結婚を機に東大和市へ越してきた人たちがほとんどであろうというふうに思われまして、地域の知り合いもほとんどいないのではないかなというふうに推察をいたします。まして同世代の人たちと知り合う機会も限られております。それが公民館での活動に参加することで、同世代の多くの人たちと知り合い、人脈もつくることもできます。これは自治会などとはまた違った地域コミュニティのあり方として、本人の地元への愛着も深まりますし、また地域の活動にさらに目を向けていくきっかけにもなるものだというふうに確信をしております。

こうしたことを考えましたときに、公民館保育室での保育対象が、現在の要綱で満1歳以上というのは、ゼロ歳児を持つ方たちの学習権や地域コミュニティへの参加の機会というものに対して、配慮が欠けているのではないかというふうに考えるわけでありまして。実際、利用者の方からは、ゼロ歳児を持つ母親も等しく学ぶ機会を与えられ、またそれを選択できたらいいなと。職業を持つ母親も、育休中に地域とつながることのできる機会があるといいなと切に願っています。こういったお声もお聞きしました。こうしたお声を聞きますと、やはり公民館のそのものの使命という点からも、ゼロ歳児保育というものが実施されるべきであろうというふうに私は考えております。

そこで、御答弁いただきましたものを踏まえまして、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

まず現在、ゼロ歳児を持つ方が、この公民館の事業に参加するときには、どのような対応がとられておられるのでしょうか。

○中央公民館長（福島啓二君） 現在、ゼロ歳児を持つ方が公民館事業に参加するには、どのような対応ということとございましてけれども、公民館講座におきましては、当該講座の講師の了承を得て、ゼロ歳児同室で、だっこするなどしまして講座に参加した例が過去にあったと聞いております。また、一部の公民館ではございましてけれども、平成25年度におきましてゼロ歳児を含む親子を対象にした講座を実施し、一部は親子同室で講座を受講されたというようなことがございました。

以上でございまして。

○20番（佐竹康彦君） ゼロ歳児と同室でということなんですけれども、そうしますと非常に、同室というこ

とは親としても安心である反面、学習に集中できるかどうかという、非常に難しいところがあるのかなというふうに感じております。実際ぐずり出したら、その学習の場に与える雰囲気も悪くなってしまいますし、その部屋も出ていかなければいけないような事態もあるのではないかなというふうに思われるわけであります。

また、次に公民館サークルに所属されてる方々から、以前よりこの件について、保育室でゼロ歳児保育を実施してほしいという要望が出ているかというふうに思っております。これ何年前から、こうした要望が続いているのか、その内容どのようなものであるのか、教えていただけますでしょうか。

○中央公民館長（福島啓二君） ゼロ歳児の保育に係る要望としまして、かなり以前から出されていることは承知しております。文書保存年限の関係で、現在、現有する要望書は平成20年度に受理したものが一番古いものとなっております。要望書の内容につきましては、これは平成25年度に受理した要望書の内容でございますけれども、大きく「ゼロ歳児保育を要望します」といたしまして、①としてゼロ歳児保育の早期実現、②として中央・南街・上北台公民館でのゼロ歳児の親子の学習の場として親子講座の開催、③といたしまして通常の保育室利用のないときに公民館の活動周知につながる活動として、保育室の紹介が目的でのゼロ歳児親子の保育室母子同室利用、以上の要望内容となっております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

文書保存の関係で、平成20年からということでありましたけれども、座談会に参加された方からお聞きますと、10年ほど前からこの要望を出し続けているということで、そのたびに実現は先延ばしにされているということで、また大変具体的な内容の提言もされていらっしゃるということで、大変その御利用されてる方からすれば、このゼロ歳児保育ということ、非常に重要なことであるというふうに考えられていらっしゃるし、また要望も強いと。1年、2年で要望を終えるのではなくて、聞いたところによれば10年続けてやっているということで、大変切なる願いがあるのではないかなというふうに考えております。

そうした中で、大変長年にわたってあの要望が出されているんですけれども、当市においてこれが実現に至らなかった理由はどのようなことでありますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館でのゼロ歳児保育の要望についてでございますけれども、これまで長く要望いただけてきているというのは承知しております。そういう中ではありますけれども、先ほど教育長の答弁からもさしていただいたところでございますが、ゼロ歳児の保育を実施するためには、安全を確保するための保育室の環境整備、それから保育者の配置基準の見直し、そして保育室の定員の見直し、そして保育者の確保、そして保育者の理解等が課題となっております、その課題が解決できていない状況でありましたので、現在まで実施に至っていないという状況でございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） それぞれ非常に克服するの——課題解決するのにも、ちょっとすぐにはいかないのかなというふうには感じますけれども、こういったことについて、当事者の方との定期的な話し合いの場というのは設けられているのでしょうか。その場でこうしたほうがいい、ああしたほうがいいという意見もお聞きになることもできるかと思うんですけれども、こういった場は設けられているのかどうかお聞かせください。

○中央公民館長（福島啓二君） 公民館の利用者の連絡等、円滑に行うため、また公民館保育室を通して学習向上を図ることを目的といたしまして、ゼロ歳児に特化した話ということではございませんけれども、保育室利用者、保育者、公民館職員で構成する保育室を考える会を定期的を開催しているところでございます。ちなみ

に、平成24年度におきましては、年間8回ほど開催したところでございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そうした場を持って、実際の意見も聴取し続けておられるということと、またこういった課題を解決するに向けて、当事者の方からのいろんなアイデアもお聞きする場面も多いのではないかなというふうに思うわけです。特に私、感じますのは、やはり保育者の確保が非常に大きな課題だというふうに思っております。保育室の環境整備ですとか配置基準の見直し等につきましては、また条例を変えるとか、簡単ではないですけども、割とクリアしやすいのかなと思いますけれども、この保育者の確保、これが一番大きな課題なのかなというふうに考えております。その確保に向けて、やはり予算をつけるということですか、仮に付いたとしても、募集してもなかなか人が集まらないと、こういった状況があるのかどうか、この点について確認いたします。

○社会教育部長（小俣 学君） 保育士の確保についてでございますけれども、少し現状についてお話をさせていただきますけれども、現在は11人の臨時職員として雇用をしているところでございます。その中で公民館の自主グループの保育というのも別にございますけれども、そちらに支障があるなどのときには、そちらのほうにも協力していただいと、そんな状況が今ございます。現在は募集については行っていない状況ではございますけれども、今後ゼロ歳児保育を実施するということになれば、必要な人数を把握した上で、その人数の確保に向けて募集等を行っていく必要があるというふうに考えております。それにあわせてになりますが、予算措置に向けても、そちらの保育者の配置をふやす関係で、予算措置のほうも必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

やるとしたら予算も措置するし、募集にもしっかり力を入れるという御答弁であったかと思います。現状と課題ということでございましたけれども、やはり現状としてはゼロ歳児保育を望む方が多い中で実施できない、それは環境の整備等々、また保育者の配備、また人数を変えなきゃいけない、またはそういったさまざまな課題があるということで認識をさせていただきました。

次に、②の他市の状況なんですけれども、他の自治体においては、これらの当市が課題として抱えていることが、既に実施しているということは、クリアできているからだというふうに思っております。先ほど御答弁でもございましたけれども、公民館の事業をしている12市のうちの1歳未満について実施しているのは、首が据わってからという、非常に大変だろうとは思いますが、早い時期から7市が、12市のうち7市、半分以上でございますね。1歳以上が当市も含めて4市、定めがないのが1市ということで、定めなしを入れるかどうかでまたちょっと数違ってきますけれども、少なくとも半分以上の市については既にゼロ歳児保育を実施していると。月が6カ月だったり8カ月だったりしますが、実施しているということでございまして、決してできないことではないのかなというふうに考えております。その実施されてる自治体が、どのような方法をとられているのか。国分寺市の例を言いますと、保育者が3対1の割合でついているですとかいうふうな状況があるんですけれども、当市として実施されてる市においてどのような方法をとられているか、わかっていたら教えてください。わかればと思っております。

○中央公民館長（福島啓二君） 今発言の中に、国分寺市の例を挙げられたんですけども、国分寺市の例を見ますと、ゼロ歳児保育といって、当市の保育士と比べまして、余り大差はないというのが私の印象でござい

す。また今質問者のお話にありましたように、ゼロ歳児保育を実施している市につきましては、当市がおおむね4人に1人の保育士を配置しているのと違ひまして、おおむね3人に1人の保育士を配置しているという状況でございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

環境整備については、当市ともさほど差はない。要は、やはり人の手当がどうかというところが重要なのかなということが、今の御答弁で認識をさせていただきました。ぜひ実施に向けて御努力いただきたいというふうに思うんですけれども、行政として最低限、ゼロ歳児保育に向けて、ここまでなら準備、対応、現段階でも可能だということはあるのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ゼロ歳児保育に向けての準備並びに対応というようなお話でございますけれども、ゼロ歳児保育につきましては、先ほども申し上げましたが、保育室の環境や定員、配置基準など、保育者の配置基準など検討していかなければならないことがまだまだ多いというふうに思っております。その準備段階といえど、私どもちょっと思っておりますが、26年度に入りまして、今子育て支援課のほうで進めております「赤ちゃん・ふらっと事業」を中央公民館で進めていきたいと、実施したいということで準備をしているところでございます。また、それにあわせて保育室があいている時間がございますので、そういうところを開放もしていけないかなというふうに考えておまして、現在「赤ちゃん・ふらっと事業」とあわせて、そういうゼロ歳児保育に向けた準備といえるような、そういうことができないか、公民館のほうで検討しているところでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

現状、ゼロ歳児保育、やるとしたら当然要綱のほうも変えていかなければいけないので、さまざまちょっと手続もある中で、現状できることとしては「赤ちゃん・ふらっと」、これ中央公民館だけですかね。済みません。

○中央公民館長（福島啓二君） 26年度においては、公民館で実施いたしますのは中央公民館だけで、市民センターの機能を持つ上北台とか南街も、たしか予定に入っているというふうなことは聞いております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

市民センターの機能を持つところも含めて、じゃ3カ所は可能、またその保育室も開放していけないか考えてらっしゃるということで、そういったことを少しでもやっていただければ、このゼロ歳児を持ってらっしゃるお母様方も、少しは利便性も向上していくのかなというふうに思います。ぜひ26年度実施をして、着実に経験値を積んでいっていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、環境整備ということは、先ほど館長、おっしゃっておられました国分寺市と大して差はないと、大してないんだというようなところでございましたので、利用者が協力すれば、こういった環境整備についても、簡単ではないけれども、割と解決の糸口、見つけやすいのかなというふうに思っております。例えば赤ちゃんのミルクですね、お湯ですとか、そういったものはお母さん方に持ってきてもらうとか、赤ちゃんを寝かしておくマットですとか、ちょっとした遊ぶ道具ですとか、そういったものについても持ってきてもらうとか、そういった形で利用者が協力すれば、こういった環境整備の面でも解決できる課題あるんじゃないかというふ

うに思いますけども、その辺の認識はいかがでございましょうか。

○社会教育部長（小保 学君） 環境整備を進めるに当たっての利用者の方の協力ということでございますけども、現状そのゼロ歳児保育をやるために、利用者の方に、ぜひこれをやってもらわなきゃできないんだとか、そういうことの想定は今してない状況なんですけども、今後ゼロ歳児保育を進めるに当たっては、今、佐竹議員が言われたような、例えばおむつ交換とか、それから授乳、それから持ってくる物についてとか、そういう内容についてルールを決めて、それを守っていただいでいくと、そういうことは御協力を求めているということとは出てくるかなというふうには思っております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

先ほど定期的な話し合いの場も、先ほどの例ですと年8回設けておられるということでしたので、ぜひ当事者の方の御意見、お聞きいただいて、少しでもこのゼロ歳児保育実施に向けて歩みを進めていただければなというふうに思います。

幾つか質問させていただきましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、若いお母さんたち、大変な思いをしても学びたい、地域とつながってほしいという思いが強くございます。また実際、公民館保育室を利用して1回きりの単発の託児ではなくて、同じメンバーの集団で定期的に見ていただけるからこそその学びがあるというふうに思っていられる方もいらっしゃいます。自分が学びたいから、自分の時間を持ちたいからという理由だけでなく、子供の成長もあわせて図れ、そういった子供の成長を感じることができる公民館保育の存在は貴重だといったお声もありました。また、妊婦の集まれる場は多いんだけど、ゼロ歳児の親子が集まれる場が少ないんだということの御意見もございました。対象となる市民の数は、確かに多くはないかもしれませんが、しかし1人の若い東大和市の市民が多くのごとをこの公民館の場で学び、人と地域とつながっていくということは、この東大和市の暮らしやすさを実感するというところから、大きな意味があるというふうに考えますし、またそれが地域コミュニティーを下支えし、活力あるまちづくりの基盤にもなるのではないかなというふうに考えております。今るるお聞きしました解決しなければならない課題、いろいろあるかと思っておりますけれども、どうか10年、検討してます、検討してますという形で先延ばしされてこられてますけれども、検討ばかりではなく、今言ったさまざま、今できることを含めて実施に向けて大きな一歩を踏み出していきたいということを強くお願いをいたしまして、この質問を終了させていただきます。

次に、2点目の東大和郷土美術館と郷土博物館の今後の展望についてお伺いをさせていただきます。

まず、この郷土美術館なんですけれども、先ほど現在の整備状況の中で、吉岡画伯とお父様の作品の目録を、データをつくってらっしゃるということでございました。そういったソフトの面について、今現在の整備状況を伺わせていただきましたけれども、ハードの面ですね、建物ですとか敷地の点、こころ辺の整備状況、現在どうなっているかお聞かせいただければと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） （仮称）東大和郷土美術館の整備につきまして、ハード・ソフト両面がございしますが、現在、平成6年の8月に、（仮称）東大和郷土美術館の設立についての提言というものが出されてございます。こちらの中では、ハード面につきましては母屋を改造すると、また展示公開施設を設置すると、また収蔵施設も新設すると、このようなハードのものが盛り込まれてございます。またソフト面につきましては、作品の収集、保管を行うとか、館長を初めとする常勤の職員を置くとか、そのようなことが書かれてございます。提言から20年が過ぎてございますので、その内容について趣旨を踏まえながら、ハード・ソフト両面から

見直す必要があると、このように認識してございます。

以上でございます。

○20番(佐竹康彦君) 20年がたって、まだまだやることがたくさん多いというようなことでございまして、やらなければいけないこと、また20年たって考えを改めなければいけないこと、種々あるかというふうに思います。ただこの平成6年の提言から20年ということで、通常こういったものを設立しようということでやる場合に、もう少し短い期間でやっていくんじゃないかなという印象を持ったんですけども、やはりちょっとお時間をかけていただいているのかなというふうな感じがいたします。

今後ぜひ、予算のこともあると思いますので、いろいろあるとは思いますが、例えば吉岡画伯が1990年にお亡くなりになってらっしゃいます。また、お生まれが1906年ということで、例えば生誕110周年を目指してとか、1990年にお亡くなりになってるんで、没後30年を目指してとか、そういったこと、目標といたしまして計画を進めていってはどうなのかなというふうに考えるんですけども、そういったタイムスケジュールについて今考えてらっしゃることあるかどうかについてお伺いいたします。

○社会教育部長(小俣 学君) ただいま吉岡画伯の没後30年とか、いろいろ切り口を、今お話いただいたところでございますけども、なかなか一つ一つ、それぞれ高額になる、その施設の整備ですね——ことが考えられます。そういった中で、計画的にこれはもう開始をしていく必要があると。その都度その都度、修理、改修、その都度予算化していくというのも非常に、じゃいつまでに、何があと残ってるんだって話にもなります。そういうことも踏まえまして博物館を中心に、新年度に入りましたら関係課の協力を得て、美術園の問題点、それから課題の洗い出し作業、必要な修理、改修などの洗い出し、そういうものを委員会を立ち上げて考えていきたいというふうに考えております。その中には、今の母屋の改修などももちろん入るわけですけども、その検討結果を踏まえて計画的に予算のほう、担当のほうとも調整をしながら進めていく必要があるというふうに思っておりますので、新年度入りまして早々に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○20番(佐竹康彦君) ありがとうございます。

いつまでにというのは決められないけれども、問題点を洗い出して、なるべく早く進めていこうというお気持ちがあるというふうに認識をいたしました。予算ということで、部長のほうから御答弁いただきましたけれども、現在、文化施設事業費ということで、その予算でやってらっしゃるということでございまして、23年度の決算ですと6,646万円、24年度の決算が3,438万円、25年度の予算書では222万円、26年度の予算案のほうでは230万円ということで大体、用地買収がありましたので、決算の額は置くことといたしましても、やはり200万円から250万円の間ぐらいで年間推移してるということで、やっぱり先ほどおっしゃっておられたような母屋の改修ですとか、そういったまたデータの整備、収集、そういったものも含めると、やはりこういった予算、これから大きくなっていくのかなというふうに思います。

今御答弁では、その都度やっていくのではなくて、予算をつけて減らして、つけて減らしてというよりも、ある程度まとまった金額をつけて事を進めていこうとされているのかなというふうに思ったんですけども、この点についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 先ほど新年度入りましてとお話をさしてもらいました。そういう関連部署の職員の方に集まってもらって、そういう委員会をつくっていきなさいと。これはいつまでにというの、余り長くできませんので、26年度中には方向性を出したいということで考えております。

それで、予算の内容、関係でございますけども、現状では先ほどもお話ししましたとおり、年2回の公開、それから美術作品の収集にかかる経費、それを盛り込んでいるという状況でございます。今後もその整備方針を立ててまいりますので、その計画に基づいて、今後、予算の担当のほうともお話をし、実施計画等をお願いをしていくと、そんなことで考えてるところでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

その関連と申しますか、予算の補完として、行政だけではなくて市民や有志の方から資金を提供してもらうような基金の設立という方法がありまして、大変有名な例で御存じかと思うんですけども、愛知県の春日井市などでは、市民メセナ基金条例、こういったものを制定をして資金の調達をしている。また山形県の鶴岡市では、この市立の加茂水族館の改築事業におきまして、住民参加型の市場公募債「クラゲドリーム債」、こういったもので資金調達をしたという事例があるそうでございます。当市といたしましても、この通常の予算の枠内だけではなくて、こうしたアイデアもとるということも、検討に値するのではないかなというふうに思いますけれども、この点について御所見がありましたらお伺いいたします。

○社会教育部長（小俣 学君） 今議員のお話をされました他県の基金など、そういう設立に向けてのお話なんですけども、私どもでもそういう手法が必要になるのかなと思っております。整備方針はこれからということでお話ししたところでございますけども、建築から150年たつ母屋についての整備、それから常設展示に向けて、あの場所に常設展示できるような施設が設置できるかどうかも含めてになってきますが、相当な金額が今後もかかることが想定されます。こういう費用につきましては、当然のごとく一般財源だけではなく、国などの補助金の活用とか、当然そういうものも動向を注視してもちろんいくんですけども、今、佐竹議員のおっしゃった基金の創設や鶴岡市で行っております住民参加型の市場公募債などについても、参考にしながら研究を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、検討いただければと思います。

次に、②について移ります。

美術園の運営の専任部署は、いつごろ立ち上がるのかというふうに質問させていただこうと思ったんですけども、これまだまだ先で、まだ決まってないというようなことだと、先ほどのお話を聞いて思いましたので、それでそのスタッフについて、御答弁の中で学芸員、日本画を専任されてる学芸員を採用したということで、ぜひその学芸員の力量を最大限に発揮できるようにバックアップしていただきたいというふうに思うんですけども、この学芸員の方の力量、どのような観点でバックアップができるかどうか、この点について御確認をさせていただければと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 郷土博物館では、東大和郷土美術園の運営整備に当たりまして、日本画の学芸員を中心に、武蔵野美術大学の日本画学科と連携を図りながら事業を進めてございます。実は今年度の調査につきまして、作品調査につきましても、武蔵野美術大学の御協力をいただいております。この大学の名誉教授、教授の中には吉岡画伯と親交が深かった方もおられますので、その方々の御指導を受けながら担当する学芸員をフォローアップしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 画伯と直接交友関係のあった方の指導を直接受けるということ、ぜひやっていただけ

ればと思います。何にせよ、運営していくというのは、人がやはり大事な点になってくると思います。企画展示にしろ、作品の保管にしろ、やはり学芸員の力というもの大きいというふうに思いますので、ぜひ行政のほうとしても、教育委員会のほうとしても、バックアップをしていただければなというふうに思います。

次に、作品の収集の点についてなんですけれども、吉岡画伯、またお父様の作品、こういったものを中心に今後とも収集していくということで、関連の吉岡画伯が所属しておられた会派ですとか、そういったものについてはまた今後の検討課題というような御答弁の内容でございました。これについても、やはりそれは、まず画伯の作品が、量が圧倒的に多いからそこまで手が回らない、今後の何十年後かの課題というふうに認識してよろしいのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 吉岡画伯の作品の収集についてでありますけれども、いろいろ収集したい気持ちはあるんですけども、まずは手元にある——手元といいますか、実際、市内、市内といいますかね、吉岡画伯のものとして、作品、わかってるものについてきちんと、まずは整理をしたいということでございます。

ちなみにではありますけれども、吉岡画伯の作品については、書籍については、これまでも収集をしてきております。この収集した本、本や資料については郷土博物館の情報サービス室、2階の図書室になりますけど、そちらのほうで保管をしている状況でございます。また昭和20年から30年代の「美術手帖」とか「アサヒグラフ」といった雑誌についても、吉岡画伯が載っているものについては収集をしてあるという状況でございます。ですので、繰り返しにはなりますが、現状では手元の資料についてきちんと整理をすると、そちらのほうに努めていきたいと思っております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 了解いたしました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

作品の保管、先ほどの御答弁では、郷土博物館にきちんと、温度、湿度を管理してやってらっしゃるということでもございました。当然その作品の劣化についても、これはきちんと保証されてるといいますか、配慮されてるといふことでよろしいのでしょうか。この点だけ御確認させていただきます。

○社会教育課長（村上敏彰君） 吉岡作品の劣化ということでございますが、これまで吉岡画伯の自宅のほうということで、常温の状態で保存されておりましたので、一部の作品につきましては劣化の跡を認めることができます。しかしながら、現在は郷土博物館の特別収蔵庫のほうに入っておりますので、温度、湿度の管理ができておりますことから、これ以上の劣化は相当程度は防げるのではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。本市としては、この郷土博物館にきちんと保管をしていくという方向でということでもございました。

ちょっとこの質問を考える中で、多摩地域の他の自治体の美術館と共同で作品管理していく、収集する作品も膨大ですし、収蔵庫も物理的な限りもあるので、美術館を持ってる他の自治体と連携をして、こういった作品の保管を共同でやれないかなというふうに考えてみたんですけども、こういった点についての御意見は何かお持ちでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 多摩地域のほかの美術館と共同で収蔵庫を確保するなど、方法によって作品を管理していくことは、費用面や効率面を考えますと非常に有効な手段の一つであると思っております。しかしながら、吉岡画伯の御息の御意向が、作品の保管については、できるだけ1つの場所で一括管理してほしい

というお考えでございました。ですので、現状では今の郷土博物館の特別収蔵庫に一括管理して、管理していくことがベストではないかなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 御子息の御意向もあるということで、ぜひこの作品の保管につきましては、細心の注意を払っていただければなというふうに思います。

次に、3点、③について郷土博物館の件について移りたいと思います。

今回、プラネタリウム、リニューアルされるということで御答弁でもございました。大変性能の高いプラネタリウムということで大きく期待をさせていただきます。やはりこういったプラネタリウムを見ることで、地元の東大和市の子供たちにも宇宙に対する目を開かせる、そういった大きな教育効果、また自然科学ですとか、またプラネタリウムを、この性能のいいプラネタリウムを実現できるような、この技術工学、こういったものにも、ぜひ興味を持つ子供たちがふえていってほしいなというふうに思っております。

また観光の面でも、先ほど御答弁の中では、ぜひ市外から多くの人を呼びたいというふうなお話でございました。種々どのくらいの利用者の増加を見込んでいるかということで、今回のイベントでも3,000名ということで、プラネタリウムの年間利用者が1万5,000人の中で、このイベントの期間だけで3,000人ということで、大変大きな成果を見込まれているんだなというふうに考えております。ぜひ、その目標を達成できるように、準備万端整えて御尽力いただければなというふうに思います。

では、この新プラネタリウムのアピールですね、再度の答弁になると思うんですけども、今後どのようにしていくのか、御確認をさせていただければと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 3月15日にリニューアルオープンいたします郷土博物館のプラネタリウムにつきましては、先ほど教育長の答弁にございましたように、1,000万個の星空を映し出すとともに、天の川も一つ一つの星が映せるという形で、職員の中では「天の川のせせらぎの音が聞こえてきそうな星空」と、このようなタイトルはどうかというようなことを言ってる職員もございました。この高性能なプラネタリウムのアピールですけども、全体の事業といたしましては記念講演とか、あと演劇等もございますが、この中には30分程度のデモンストレーション番組を、職員が手づくりいたしましたデモンストレーション番組を数多く投映を実施いたします。春休み期間中には、市内の小中学生の招待も考えておりまして、こうした機会を通じまして美しい星空をアピールしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 東京でも導入しているところが限られているものでございますので、ぜひ当市の大きな魅力の一つとして、アピールをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、博物館の展示内容についてお聞かせいただければなというふうに思います。

展示内容、教育長の御答弁で随時変えていくというふうなお話もいただきました。確かに航空写真については新しいものだったんですけども、中に入って展示を見ますと、昭和30年代のまちの風景と現在の風景、40年代と現在の風景というような写真が並べてあったところの現在の風景も随分前の写真だったりしまして、こういったことについても、ちょっと細かい点なんですけれども、御配慮いただければなと。より今のまちの姿というものも感じられるのでないかなというふうに思っております。

更新という中で、施設の常設展示と関連いたしまして、館内の映像機器が利用できなくなっておりまして随分たっている。修理もできないような状況だということでございました。映像資料の展示ということも、現在

の博物館の中では大きなウエートを占めるものであるというふうに思いますので、こういったこの映像機器の資料展示に活用できる映像機器ですね、こういったものをぜひ改修していただければなというふうに思うんですけども、これについてどのような費用が、どれぐらい予算がかかるのか、またその予定あるのかについてお聞かせいただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 郷土博物館の中2階になりますけども、西側の3カ所のビデオコーナーについてのお尋ねだというふうに思いますけども、ここでは博物館が過去に制作をした映像作品や、自然や歴史などにまつわる100作品を見ることができる、そういう機器でございました。この手法がビデオテープということや、それから機器が非常に老朽化をしてしまったということもあり、現在は利用ができない状況でございます。この機種、この映像の機器の更新に向けましては、これまでも見積もりをとって、ビデオテープじゃなくて、最新の、最近のって言うんでしょうか、そういう機器に変えた場合、どういう金額がかかるのかって見積もりをとった経過でございます。そのときには、そのときの金額ですけども、400万円弱ということで、非常にちょっと金額がかかるということでございました。そのことから比較的、その当時ですけども、他の設備の修繕、更新を優先して改修などを行ってきたというところでございます。そういうことから、来年度以降については、常設展示室の内容を見直しして、更新をしたいと考えておりますので、それとあわせて今後、年次計画の中で、そういうビデオコーナーの改修についても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 来館者の方が訪れて、修理できませんというような文言を見ますと、ちょっと残念だなというふうに思われると思いますので、ぜひこの点も御留意いただければなというふうに思います。

次に、東大和美術園との連携ということですけども、常設展示を行っていくというような方向性を示されました。大変ありがたいなというふうに思います。やはりこの美術園については、ずっと長い間、待たれてる方もいらっしゃると思いますので、こういった形で少しでも吉岡画伯の作品に触れるということ、大変大きな効果があるのではないかなというふうに思います。ぜひ、作品の保護等にも気をつけていただきながら、常設展示、頑張ってやっていただければなというふうに思っております。

先ほど連携する事業の内容とおっしゃっておられたと思うんですけども、具体的にこういった企画があるとかということ、今現段階であれば教えていただければなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） （仮称）東大和郷土美術園と郷土博物館の事業の連携ということでございますが、現在のところ具体的に考えている事業はございません。しかしながら、吉岡堅二画伯の常設コーナーが展示されますので、例えば郷土美術園の特別公開の情報を早く伝えるとか、逆に今度、郷土美術園の特別公開の期間に、こちらのほうで特別企画展を行うとか、そういった形の連携が考えられるのではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ相乗効果が出るような企画を、大変ではあるかと思うんですけども、企画をして、ぜひ示唆していただければなというふうに思います。

細かい点ですけども、この2つの館、絵がそろったパンフレットの作成ですとか、ホームページ上での大々的な相互の紹介、そういったものも、ぜひお考えいただければなというふうに思います。美術園にしる、また博物館にしる、東大和市の魅力の大きな部分を占めておるわけでございますし、特にプラネタリウムにつきましては当市の強みでもありますので、ぜひこれらを大きく生かしまして、教育事業の発展、まちの活性化

を進めていただきたいというふうに思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。子ども読書活動推進計画でございます。

先ほど教育長の答弁では、5年間の初年度において、まずは周知をしていくということでございまして、それぞれ成果、展望という形で、私、質問項目をつくらせていただきまして、それぞれについて幾つか御紹介をしていただきましたけれども、いずれにいたしましても具体的に目に見える成果が出たとか、こういった点もあるというよりも、まずはこの周知徹底を図る1年間であったということの御答弁であったかというふうに思います。この周知徹底を経て、ことしからまたさらに連絡協議会等をつくって、次年度以降の検討をしていくというようなお話であったかというふうに思います。その中で、幾つか気になる点について質問させていただければというふうに思います。

まず成果の点なんですけれども、アの家庭・地域における成果ということで、ブックスタート、この点についての成果をどのように捉えておられるのか、お伺いさせていただければと思います。

○中央図書館長（関田実千代君） ブックスタートの成果でございますけれども、この事業は平成14年度から実施しておるわけでございますけれども、今年度は全18回を予定しておりまして、現在17回を実施しております。17回までで延べ561組の親子にブックスタートパック、これは絵本が2冊入っておりますけれども、それを手渡しております。成果といたしましては、絵本の持つ力、語りかけの大切さを親御さんに呼びかけたわけでございますけれども、それを伝えられたというふうに私たちは考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

このブックスタート、大変重要な事業であるというふうに思います。親子の触れ合いという観点からも、また小さいうちから本に親しむという観点からも、非常に大事な事業であるというふうに思います。ぜひ、次年度以降も引き続き力を入れていただきたいというふうに思います。私ごとですけども、うちの子も、この市のブックスタートでいただいた絵本、1歳、2歳のときに何回も何回も繰り返し読んで、暗記するぐらいに利用させていただいたということがありまして、本当にありがたかったなというふうに思っておりますので、ぜひ力を入れていただければというふうに思っております。

次に、イの学校における点ですけども、特に従前より言っております調べ学習について、その調べる学習コンクールについて、今回の成果について把握してるところがあれば教えていただければと思います。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 図書館を使った調べる学習コンクールでございますけれども、今年度、市内小中学校に応募を働きかけましたところ、小学生が46人、中学生が15人、合計で61人が作品を応募するというような状況がございました。次年度以降は、さらに積極的に取り組みを学校を通して働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その応募された中で、何か特別に賞をとられたというような方はいらっしゃいますか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 残念ながら今年度は、入賞作品はございませんでした。ただ、今回はこの調べる学習コンクールというものがあるということが周知できたと考えておりますので、来年度以降も引き続き応募について働きかけたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

あともう一点、学校の中で、各機関とどのようなネットワークをつくってきたかということで、特に市立図書館とのネットワーク、どのような構築をされてこられたのかについてお伺いをいたします。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 特に公立の図書館との関係で申し上げますと、集団の貸し出しへの御協力をいただいたり、また子供が本に、あるいは図書館に親しむということの観点から、小学生の見学、あるいは読み聞かせ、先ほどもありましたが出前おはなし会などの御協力という形で連携をしております。またもう少し、期間というわけではございませんが、少し広めに考えますと、学校の図書館には地域のボランティアの方、保護者の方も含めまして多くの方に支えられていただいております、図書の整理ですとかディスプレイで、子供たちが本に関心を寄せるような、手にとってみたくなるような、そういう創意工夫をたくさんいただいております。また今年度に関しましては、家庭向けに、保護者向けに「東大和市家庭学習の手引き」を発行いたしました。その中にも、図書に親しんでいくという観点での記載がございます。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

ボランティアの取り組みということも、非常に大きな点であるかというふうに思います。ある調査によりますと、これは本当かどうかはあれですけれども、親が本に親しんでる子の成績は他に比べて比較的高いというような話もありまして、まして大人がしっかり本に親しんでいるというのを子供たちに見せるということも、非常に重要なのかなというふうに思います。ぜひ、今後とも力を入れていただければなというふうに思います。

ちょっと時間もあれなんで、市立図書館については、特に職員の研修についてどのような、この子ども読書活動推進計画の中に生かされるような職員の研修、どのようなことがなされたのかについてお伺いをいたします。

○**中央図書館長（関田実千代君）** 職員の研修につきましては、図書館内部でも研修を行っておりますけれども、外部ですね、都立図書館や国会図書館が主催する研修や、東京都市町村立図書館長協議会の担当者会等にも積極的に参加をして、情報共有や研修を行っております。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

先ほど郷土博物館のところでも申し上げましたけれども、やはり運用を担っていく人の力量というものが、こういった事業には如実に反映してくるのではないかなというふうに考えております。今後とも、ぜひ機会を捉えて多くの研修に参加をし、見聞を広めていただいて、新しいチャレンジを、特に子供さんに対する新しいチャレンジですね、図書館においてやっていただければなというふうに思っております。

次に、エはちょっと飛ばしまして、今後の展望の中で家庭・地域ということで、幼稚園、保育園また児童館、学童保育所の蔵書の充実、環境整備について何か考えていることありましたら教えていただければと思います。

○**中央図書館長（関田実千代君）** 私どもの市立図書館から、新刊や基本図書となる資料のリストを提供することによって、読書環境や蔵書の充実を働きかけていきたいと考えております。また、それぞれの施設等で、読書や本に関する事業を行う場合、図書館職員が出向いて協力するというすることも検討してまいりたいと思います。

○**20番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

その図書館の職員の方の協力というところ、非常に重要であるというふうに思います。やはりこういった児童施設の職員の方、さまざまな職務で忙殺されている部分もございまして、ぜひバックアップをしていただ

ければなというふうに思います。

次に、イの学校の展望の中で、市内の学校でもやられておりますビブリオバトルでございますけれども、これを市内各校にぜひ全展開していただければなというふうに思います。読書をするということが前提のこのビブリオバトルでございます。また、自分が得たものを外に、アウトプットしていくという点でも非常に有効なものであるかなというふうに思います。この点についてのお考えをお聞かせください。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 今議員のほうからお話をいただきましたように、既に市内の中学校におきまして、ビブリオバトルなど読書の推進活動に取り組み、生徒の未読率、読書をしないという生徒の数を減少させて、また本が嫌いだと答える生徒数を減少させたというような事例がございます。このような成果や取り組み方法をほかの学校にも広めて、その学校や学年に応じた読書に関する取り組みが推進できるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** ぜひ一点突破、全面展開をよろしく願いいたします。

次に、市立図書館の中で、今後の展望の中で、障害のあるお子様に対しての利用拡大、どのようなことを考えておられるのかお伺いをいたします。

○**中央図書館長（関田実千代君）** 障害のあるお子様に関しては、ボランティアグループの方の御協力のもと、布の絵本の充実や、また点字つきのさわる絵本等、障害を持ったお子様が利用できるような資料の充実を図って、それについてもPRしてまいりたいと考えております。

○**20番（佐竹康彦君）** 布の絵本、さわる絵本って、大変いい取り組みだなというふうに思います。ぜひ充実させていただければと思います。これゼロ歳児、1歳児のお子様も、こういったもの大変興味を持って見ると思いますので、ぜひ充実をさしていただければと思います。

次に、エのところですがけれども、各地域文庫、家庭文庫、また各グループへの支援体制、先ほどもお話ございましたけれども、具体的にどのような方法をとられるのかお聞かせください。

○**中央図書館長（関田実千代君）** 私どもの周りにいらっしゃる文庫の方、読み聞かせのグループの方、あと子供のほうのいろいろ研究をされてるグループの方、さまざまいらっしゃいますけれども、そのグループの方とのやりとりの中で、御要望を把握して、さまざまな団体貸し出し等で協力をしたりとか、あと研修を行う、あとは共同の事業を開催する、こういう形で支援をしてみたいと考えております。

○**20番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

今何点かにわたってお聞きしましたけれども、いずれにいたしましてもこの計画、始まったばかりでございます、読書の推進という息の長い取り組みでございます。一朝一夕に成果が出たり、新しい展望が急に開けたりということはないかもしれませんが。この計画を着実に進めることで、そうした成果、新たな展望、開けていくことを望んでおりますし、今御答弁をお伺いしまして、大変力強く取り組んでいらっしゃるということはよくわかりましたので、引き続き力を傾注して取り組んでいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この質問は、これで終わりにさせていただきます。

続きまして、4番目の市内所有地の活用についてお伺いをさせていただきます。

向原地区における所有地の活用ということで、現状、今までの計画は、基本的に変わっていないというような御答弁でございました。実際この空き地については、ごみの置き去りですとか、また特に南側の空き地の落ち

葉が風に吹かれて住宅地のほうに来て、その片づけで毎日毎日大変だというような苦情も、私いただいたこと
ございますし、また大型犬が勝手に放たれて、放し飼いになってるとか、さまざま地域の住民の方からすると
ちょっと不安な部分ですとか困ってる部分があります。こういったところで、早くこういった計画を進めてい
ただきたいなというふうに思います。

確認ですけれども、住宅建設以外には、この土地の活用は難しいということでもよろしいでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現状では、平成21年に東京都のこのプロジェクトの方針に基づきまして、地区
計画の見直しを行っております。今はこのプロジェクトを実施されるのを待つという状況でございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 広い土地があるもんですから、スポーツ施設にしたらどうかとか、公園にしてほしい
とか、さまざまな自分の望みを語りかける市民の方も多くいらっしゃると思いますが、このプロジェクトの遂
行を待ってらっしゃるということで、市として、ぜひ地域住民にとっても実のある計画を早目に進めていっ
てほしいというふうに思います。この点、また確認ですけれども、引き続き都に要望を続けていってほしいとい
うふうに考えております。この東大和市のためになるような形での要望を続けていってほしいというふうに思
いますけれども、この点について御所見をお伺いいたします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） また現状になりますけれども、現在は予定されていた事業者と開発についての
協議も進めていたというような状況もございます。東京都及び今後選定されてくる事業者と連携をとりまして、
良好な市街地となるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 何分、都が進めるプロジェクトですから、市としては本当に待ってるしかないとい
うような状況はよくわかるんですけれども、ぜひまた今後とも折あるごとにきちんとした開発なされるように、
都のほうに要望していただければなというふうに思います。

次、②の中央地区の都有地についてお伺いをさせていただきます。

この場所に関しましても、地域住民の方から、空き地だということで、本当かどうか、その方がおっしゃっ
てたのが、空き地だということで、不審者がこの土地に隣接する住宅を物色してたと。非常に防犯上、懸念す
るというようなお声もございました。やはり何かしらの形で、こういった活用を望む声が地域住民の方にもあ
ることは事実でございます。先ほどの議員の方の御質問でもあったので、またこれも確認になってしまうん
ですけれども、例えば子育て支援に関する施設、何かつくれないかとか、地域の集会所等に利用できないかとか、
さまざまな考え方もあるんですけれども、やはりこの土地については高齢者の福祉用の施設を建てる土地とし
て、やはりこれはもう決定されてるということでもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 中央1丁目の都有地につきましては、東京都におきましても、その所管が財務局
から福祉保健局のほうに移管されております。その活用につきましては、高齢者福祉の推進に寄与する利用が
前提となっておりますことから、他の用途への転換というのは困難な状況でございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

高齢者福祉について使うということでございます。であるならば、計画は頓挫しましたけれども、小規模の
特養、これが採算がとれないということで計画がだめになったということで。であるならば、この土地でど
のような施設が運営できるのか、この点について、こういったことならできるとのこと、おわかりであれ

ば教えていただければと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 具体的な施設についてでございますが、現在、東京都とも調整を図りながら検討を行ってるところでございますが、本件の所有地につきましては、その活用につきまして、貸し付けに当たって制約が設けられてございまして、そこに整備できる施設としまして、いわゆる地域密着型サービス、認証高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の5つの整備が認められております。この5つの事業を主として行うものでありませんと、貸し付けが許可されないということになっております。このうち特別養護老人ホームにつきましては、今お話がありました小規模特養について不調に終わっておりますので、これを除く施設のうちに土地の形状等を考慮し、経営的に運営が可能と考えられるものを、単独、または幾つかのサービスを複合した併設型も視野に入れながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そうしますと、今後の検討ということなので、それを1つの施設でやっていくのか、複数にするのかということも、今後の検討ということによろしいのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 基本的には今お話ししましたとおり東京都のほうと、26年度に入りましてからその辺も含めて検討を進めていくということでございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。ぜひ今度はきちんと採算のとれる形で、長い間、市民の方に御利用していただける施設を、ぜひ建設していただければなというふうに思います。

この建設に当たりまして、この運営する主体、前回の小規模特養のときには、社会福祉法人の方々にお声をおかけしたかと思うんですけども、今後について、この社会福祉法人の方だけではなくて、例えばそういった業務を担える民間企業ですとかNPO法人あるかというふうに思いますので、そういった方々も含めて、いずれ計画ができ上がったときに、その事業を担っていただく上でお声かけするかどうか、この点についてお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 前回の小規模特養のときにつきましては、施設基準上、社会福祉法人ということで限らせていただきましたが、今回につきましては社会福祉法人に限らず、今お話ありました民間事業者やNPO法人、こういったものについても整備が可能な事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） これについては例えば、まだ計画が見えてない段階でこう言うのも何なんですけれども、プロポーザル方式でやるのかとか、一番目的とする事業で、一番安く請け負ってくれるところというのか、どういった考えを今の段階でお持ちなのかどうか、お答えできる範囲で結構です。

○福祉部参事（広沢光政君） 東京都の土地の活用ということもございまして、基本的に東京都のほうに求めているものが、今お話がありましたプロポーザルになってくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

いずれにいたしましても、全てはこれからということであるかというふうに思いますので、ぜひ市民にとって一番いい形の施設をお願いしたいというふうに思います。

最後、1点だけ、なるべく早い段階で、この計画について明らかになりましたら、地域住民への理解を求めするために、丁寧な対応での説明会の開催を求めたいというふうに思います。前回の計画のときに、若干その対

応について苦情を申された市民の方もいらっしゃったかというふうに記憶しておりますので、この点について最後、御確認させていただければと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 何回かお話ししておりますように、今回もまた公募ということで考えております。公募の特性から、公平性を保つという必要がありますので、できるだけ早くということで、公募開始と同時に説明会等が行えるよう、また懇切丁寧に理解を求めていきたいというふうに考えております。具体的なスケジュールは、先ほども申し上げましたが、26年度に入りましたら、できるだけ速やかに東京都と調整を図ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

新年度も目前に迫っておりますので、さまざま事業があるかというふうに思いますけども、この点についてもぜひ御留意をいただきながら、お仕事を進めていっていただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時55分 延会